

乃麿弓羽矢を賜はりて往き、美濃不破關より踰て、越前若しくは丹波路より向ひたると思はる、國神等に歡迎され、顯國玉大國主の別名の女下照姫を娶り、因て留住し、己も亦其國を獲んと思ひけり紀に葦原中國を。八年を経るまで報命せず。下照姫は市杵島姫の腹にて、其兄味耜高彥根は天稚彥の友なり、儀容相似るといへば共に升年比の輩行なるべし、事代主も市杵島姫の腹といへば兄なるか、大國主の系傳は敷衍多ければ確とは定め難し。斯くて日祖高木命勅して、天稚彥至今所以久不來者蓋是國神有強禦者とて、紀の書無名雉を密使となし、汝行て天稚彥の狀を問へ、彼を葦原中國に遣はすは其國の荒振神等を和せんとなるに、何ぞ八年を経るまで復奏せざるとの旨を含めらる記に、無名雉は天書に天之後園神也とある、蓋し密使なり。國神天探女これを覺り、天稚彥に告て之を射殺してけり、其矢を獲て天朝に報じ、に是天稚彥に賜はりし矢なれば、高木命これを諸神に示し、咒して若し天稚彥命を誤らずして惡神を射し矢ならば、之に中らざれば、若し邪心あらば、此矢にまがれと宣ふて、其矢を衝返し給へり、斯て天稚彥新嘗して休臥の時、俄に矢に中つて死したり、邦俗に反矢可畏といふとの原なり。天稚彥の親族降來り、屍を擧て之を殮せし、其喪

屋の處は美濃國藍見河の上なる喪山といふ、今の厚見郡なり。

高皇產靈尊は更に遣はすべき者を會議ある、諸神伊都尾羽張命の子武甕槌命を僉擧す、乃天鳥船命を副て遣はさる。此事を紀には諸神みな磐裂根裂火神軻遇突智なりの孫經津主命を擧ぐ、稜威雄走命の曾孫武甕槌命進て曰く、豈惟經津主命獨爲丈夫、而吾非丈夫者哉、辭氣慷慨、故を以て經津主命に配して葦原中國を平げしむとある、一書みな略同し或は經津主、是を普通の説とすれど、經津主は劍の名にて、後に石上神寶に藏まる石上布都大神是なり、因て舊事紀などには健甕槌の亦名を健布都神といふ、天書に經津主神者天之鎮神也、其先出於諸神と解す、此神は無形人なるに近し。又藤原氏の祖神とする鹿島香取兩社は、鹿島に武甕槌を、香取に經津主を祭るといへど、是も後世の説なり、香取の祭神は定かならず、紀の一書に經津主武甕槌二神の天津瓊星を誅ずる條に、是時齋主神、號齋之大人、此神今在乎東國楫取之地とある、齋主神とは名をなさず、固り經津主には非ず、亦其齋へる主神とも聞へず、經津主の跡は殆ど尋ねべきなし。思ふに是は薙劍を武甕槌命に授けて遣はされたるにて、其佩たる十掬劍が即ち經津主にはあらざる歟、天鳥船神も亦渡海の飛船

をいふに似たれど、且記に従へり。

武甕槌命は出雲國五十田狹那記伊之小濱に到りて、十握劍を抜て倒に地に刺立て、其前にテ跪坐して、大己貴に向ひて曰く、天照大神、高皇產靈尊の命を以て問に遣はされたり、葦原中國は、我御子の所知國なり、汝の意は如何ん、此國を避て奉らんや否と問ければ、大己貴對へて、僕は白さじ、我子の事代主白すべしとて、熊野の諸手船モロツに使者稻背脛を載せて、美穗崎に駛往しめ、事代主命を召寄しに、事代主至りて父に語るには、勅問の畏こければ、此國は避て天神の御子に奉り給へ、吾も違ひまつらむと、大己貴は其言を以て武甕槌に白して、古事記吾亦當避、若吾防禦者、國內諸神、必當同禦、今我奉避、誰復敢有不順者マツロハスと對へたり、紀記の正文は大略此の如し、記は此間に健御名方の問答あり、後に説く。大己貴の避地を普通には斯く傳へたれど、余は疑ふ、再尊以來此間に蟠りたる事情は決してかく容易なる談判にて決すべきに非らず、記者はたゞ最後の談判を摘記したるのみ。又武甕槌が劍を植たるは怪しき舉動に聞ゆれど、這是余が詔主劍を授かりたるの説を信にするものなり、劍は神の荒魂なり、拔劍とは白刃を抜にはあらず、授かりたる劍を植て、其前に於て談判を開く式と

見る、即ち經津主命は此劍をいふなり。武甕槌と大己貴と談判は余は一書の傳へるを取る、次に擧ぐるが如し。

二神經津主 武甕槌問、大己貴神曰、汝以此國奉天神耶、以不對曰、疑汝、二神非吾處來者、故不須許也、於是經津主神則還昇報告とある、問答餘り簡略なれど、是式の押返しはありたるべし。次に時高皇產靈尊、乃還遣二神、勅大己貴神曰、今聞汝所言、深有其理、故更條條而勅之とありて、條件を定めらる、斯くこそあるべし。其條件の、一は夫汝所知顯露之事、空是吾孫治之、汝則可以治神事とある、是を大綱領とす、國權の統一は此條にて始めて定まりたり。二は又汝應住天日隅宮者、今當供造とて、即以千尋梯繩、結爲百八十紐、其造宮之制者、柱則高大、板則廣厚とある、日隅宮は出雲大社オホヤシロなり、私記に夏至五月之時、日入於戌亥、杵築宮在子乾位、故有此號と解せり、記に大國主の答を記し、此葦原中國者、隨命既獻也、唯僕住所者、即ち日隅宮如天神御子之天津日繼所知之とたる、天之御巢、而於底津石根宮柱ふとしり、於高天原水木たかしり、而治賜者、僕者於百不足八十垆手ツマデ名地、隱而侍、亦僕子等百八十神者、即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者、違神者非也と白して、出雲多藝志の小濱に天之御舍と云云とある、其事なり、諄辭

の口調にて文は面白けれど、事實は天朝の會議にて定められたる條件なるべし。
 三は、又將田供佃とある、大社に御田を寄附ありたるなり。四は、又爲汝往來遊海之具、高橋、浮橋、及天鳥船、亦將供造と、五は、又於天安河、亦造打橋とある、造船造橋を官より供給されて、避地に報酬されたるなり。六は、又供造百八十縫之白楯とある、儀衛の用具を以て寵異されたり。七は、又當主汝祭祀者、天穗日命是也とある、是を出雲國造家の起りとす。此七條件を以て大己貴に勅ありければ、於是大己貴報曰、天神勅教慇懃如此、不敢從命乎、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾將退治幽事、乃薦歧神於二神、曰、是當代我而奉從也、吾將自此避去と白したり、是にて上國下國の政權始めて歸し、國家の基は始めて奠定したり。

避地の談判には、出雲の國情に於て反對者なかるべからず、記には事代主の次に諏訪の縁起を挿入して、武甕槌、大國主に亦白すべき子あるやと問へば、我子に健御名方あり、此を除けばなしと白すの間に、其健御名方命來り言ふ、誰我國に來りて忍び忍びに此く物言ぞ、然らば力競べせんとして、勝ずして逃去り、科野の洲羽海に追盛められ、遂に吾は此地を除いて他に行ずと屈服せしとを記す、かゝる事は必ずあり

つらん、但し追て科野に到るは後の事と見るべし。避地の約定まり、紀には於是二神誅諸不順、鬼神等、果以復命と結びたれど、一書はや、詳敘して、經津主神以歧神爲郷導、有逆命者、即加誅戮、歸順者、仍加褒美とある、順序當に然るべし。健御名方の屈服は此時にて、夫より武甕槌は關東に向ふて鹿島に駐劄し、天穗日無邪志上總數郡の造となる次第となりたらん。次に是時歸順之會、渠者、大物主神、及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠款之至、高皇產靈尊勅大物主神、汝若以國神爲妻、吾猶謂汝有疏心、故今以吾女三穗津姬、配汝爲妻、空領八十萬神、永爲皇孫奉護、乃使還降とある、是を出雲合體の終局とす。歸順の會、渠は大己貴の國作り、に服従したるもの多きに居るべく、八十萬神は出雲の官司をいふ、皇孫は瓊々杵尊を稱すれど、此一書は忍穗耳尊を稱す、必ずしも泥まらずして可なり。

○第卅六節 大倭の開け大三輪君の起り。

出雲の避地には、紀記に大己貴事代主みな隠ると記す、政務に與からざるを謂ふ、

且出雲を避て天穗日に渡したるにて、他の領地及び新拓の國縣は、總ての國造縣主の列に従ふて所領したるとは無論なり。出雲より木國を兼領したる久し、此より拓地を進めて大倭に入たるとも早かるべし、大己貴は大倭を玉牆内國と號けて青山四周して自然に宮居の規模あるを愛されたり。三輪神社を建たるは避地以前となるや定かならず、避地の後は此に遷徙し、事代主の功績は大倭に顯はる、是を大三輪氏の起りとす、爰に三輪神社の創まりを述べん。

三輪社の創造は紀記共に國作りの條に記したり。紀の一書には少彥名常世に適くの下に、自後國中所未成者、大己貴神獨能巡造、遂到出雲國、興言曰、夫葦原中國本自荒芒、至磐石草木、咸能強暴、然吾已催伏、莫不和順、遂因言今理此國、唯吾一身而已、其可與吾共理天下者、蓋有之乎、少彥名の外に人なきを云、于時神光照海、忽然有浮來者、曰、如吾不在者、何能平此國乎、由吾在故、汝得建其大造之績矣、是時大己貴神問曰、然則汝是誰耶、對曰、吾是汝之幸魂奇魂也、大己貴神曰、唯然、廼知是吾之幸魂奇魂、今欲何處住耶、對曰、吾欲住日本國之三諸村、故即營宮彼處、使就而居、此大三輪之神也、此神子、即甘茂君、大三輪君とある。記には同條に、於是大國主神愁而告、吾獨何能得作此國、孰

神與吾能相作此國耶、是時有光海、依來之神、其神言、能治我前者、吾能共與相作成、若不然者、國難成爾、大國主神曰、然者治奉之狀、奈何、答言、吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上、此者坐御諸山上神也とある、されば避地以前に三諸山の三輪社は營造されたる歟。幸魂奇魂は和魂荒魂の換言なり、三輪社の由緒は此の如し、其神殿は三社駢べり、社傳に、當社古來無寶倉、唯有三箇鳥居而已、奥津磐座大物主命、中津磐座大己貴命、邊津磐座少彥名命といふ、大物主は即ち大己貴なり、其傳へ疑ふべし。若し三社が大己貴の創造ならば、中は天神の正殿にて、左右は幸魂奇魂なるべし、或は是後世の式にて、中は幸魂奇魂にて、左右は大己貴と事代主とを祠るならん。近年この三社の並ぶを見て、是を墓壙の上に建たる古建築ならんと疑ひし説あり、大に非なり、墓壙の並ぶは後世のとなり、古への貴人は冢を起す、往年余は上諏訪社に詣り、其神殿の山側なる丘上にありて、回廊にて綴りたるを見て、墓冢に建たるには非ざるかと疑ひたれど、是も如何にや、事の序に辨じおく。

大三輪社、大三輪氏の起りに付て考ふべき疑問は、其以前より大倭は高天原として、京師なりしや否やといふと是なり。余は天香山、天高市などの地名あるにて、高

天原は大倭ならんと思ひしと久しかりしに、よく終始を考究するに甚だ妥當ならず、如何んとなれば、諾尊以來久しく廟謨を勞されて、出雲の遊地となり、天穗日が彼地を鎮するに至りたれば、其後は青垣山の京師いよ／＼鞏固にて、全國政令の府となるべきに、出雲より之れに入替り、却て皇孫の西降となりしは、敗者の實果に似たり、是第一の不審なり。又其後百餘年を経て、神武帝打入の時には、物部三輪兩氏此平原を占據し、東郡には蝦夷、八十梟帥、西山北山には土蜘蛛、吉野には國栖、熊野にも異族の喧嘩するは、古の京師が蒙昧に逆戻りしたるを見る、是第二の不審なり。此大勢より地理を看一看するに、凡そ天朝の拓殖は、まづ要港より海濱の野を開きて、山中に進み入たる跡を見るに、大倭は山中の原野なり、第一著手となる地理に非ず、然るを高天原に擬するは畢竟天降といふ神話に思想を制せられたる迷ひを免れず。此迷想を去りて見れば、大倭の開けぬ時代は、宇陀郡と一般の荒山なるべきのみ、前に述たる如く、節近江より吉野熊野の山中までは、關外の夷地にてありしに、諾尊此に拓殖を始められ、其時地勢を御覽ありて、磯輪上ハカミ秀眞國と宣ひたり。斯て河内山背の原野も略拓殖に就き、因て天津彦根を國造に定められ、猶進んで大倭の

平原に著手する順序となりしにより、國作り大己貴は早くも此を玉牆内國と相定し、磯城、八十梟帥等を威服して、三輪社を創建し、此を根據の地となさんと規模をたて、遂に出雲を避て遷住されたるにて、其時までの大倭は、神武帝打入の時よりも猶荒たる曠夷の聚落多きが妥當なるべし。然らば高天原の在所はといへば、前に述べし廿七節常世の重浪打寄る神風の伊勢より外には求むべき國なし、但し大湊のある度會郡なりとは明言しがたし、或は多氣郡あたりかと思ふ、五十鈴川上は皇孫西降の後に猿田彦が宇治公となりたるをいひ傳へられたればなり。

此の如く三輪神社は大己貴國作りの幸魂奇魂なり、大己貴の出雲避地の時は、其年もまだ初老に及ばず、猶有爲の盛りなれば、顯見の事をやめて専ら幽事の布教に力を竭され、因て馴化したる民族も亦多かるべし、故を以て大國魂神社は全國に存じ、陸奥地方にまで及べり、蓋し其教化に景向するもの大國魂を建邦神の化身と崇敬したるなり。建邦神とは欽明帝の時に、蘇我稻目が百濟王子恵に、昔在大泊瀬天皇雄略汝國爲高麗所迫、命神祇伯受策於神祇、祝者乃託神語、報曰、屈請建邦之神、往救將亡之主、必當國家謚靖、人物又安、原夫建邦神者、天地剖判之代、草木言語之時、自天降來、

造立國家之神也、云云といへり、此は余の謂へる産靈神に相當すれど、釋紀には大己貴神也と解せり。古代に大己貴の國民より崇敬されたと實に非常なるものなり、是も宗教の進路に於て必然の事にして怪むに足らず、其故は在天の神は幽遠なり、社會は眼前に顯はる威徳を視て渴仰の熱誠を鍾むるを常とす、天主の崇敬を耶蘇に鍾め、佛の信念を弘法親鸞日蓮に鍾むる等みな然り。大己貴の國を作りて人望を集め、己も以て神通と思ふ程なれば、其教化に浴する者には目映ほどに尊かりしなるべし、されば三輪氏の家聲益熾んなるまゝに、大國魂の崇拜も益隆んになり、以て天地を鎔造したる産靈神の化現と信じたるなり。又史學的より觀察すれば、其裏面に英雄の手段、政術の權略もあるべし、之を要するに三輪社大國魂の崇敬盛んになりたるは神武帝以後の時代にあるべし。

事代主は父の功績を續めて其美を成し、人望は父に亞す、大和國高市の鴨事代主神社は三輪社について崇敬され、正統の子孫は大、三輪、君となり、支流は三輪氏と稱ず、大神と書てみわと訓む、其社其裔は天下に多し。鴨君は崇神帝の顯用ありし大三輪神主大田田根子命より分る、記に大物主大神娶陶津耳命之女活玉依毘賣、生

子櫛御方命之子、飯肩巢見命之子、建甕槌命之子、僕意富多多泥古、白すとあれば、櫛御方命の後なれど、是には異説多し、前舉の紀の一書に従ふべし。其異説の中に三輪の神にかゝる神話あり、人情小説の材料に適するを以て頗る世に傳へらる、紛はしければ此に辨むべくべし。記の大田田根子の條に、活玉依毘賣其容姿端正、於是有神壯夫、倏忽到來、故相感、共婚、供住之間、未經幾時、其美人妊身、爾父母怪其妊身之事、問其女曰、汝者自妊、無夫何由妊、身乎、答曰、有麗美壯夫、不知其姓名、每夕到來、供住之間、自然懷妊、是以其父母欲知其人、誨其女曰、以赤土散牀前、以へそ、紡麻、貫針、刺其衣、襪、故如教、而且時見者、所著針麻者、自戶之鈎穴、控通而出、唯遺麻者三勾耳、爾即知自鈎穴出之狀、而從絲尋行者、至美和山、而留神社、故知其神子、故其麻之三勾遺、而名其地謂美和也、
以下此意富多多泥古命者神君鴨君之祖とありて、大田田根子を其時妊身の子となす(紀も同じ)いよゝ系傳を謬れり。姓氏錄には、大和神別大神朝臣の下に、素佐能雄命六世孫、大國主之後也、初大國主神娶三島溝杭耳之女玉櫛姫、夜來曙去、未嘗晝到、於是玉櫛姫、續麻係衣、至明隨苧尋覓、經茅渟縣陶邑、直指真穗御諸山、還視苧、遺唯有三縈、因之號姓大三縈とありて、直に大國主といひ、活玉依姫を玉櫛姫となし、妊身の事

なし、いづれも憑虚の談なり。凡そ紀記等に地名人名の因縁を説きたる神話小説は盡く虚誕に定まれり、此三輪の神話は、三輪賀茂兩氏が事代主の後たるとの自然に消滅するに因て、自ら半含半吐の文に畢りたり。姓氏錄賀茂朝臣の下に、大田田禰子命孫大賀茂都美命一名大賀足尼奉齋賀茂神社也とある、是ぞ正しき家傳なるべし、されば鴨事代主神社は垂仁景行の比に創建したるなり。又紀の一書に、事代主神化爲八尋熊罥、通三島溝織姫或云玉櫛姫而生、兒姫蹈韞五十鈴姫命とある、五十鈴后とは時代違ひたれど、攝津國島下郡に溝昨神社あり、又三島鴨神社もあれば、鴨の事代主の三島溝杭姫に縁故のあるとを徴さるゝ、大三輪君鴨君の兩姓は其子孫なるに疑ひなし。

○第卅七節 尾張連と物部連。

出雲合體して國家統一となりければ、さらば忍穗耳尊を西國に降すべしとて、其準備ありける處に、栲幡タケハタ千千姫の腹に瓊瓊杵尊誕生し給へり、因て此皇孫スメミマを降すべ

きに議改まりて、其事は中止したり。此事を前に擧たる一書には、大己貴還國の後、齋部中臣部玉作部等を定めて、神籬ヒモヒキを起され、其伴緒を尊の陪從となし、大神は三神器を授け、高皇產靈尊は萬幡姫を配はせらるとあれど、部曲の編制は早き古代よりあるべし、之を磐窟前の神樂に起るといふさへ非なるに、いかで此時に定まるべき、栲幡姫の婚も遅し、神器の授與は或はありつらん、されど事中止したれば、其式も消滅せり、略して可なり。たゞ此に考究すべきは、瓊瓊杵尊を栲幡姫の初娠とする、と、再娠とすると、兩説いづれが是なるやの疑問なり。

紀の正文には、忍穗耳尊栲幡千千姫を娶りて瓊瓊杵尊を生み、高皇產靈尊殊に鍾愛し給ひ、葦原中國の主となさんと、螻蛄平定を議せらるとある、是最も異傳なり、中國平定は愛孫のためにはよも起らじ。其他の一書は、多く忍穗耳尊の御子は瓊々杵尊のみを記す、此の如くなれば、大己貴の事代主に比較して甚だ晩婚晩娠なるに疑ひを免れず。記には、此御子者御合、高木神之女萬幡豊秋津師比賣命生子火明命次高皇產靈尊女子栲幡千千姫萬幡姫命而生兒天火明命次生天津彦根火瓊瓊杵根尊

其天火明命、兒天香山命、是尾張連等遠祖也といひ、乙は曰く、略天萬栲幡千幡姫爲妃、而生兒、號天照國照彥火明命、是尾張連等遠祖也、次天饒石國饒石天津彥火瓊瓊杵尊といふ、余は此傳へを眞ならんと思ふなり。

尾張連は火明命子天香語山命の後なるとは異議なし、然れども紀の正文には火明命を瓊瓊杵尊季の御子として、是尾張連等始祖也と注し、一書には或は長子とし、或は仲子とし、紛紛異同あり。偕紀の正文の注は、吉田兼夏が乾元二年の寫本には本文に大書し、朱書にて家本此注疏也、尤可書注也と校せり、嘉元本、文明本、學問所古本も皆本文に書たれば、足利代の古寫本は本文のもの多かりしなり、然るを河村秀根の集解には、火明命、吾勝尊第一之皇子、後一書古事記、舊事記、姓氏錄、此書には、所載如此、以其同名故、後人謬之、とて、注を削去したり、武斷も亦甚だし。書紀の終始瓊瓊杵尊に重きを歸して、火明命を此尊の末子とする説を採りたるは、筆削に用意のあるを見る、後の書紀講者が注を本文に寫したるも偶然に非ず、蓋し火明命は兄にて尾張に留り、瓊瓊杵尊は弟にて日向に降り給ふとすれば、皇室の最始に於て嫡統は尾張家なる嫌ひある故ならん。然れども是は古き思想の得てなすことにて、歴史の

事實は此の如き曲庇をなして後世を欺かるゝものならず。

記には瓊瓊杵尊の御子、長は火照命、此者隼人阿次は火須勢利命、次は火遠理命、名亦多君之祖。出見命日子穗々とすれど、甲乙の一書には火照命なし、此傳へ最も眞に近し。余は又怪む、

古代の大連貴卿は家の系統みな著明なれど、物部姓のみは饒速日命の後といふのみにて、饒速日の所出を記したる書なし、神武紀を按すれば、大三輪氏に推奉され、神武天皇と天表を相示して歸順したれば、正しく近き系統より分れたる天神の子なると明白なり。余は此に至つて忍穗耳尊の第一皇子は火明命なれど、早き時代より抹殺されて、紛紛と異傳の構造されたるを知れり。

舊事紀の偽書たるとは掩ふべからず。余は思へり、偽作者の據たる原本あるべし、或は物部家の舊記と、奈良朝の國造記とを獲て、敷衍したるならん、故に天神天孫兩本紀は猶古語拾遺同等の價はあるべしと、舊事紀信者も亦此懷疑あるなり。然るに彼兩本紀を見れば、言語道斷なり、其異彩として講ぜらるゝ天神本紀に、紀の忍穗耳尊栲幡千姫を娶り、瓊瓊杵尊を生の文を一書の天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊を誕生と改め、記の忍穗耳尊西降東裝之時、所生之兒、以此可降の文を扯合せて、

饒速日の事に構成したり、淺露なる作偽なり。次に自作の文あり曰く、天神御祖詔授天璽瑞寶十種、謂麿都鏡一、邊津鏡一、八握劍一、生玉一、死返玉一、足玉一、道返玉一、次に天羽羽弓矢步鞞を加へたらよからんに、蜂比禮一、蛇比禮一、品物比禮一、是也とあり、天神御祖教詔曰、若有痛處、今茲十寶謂一二三四五六七八九十、而布瑠部、由良由良止、布瑠部如此爲之者、死人反生矣、是則所謂布瑠之言本矣とあるは、劣等信教者に適當の御詔宣なるべし。次に高皇產靈尊勅して、敵神の待戰ふ防禦に、天香語山命、天鈿賣命、天太玉命、天兒屋命等、三十二人を供奉とし、二十五部の物部兵仗を帯ひて從ふなど、盡く其名稱を記すれど、破綻は蜂窩の如し。天孫本紀には亦饒速日を天孫となし、十種瑞寶を授かり、天磐船に乗て河内國河上嶧峯イカサに天降り、大倭國鳥見、白庭山に遷座す、虚空見日本國と謂は是歟と、神武紀饒速日の言を取合せたるなり。此次に物部家系を詳記しあるは、舊事紀の史料として信用さるゝ所なれど、天香語山命の亦名を高倉下とし、弟可美真手命とあるより、既に疑ふべし、其他に議すべき點は夥多し、系圖學家は此般の記を喜べど、畢竟偽書なり。

余は尾張連の祖火明命は忍穗耳尊の第一皇子なる傳へを信ず、舊事紀あるとて

其信を深くもせず、亦偽書なりとて其信を薄くもせざるなり、但これを推究して、物部家の祖饒速日は、香語山の兄弟、若くは子姪と言んとす。然るに此偽書が火明命の亦名饒速日といひ、香語山の亦名高倉下といへるは、さながら辛苦腹稿したる説を演せんとするに、饒舌者より類似の説を以て講場を荒されたるに似たり、因て茲に贅論を費しぬ。

天忍穗耳尊の西降を中止ありし時までは火明命は猶幼年なるべし、京師即ち高天原を伊勢とすれば、此時既に第一の天孫には東國を知すべきに定まりたれば、誕生ありたる第二の天孫に西國を知すべしと定められたるなり。山陰山陽には天穗日向へり、畿内には天津彦根向へり、活津彦根及び熊野樟日も各方面を分治し、是にて宣政區の配置は始めて備はれり。若し此數區の中に於て何れに重きを置れたるやと謂へば、余は西國と答ふに躊躇せず、何んとなれば、初めより忍穗耳尊の向ひ給へる方面なればなり、されど當時方面に輕重軒輊の意はなしと知べし。早き時代より火明命に異傳多きは、一は瓊瓊杵尊の西降を邊裔なりとの思想に引かれ、一は天孫を末子とするを嫌ひたるならん、上古より日繼の定まるに長子相續の法は織

芥もなし、歴代の事實は、却て末子相續の例の多きに非ずや、其は皇室のみならず、藤原氏の攝關も末子の統に歸したるに非ずや。國初に南北人種がくらげなすたよへる時代より、成務帝の比までは、皇族貴族に尙武の氣質強く、拓殖進取の志に富み、遠國を跋渉して異族を綏服することを好まれし跡は、歴史上に歴歷と印せられてあり、京師に惰居して宴安に逸するを榮とするは後世の思想なり。

地理に於て尾張は東國中樞の要地たり、後世まで將軍の產地となりたるも之に因る。尾張といふ地名の起りを釋ぬるに、記に武甕槌命の父伊都之尾羽張神は、逆塞天安河之水、而塞道居とある、土木に達したる國神なり、紀に據れば、天石窟所住、神稜威雄走神之子甕速日神、其子燂速日神の子武甕槌神とあれば、尾羽張とは雄走の義なり、其處は神武紀に高尾張邑の土蜘蛛を葛網にて掩殺したる地を葛城と號すとあれば、葛城山に高尾張はあり、尾張とは是等の名を移用したる歟。火明命は此樞要なる國を治められしに、天磐船に乗て蝦夷土蜘蛛の雜居せる大倭國に往たる饒速日を其子若しくは孫ならんと謂ふは、此外に相當の系統なく、且有爲の氣象は既に開熟したる尾張に逸居するを好まざりしと思ふにぞ。大三輪家に於ても亦大

倭の青垣山を見込て遷りたる後に、異族雜處の多きを以て、天穗日の例にならふて天神の子を推奉するの必要を感じ、因て饒速日を迎へたるべし。然らば天香語山の後は、尾張連を本家とし、物部家は支流なるべし、神武帝より以後は、物部家を京師第一の權貴となし、尾張連は外國畿外の造なれば、其分家といふを嫌ふて、直に饒速日を始祖としたるに因て、遂に其所出の傳を失ひたるなり、系圖にかゝる例は甚だ多し、古代に於て中臣家も神皇產靈尊の後古語拾遺といはずして、津速魂命中臣系或は己都魂命の子といふも同じ情なり。余が火明命及び物部尾張兩姓の祖に於る見解は此の如し、天孫西降の後百餘年の間は、上國の歴史は復暗黒となりて、高天原にましませし高皇產靈尊、神皇產靈尊、思兼神を始め、八百萬神の京はみな虚空に化し去り、其神裔として西國に供奉されし伴緒が、最高貴族として皇室と聯婚し、其下に家族政治を立たるのみ。又水神草神土神火神などいひしは、海神山神木神と同一く多く土地人民を領したる國縣の主と覺ゆれど、是も釋ぬべき痕跡を存せず、天穗日の子天夷鳥が出雲國造となり、天津彥根の子天麻比都禰が山代直となり、天御影が凡河内直となり、天櫛比が桑名直となりて存じ、伊勢に國底立尊の後とて天

日別が存ずる等、落々として晨星の如きを見る。因て傳説時代の神代が人皇の歴史時代に接する縁に、大倭の京に最も勢力ある物部連、尾張連、三輪君の起りを述べて、百餘年間の闇夜をたどる榮となしおく。

第十章 高千穂宮時代。

○第卅八節 天孫西降及び伴部。

天孫瓊杵尊成長し給ひければ、いよ／＼西國へ降すべしとて、天照大神勅して宣はく、瑞穂國是吾子孫可王之地也。空爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆。當與天壤無窮者矣。とて、御手に寶鏡を持って、視此寶鏡。當猶視我。可與同牀共殿。以爲齋鏡と祝て、及び古八尺瓊の曲玉と、天叢雲劍とを副へて授け、永く天璽となし給ふ。是古語拾遺と書紀一書第一及第二及び舊事紀第二とに記する所にして、三種神器の皇統に傳はる起りなり。但し此三四の書も少々異同あり、古事記には空爾皇孫以下廿三字、及び可與同牀共殿の六字なし、行矣云々の句は漢語めきて、後世記者の頌辭かと思はる、書紀の正文には此事全くなし。北畠親房卿の神皇正統記に書れたるは前文の如し、次にまた此鏡の如くに分明なるをもちて天下に照臨し給へ、八尺瓊のひろがれるが如く、曲妙をもちて天下を知しめせ、神劍を提げて順はざる者を平げ給へと、勅まし／＼

けるとぞ、此國の神靈として皇統一種たゞしくましますと、誠に是等の勅に見えたりとあるは、其比まで存したる異書の傳へにや、亦後人が三器の徳を述たるにて、覺東なし、神教は中臣齋部の神秘として不文教にて終りたるべし。又記に此鏡者專爲我御魂、而如拜吾前、いつき奉とあるは、前後の文を見るに五十鈴豊受兩神宮の建たる後の傳へなり、舊事紀古語拾遺に鏡劍二種神寶といふも非なり。瓊瓊杵尊は皇統の首祖にましまし、此一段は其根本にかゝる重要な典なるほどに、諸書の傳へ敷衍多くして、稍まち／＼なれど、鏡劍玉を神靈として今に玉座を離さず傳へ給ふは、此神勅に由來すれば前舉の文の大方は誤りなるべし。

高皇産靈尊は又勅して宣はく、吾は天津神籬及び天津磐境を起樹て、吾孫のため齋ひまつるべし、汝天兒屋命太玉命は宜しく持降りて亦吾孫のために齋ひ奉るべしとて、陪從となし給ふ、是中臣齋部二氏が神事を主とりて殿内に侍ひ、八神殿を建樹て、中臣が太占の卜事を主る、神祇官の起りなり、古書及これに天鈿女命、石凝姥命、玉屋命を副侍らしめらる、是媛女君、鏡作連、玉作連の祖にて、并せて五部の伴緒とす、一書大伴連の祖天忍日命、久米直の祖天津久米命、二人石鞞を負ひ、椎刀を取り、天

梶弓、天羽羽矢を捉て、御前に立て前驅となる、古書記高皇産靈尊は眞牀追衾を以て皇孫を覆ひて、將に磐座を離んとし給ふ、紀とき、先驅還り白す、一神あり八衢に立てり、鼻背共に長く、眼は鏡の如く、顔は赤酸醬の如し、目勝や、カウチて相問を得ずと、因て天鈿女に勅して往て問はしめらる。天鈿女すなはち胸乳を露はし、裳帯を臍下に抑へて、笑嚙ひつゝ向立ければ、衢神いふ、吾は國神猿田彦なり、天神の子降行を聞て奉迎し、啓行せんとするなり、鈿女因て何處に到りまさんやと問ければ、對ていふ、天神の子は筑紫日向、高千穂、穗觸之峰に到りますべし、吾は伊勢狹長田五十鈴川上に到るべしと、鈿女還りて其由を白す、因て之に従ふて日向高千穂へ降臨と定まれり、古語猿田彦は伊勢の阿邪河に漁して居たるものなり、記壹志郡の阿射加神社は其舊居なるか、斯くて天鈿女は送りて五十鈴川上に至る、因て猿女君の姓を賜はり、猿田彦の裔を宇治土公と稱ず、此句はといふ。鈿女は神前に舞樂をなす、俳優なり、俳優の戲謔をなして神慮人意を和ぐるは上古よりの風俗なり。猿田彦の神話は、皇孫西降の地が伊勢の處士の建議にて決定したる傳説によりて構成したるものにて、敷衍もあるべしと雖も、鈿女が阿邪川の處士に其意見を叩きて奏聞し、因て

處士を宇治山の隱棲に送りて家名を得たると美談と謂べし、又是にて高天原の在處は伊勢なるべき一の證となすに足る。

天孫の供奉は、紀の一書に天兒屋命、太玉命、及諸部神等とあるを是とすべし、之に媛女、鏡作、玉作を加へて五伴緒となし、一書及或は媛女のみを加ふ古語神宮始まる後の思想なり。記に又三神器、及び思兼命、手力雄命を授けられ、思兼命者取持前事、此二柱神者拜祭、佐久久斯侶伊須受能宮、次登由宇氣神、此者坐外宮度會神者也とあるは、紀事更に内外宮の備はる後の傳へを混じたり。神皇正統記に、八百萬の神勅を承りて御供につかう奉る、諸神の上首三十二神あり、其中に五部の神云とあるは、舊事紀火明命の條を混じたり。天神供奉の伴部は餘多あるべし、其中に上首といふべきは、神事に中臣齋部、元戎に大伴久米、この四部をこそ推すべきなれ。古語拾遺に櫛明玉出雲國玉八尺瓊之曲玉を素戔嗚命に獻し廿節石凝姥天作遠祖也、日像の鏡を造る、みな太玉命の率る諸部神となす、先輩まゝいふ齋部の家傳は諸部をみな自家の率る所となし、又舊事紀は物部氏の率る所となす、みな偏説なりといふ、余は謂ふ、物部は凡て帶刀の士にて、鞆負の弓兵とは明かに分別

あり、齋部は祭物を供給し、中臣は神事卜筮を主どる、祭政一致の兩輔なれば、鏡作玉作が齋部連に率らるるを曷ぞ疑はん、是等と同じく諸部の上首に列するは三神器に泥めるなり、爰に部曲の制を略述せん。

天神族の國民品種を以て秩序的の統制をなし、以て國土を分轄し、開拓し、神教を布き、村邑を團結されたる、最要の法は部曲の制にあり、其遺蹤は今も神社姓氏官名地名等にて徴さるゝ。前に言し如く、廿四天神之子は品種に於て最も尊し、其支流及び兩産靈の裔は最高貴族にして、中朝直轄地の諸部臣民を世職にて支配したり、是を伴造の起りとす。又國神といふは、早くより聯島に移住殖民したる同種族の君長にして、亦各其地と人民とを領有して、天神(即ち皇統)に歸順し、其神教に服し、外臣となり、面面に管理法を行ひ、其中には入て中朝の貴族に加はれり、中世まで畿外を外國といひ、外位の制あるは、即ち其遺風なり、是を國造の起りとす。古語拾遺に、高皇産靈神の所生の男名を天忍日命大伴宿、又男名を天太玉命忌部宿といふ、神皇産靈神の子を天兒屋命中臣朝、姓氏錄に據れば久米直も此神裔といふ、太玉命の率る神名を天日鷲命阿波國、手置帆負命讃岐國、彦狹知命紀伊國、櫛明玉命出雲國

國忌部 天目一箇命國忌部祖 又率るる諸部神に石凝姥神遠祖 長白羽神伊勢國 天羽槌雄神倭祖 等あり、皆諸國に散處せる忌部の首長にて、是を伴部の起りとす。其職業は、天日鷲津咋見二氏は穀を種て木綿を織らせ、手置帆負、彦狹知、二氏は天御量大小斤を以て、峽材を伐て瑞殿を造り、兼て笠、矛、盾を作らせ、櫛明玉は勾玉の統を作らせ、天目一箇は倭金師に刀、斧、鐵鐸等を作らせ、石凝姥は銅鏡を作らせ、長白羽は麻布を織らせ、天羽槌は文布を織らする部民の首長なり。此事は紀の一書出雲國の條にも、即以紀伊國忌部、祖手置帆負神、定爲作笠者、彦狹知神爲作盾者、天目一箇神爲作金者、天日鷲神爲作木綿者、櫛明玉神爲作玉者とあれば、太玉命の總轄する忌部に此諸職あると、あながち古語拾遺の私説にあらず。此を例として、中臣、大伴、久米、物部諸氏の總轄する伴部も、亦其下に首長ありて、諸國の部民を分管すると知るべし。凡そ臣民には土地を付し、土地には必ず人民を領ず、此を古往今來明治以前の家産とせり、故に古は人民を大御寶といへり。其管理法は部曲の制にあり、諸國に在る中朝直轄地には諸職の品部を定め、其民の首長ありて之を率るて姓戸となし、各村邑を團結し、定まれる職業の品を造作し、之を祭政の應用に供し、其外の所得は各自に収納

をなす、天神族の日本を開闢し、秩序的の統制を進められしは、此法によりたるものなり。

上古に行はれたる國民品種の等は、明記なし、魏志に新羅の官は親屬を上となし、其族第一骨第二骨を以て別つ、兄弟姑姨從姉妹も皆聘して妻となす、故に王族を第一骨とし、主妻も亦其族なれば王子も皆第一骨なり、第二骨の女は娶るとも妾媵となすとある、我古代妃嬪の等、及び姓戸の法によく似たり、骨は即ち戸なり。印度の品種は、最高を波羅門の僧侶とし、次高を刹帝利の王族とし、三は畢撒の職業民とし、四を戌達羅の農民とすといふ、亦我古代に祭政一致のとき、天御中主、兩產靈の統を最高貴種となし、次に國縣主、及び外國王族の家あり、次に伴部ありて職業に服し、次に良民の田を受け耕作するに似たり第四卷十。其が後世の沿革にて、卿、大夫、士、庶の等となり、卿以上は上壇の間に坐し、諸大夫以上は次の間内に坐し、士は椽側に坐し、庶人丁は庭に坐する、書院の建設は此法に出るものなり。品種の嚴なる此の如し、若し其等を昇進すれば、荒鎮の祭を擧げ、焦尾の祝賀を盛んに行ひ、これを鯉魚の龍門瀑に登りたるに比したり。明治以前まで猶品種の等を存じ、士民の別は共に

席を同しくせざりしと我輩の實歴したる所なり、庭に坐する白丁とても、地方に在ては豪家なると、戸令に里長なり、坊長取、白丁、清白強幹とある、一村の長者さへ富豪なるに、郷長の選を白丁より取るにて、庶人にも等級の差多きを推知すべし。輓近まで存じたる品種の等に因て、上古に行はれたる部民の制を推想さるゝ、試みに之を言ん。

太初に聯島へ遷徙したる野民は、猿狖に齊しき劣等人にて、榛々狉狉の山野に棲息したるが、漸進みて南北より稍有力なるもの奴隸を率ゐて移り來り、始めて良賤の民を別ちて聚落をなすに至りたるべし。更に進みて其良民の上に貴種と稱する豪族も渡來し、酋長となり之を率ゐ、漸く村落を團結し、終に著姓の貴族を迎へて國縣君主の分據をなし、其結果にて、神教を以て獷俗を馴化して國家をなすの必要を感じ、天神之子の降臨となりたる順序なるべし。故に彼食蜃人を始め、最初遷徙の土人は總て賤民として奴婢に役され、牛馬の上に遇されたるに過ぎず、其中に強幹なる者の職業、若くは武事に勞を積て、部民に編入され、田地を受けて有姓の家をなす榮を受け、良民良家と稱するものを生じ、其村落には必ず團體を支配する者ありて、此部曲の編制をなしたるなり。思ふに部曲の制は南種の持來りたる管理法にて、是を以て臣民を秩序的に統轄させ、其榮譽を以て職業農耕を獎勵したるにより、國土の開拓を進め、并せて他の種族を招撫したる方法にてあるなり。

右は至つて見易き情理なれど、是まで國史を解釋する者の餘り言ざるは、二の蔽はれあり。一は、輓近に農漢を百姓といふにより、賤民とは穢多の如き小數の奴婢と思ふ蔽はれによる、百姓とは中古まで國造伴造百姓と連稱し、有姓の良家をいふと、古文書を見ても灼然たり、全國の最下級に、多數をしめたる賤民の全く隠れては、地方の景況は闇になれり。二は、普天王土の理想に蔽はれて、全國の土地人民は盡く朝廷の直轄と思へり、なるほど國家の主權は或る部分に此理を實行さるれども、普通は國君縣主が古來領有したる土地人民を依然と持存じ、後には墾田莊園を附加し、朝廷の直轄地、國領地、及び公田私田の別は文書に歴歷たり。故に官の直轄民は盡く有姓の良家にて、賤民を官奴官婢といふ、貴族寺社の私民は領家には各等級ありて、豪富の巨室も存ずれど、官の戸籍には上らず、概して家人奴婢を以て賤民の遇を受たり、後に某家の御家人といふは其遺風なり。故に此二つの蔽障を撤去し

て古史を洞見すれば、國初より行はれたる部曲の編制は、世を逐ひ國土の開くるに従ふて擴張變化し、而して公領私領の交錯により、種々の異動を起して、歴史の顯象をなしたると、瞭然と觀察するを得ん。

天孫供奉の中臣、忌部、大伴、久米等、伴部、連が諸國に管領したる品部の概略は、大概右に述べたるが如し、此數名の命は最高貴族の總長にして、諸國の部曲を分管したる者は、忌部に天日鷲等のあるが如くに、亦他の伴部にもあるべく、又諸國の村邑には在住して部民の長となるものあるべし、必ず此四階級なくては全國の各部を統轄するを得べからず。當時に天神の裔は諸方面に降りて祭政を提舉ある、是には夫々隨行の伴部ありて、所務を辨じたるべし、各地品部の供給する調物は、如何なる宰理を設けて年々に用度を濟したるにや、僅かなる神話の覺束なくも傳はりたる分にては推考するに由なし。然れども伴造を統轄するには、必ず中央政府ありて之を集中する制はなかるべからず、皇孫は葦原中國を知らず、繼統の君なれど、日向より全國の八十伴緒を統轄さるゝには、頗る不適當の地理と思はるゝ。且天孫西降の後も、天照大神、高神兩皇產靈尊、及び思兼命等の諸神は、猶高天原に在して顯

見の事を治め、中央政府を元の地に設けたるべし、爾後如何なる沿革となりたるや、歴史再び闇黒になりて考ふべき緒なし。

是に於て皇孫瓊杵尊は文武の伴部を隨へ、日向をさして海路より進行ある、此事を神話となし、排天、八重雲、稜威之道別道別とある、道すがら不順の者を打拂はれたるを謂なるべし。此を事實とすれば、内海に航路を取給へる歟、延元三年に征西宮は伊豫忽那島へ渡り、數年滯座あり、九州の水師を催して薩摩谿山に航渡ありたる例もあれど、又土佐海を航せられしとするも不可なるなし、此航路の絶たるは鎖國以後の事なり。降臨の地を日向襲之高千穗峯、紀或は筑紫日向高千穗、觸峯、書一及(總日高千穗峯或は高千穗添山峰)又は總日二上峯、書一ともあり、地名に華辭をつくるは神話の病と謂べけれ、天降を承て浮橋の止りたる山を形容せるならば、二上峯は霧島山に適當すれど、日向襲之高千穗峯とあるを是とすべし。此神話は高千穗宮に於て傳へたる記を増潤したるものなれば、薩隅の地理は晦からず、彼海岸より望めば、霧島山の高く聳えたる、兩國の地は皆其麓の如き觀をなす、因て二上峯に天降と書たると見るも理に聞ゆ。されど高千穗の宮居は加世田地方なり、海岬に二

千尺の野間嶽を突起す、是こそ高千穂峯なるべし然し雙峯には非ず。釋紀に日向風土記の臼杵郡高千保を二上峯とすれど、其は深き山奥にて、後に阿蘇家領の高知尾莊となす處なり、天孫降臨の地とは拔群に隔たれり。

○第卅九節 吾田國と熊襲

高千穂降臨の條は、記者が殊更に文詞を繕ひたると覺えて、解し取にくき點も多し、紀の正文に皇孫遊行の狀はとして、次に穗日二上の天浮橋よりうきに浮まりたい平ら立たし、記には「うき」の稜威道別の下に挿めり、脊肉の空國一書に胸副頓丘から國まきとほる、吾田長屋笠狹の崎に到ります、其地に一人あり、事勝國勝長狹と號すとある。記には此に脱誤あると覺えて此事なし、直に於是詔す、此地は韓國に向ひ、笠沙の御前にまきとほりて、朝日の直刺國なり、夕日の日照國なり、故に此地甚吉と詔ひて、底津石根に宮柱ふとしり、高天原に氷椽たかしりて坐すとある。此兩文を合せて、皇孫便要の地を擇みて高千穂宮の處を定められたる次第は備はる、一書に

吾田長屋をば、吾田笠狹の崎に到り、遂に長屋の竹島に登りて、其地を巡覽あり、長狹を召したる様にも記したり何れか是なるや。此文を熟覽すれば、皇孫著船の處は薩摩半島の吾田國にて、霧島山とは大に隔たり、望み見とも少なる地理なり、まして臼杵郡高知保などは思ひもよらぬ場所とす。脊肉の空國は後の仲哀紀の神託に熊襲國者脊肉之空國也といひ、寶國に對しあれば、險隘なる瘠地の意なるべし、薩隅は豊沃なる平野に乏しく、農耕作の利薄し、磯山は多けれど、韓地の良磯には、大に劣れ、或は之を譬へたる歟。吾田は薩摩の阿多郡なり、古は薩摩半島の總稱たり、後に阿多平氏此に割據して藤原氏時代より著はれ、南島を并領せり、古來の土豪なるべし、島津氏は鎌倉より其押へとして下り、足利時代まで兩族相抗して相降らず、今に其裔は甚だ多し。皇孫の浮橋より上岸し、浮渚の平處に立て、頓丘より國を覓て、笠狹崎に到りましたるは、野間の片浦又は其北へ御著船にて、阿多一帶の海岸は濶き沙濱にして、吹上げて長阜をなすを以て浮渚平の頓丘と之をいふなるべし、笠狹の崎は加世田の崎なり、長屋山は其南に野間嶽の間なる嶺なり。此は南より北へ國覓通り給ひたる様なれど、一書に従へば、逆に田布施加世田の北の浦より吹上濱を通行あり、加世田を過ぎて野

間岬の竹島に登り、眺覽ありし順序に聞ゆ、然し野間の片浦は最良港、其餘は遠なれど、奠都には適せず。韓國に向ひ、北海に連なるを云朝日直刺し、夕日の照り、東南西の海面空濶なるは野間岬の地形にして、上古閩地往來の津なるべし、後世には東の坊津に移れり、此地は三面山に圍まれて、長崎港の如く防禦の要害によるしき故にや、坊泊浦は片浦の安全には及ばずといふ。笠狹にて瓊瓊杵尊長狹に間給へば、長狹對へて是有國也、トニカケモ取捨隨勅と白せしに因て、此に宮殿を立らる、是を神代三世の都となりし高千穗宮とす、長狹は伊弉諾尊の子にて、亦名を鹽土翁一紀といふ。吾田の笠狹崎、長屋の竹島は、郡鄉村の名となりて今に存ず、高千穗宮の加世田なると確かなり、後に薩摩の別府も此地におく、坊津は島津莊の貿易港となれり、吾田國は大洋に控へ、南島より連、疋をつゝりて吳越に向ふ、地理を覽れば、猿田彦の建議によりて高千穗降臨に決したる、當時の廟謨を想望され、其規模宏大なりと謂べし。

瓊瓊杵尊海濱に遊幸し、大山祇の女を見給ふて、其父に召しければ、其父の大山祇乃ち二人の女に百机の飲食を持たせて奉進せり、尊は其妹の國色なるを以て引幸せらる、是を木花開耶姫と申し、有史後の皇室第二の后妃にして、ホ、スツ、火闌降命、彦火火出見

尊を生給へり。此姫と二皇子との名が花と火とに縁りて、種々に附會したる神話あり、一も採るに足らず、又皇子を三皇子四皇子に敷衍したるも、徒に迷岐を滋くす、既に前章冊七に略辨じおけり。大山祇は吾田國君にて、此地方の君長なるべし、大山祇とは諾冉二尊大八洲巡幸の後に定められたる、海川山木草土火諸神の一にて、其説は第五章冊十八に述たるが如く、海神は筑紫君にて、渡津を監じ、山神は吾田君にて、山津を監ず、韓地閩地の兩交通貿易は此兩監にて主宰したると、娜津と笠狹崎との地理にても明白なり。山祇は紀の一書に、諾尊火神を斬て三段となし、其一段は雷神、一段は大山祇神、一段は高靈とあり、又は五段となし、大山祇、中山祇、麓山祇、正勝山祇、籬山祇ともある、記には八山祇、其説紛らはしく、解し難けれど、火神の處分に關係ある雄藩と思はるゝ。又伯耆を領する山祇の族は、素戔嗚尊を迎へて、籬川上の高志魁帥を平らげたる、大國主の外祖にして、伯耆より韓地へ往來の港をも占據したり。釋紀其他の書に大山祇の遺跡を説けるは、伊豆の三島神社郡賀茂、攝津の三島鴨社郡下島、郡伊豫の大山積神社、三島神社といふ、越智、いづれも大山祇を祭る大社なり。神社の説には附會多くして、盡くは信じがたけれど、伊豫風土記に宇知郡御島坐神御名

大山積神一名和多志大神也。是神者所顯難波高津宮御宇(仁)天皇御世此神自百濟國來坐而津國御島坐云云。御島者津國御島名也とあるに據れば伊豫の三島社は仁德帝の時に津國の三島嶋社を分座したるなり。三島嶋社は前章廿六に述たる事代主の婚せる家にて其時より山祇族は此地を領有し港を開きたるを證さるゝ。伊豆の三島は沼津に近く彼地は海潮の作用にて地形を變遷する處なれば二千年前は大に相異あらんも亦美保灣は要港なり而して甲斐駿河の淺間社は大山祇と木花開邪姫とを祭る亦みな注目すべき事にて大山祇の族は伊豆の要港に據りて甲斐の山原と駿河の平野とを開殖したると思はるゝ。

是まで學者の思想には二神大八洲を生むの幻影を留めて日本に限りて初めより皇室一統の下に開け郡縣にして封建に非ずなど稱ふれど余は支那の封建といふも事實は浮汎なる空想と思ふなり。國土の開けは必ず野蠻部落より村邑の團結力を生じて漸々と有力者の下に國家を形成する順序にて必ず割據なるを普通とす。日本も其如く古へ魁帥土蜘蛛は到る處に占據せり國縣の大なるは出雲を首とし海神山祇木國及び水門野植の神等みな有土の君にて國君國主國造の名は

有史後まで存せり但或る條件の下に一統の管理を受たるのみ。中に就て吾田の山津見と筑紫の渡津見とは外國交通の津を管轄し筑紫よりは漢に使節を差派し諸國縣の之にならひたるを見れば吾田よりも閩地の貿易を專轄したると早かるべし其は生海山といふ句にて二尊の准許となりたる職にして是等の大藩は天神の族よりも早く日韓支に拓殖を始め或は天神を迎へたる君長かと思ふにぞ。外國へ使を派し交通を約するを帝王の特權とするは後世の進みたる政治思想にして日本にては崇神帝比より漸く此に必要を覺り應神帝に到りて定まれり夫まての間に筑紫熊襲の互に雄を爭ひたるは古史中の一大要件なり。又山祇の族が東國に領土を開きたるは皇室の戚里となりたる後の事と思ふれども伊豆港を占有して著手をなしたるは早き時代よりの事にて筑紫に劣らぬ大國なるを以て皇孫の西降は寧ろ其國に定められ内は熊襲を教訓し外は常世の閩を招撫するに決し是猿田彦の深謀にて猶仲哀帝の西狩に新羅熊襲の先後を議せられしに比すべし。吾田國と熊襲隼人との異同は猶一の問題を存す余は是を吾田君と火闌降命と隼人とは決して混ずべからざる種族といふ本源より澄清せんとす。吾田君は前

述の如く山祇の族にして彦姫と稱ずる貴種なり故を以て皇室第二の後家となれり。火闌降命は其後の長子にて鷓鴣草葺不合尊の伯父におはす、記に神武帝日向に坐す時阿多之小橋君、妹名阿比良比賣を娶るとあるは吾田君の女なること明かなり然るに紀の正文に其火闌降命、即吾田小橋君等之本祖也とある、倘し然らば小橋君吾平姫ともに火闌降命の孫なるべき時代なり、僅に一代を隔て、山祇の族が皇別の家となる此理あらんや。門閥を重んずる時代に系譜の假冒は公然の秘密なり、故に系圖を血統人種等の天然を考ふる材料には輕易に正證とはなし難きと多し、吾田國山祇の族は崇神帝の比まで猶大國なるが如し、其後痛く衰へて歴史に痕跡を絶つに至りたれば、いつか其系を火闌降命に託したるものなり、筑紫國造が大彥命の後に化したると同じ、尙後に詳説する時期あるべし。隼人は八十連屬の熊襲地方に聚落をなしたると、諾尊以前より既に然ると見るべし、二二代の内に蜂蟻の如く繁息したりと思ふは妄の極なり。

右は明白なる事理なり、阿多隼人、大角隼人など、姓尸を稱じて貴民の待遇を受たるは蓋し瓊瓊杵尊の高千穗奠都後に薩隅の隼人を馴化し、彼族の强悍なるを以

て梟帥をして之を率ゐて宮墻を護衛させ、職務に服せしめられ、其末に火闌降命の統轄となりたるが起りなり、神武帝の橿原奠都より可美眞手命に物部を統轄して守護職になされしと、的に同じ例と見るべし。故に隼人は火闌降命の裔に非ざると、物部が可美眞手命の裔に非ざると同じ、部民が首長の家系を冒すは中古に於るなへての例なり、以て血屬人種の證とはなすべからず。此の如く隼人の中には早く有姓の良家となりたるもあれど、一般の熊襲隼人は異種の聚落にして、梟帥を立て、山谷海濱に占據し、不化の民たりしは東國の蝦夷に同じ、熊襲の叛亂は此民族に原由したる事とす。故に史に隼人と稱する者に二類あり、一は歸化して有姓の家となり、官職に擧用さるゝもの、一は化外を以て待ち、歸附と書し、入朝と書し、蕃客同様なるもの、此別は判然と明かなれど、同じく阿多大角の住人なるを以て、姓尸と同呼にて目に紛るゝより、混同して迷誤を生じたるのみ。

隼人は譯語を用ゐ、外蕃の遇を受る等異種族なるべしとの説は早く起りたれど、躊躇し決せざりしも、先づ火闌降命の裔とす假冒を去たれば迷霧は晴たらん。其住地の熊襲を熊襲といふを以て、熊と襲と二類といふ説あり、紀の一書に保食神を

往看たる天熊人などあれども、景行帝の熊襲征伐に、熊縣は既に彦と稱する縣主あり、然るに前後に猶熊襲の稱を繼續したるは、熊は襲人の勇悍を形容したる冠詞なると疑なし。座上に地圖書冊を檢すれば、贈於の諸縣球摩兩大郡に連なるを以て、熊國襲國ありたらんと思想も生ずならん、實地を踐めばさる地理に非ず、米良球摩の險岨は日本に一二を數ふ深山窮谷なり、余は壯時に諸縣の加久藤より越て球摩に往き、其嶮惡に驚けり、往年又宮崎より小林に向ひ、霧島附近の山野を目睹して、諸縣の山中は決して神代に開けて再荒たる地に非ざるを信ぜり、東麓の挾野を神武帝誕生の地といふなどは妄想のみ。球摩の深谷は諸縣贈於とは全く阻絶したり、其住民は球摩川をたどりて徙住したるべき地理とす、早く彦と稱する縣主のありは八代葦北兩縣より殖民したる地なるべく、肥後に管するは當を得たり。

熊襲隼人について近年歴史地理會に沼田頼輔氏の發見されたる新説あり、余は其要點に於て同意を表するに躊躇せず、爰にこれを抄舉して辨解を試むべし。

沼田氏の説に、隼人人種が日本人種と異なりしことは、史實に拘泥せず左の諸點によりて論斷を下さんとす、

- 一 熊襲隼人の割據せし地方には、考古學上日本人種に特殊なる遺物を存せず、
- 一 熊襲隼人の屢政府に反抗せし事、
- 一 政府が此地方に對して施政の方針を異にしたる事、
- 一 風俗言語の異、

上古に於る日本人特殊の遺物とは埋葬の墳墓にして、考古學者の古墳と稱するも是なり、昨年^{三十四年}四月博士坪井正五郎氏は日向地方を旅行せられ、古墳分布に就きて調査せられしに、兒湯郡以南に於ては其存在を認めざりしと云云。(次の二條は史實にあれば略す)。末條は魏志に女人國^{王カ}を叙して、男子無大小、皆黥面文身、^中後稍以爲飾、諸國文身各異、或左或右、或大或小、尊卑有差とあるを、熊襲人種の好みし所にして、日本人種の好みに非ずと論判し、第二の問題に入り、左の説を發せられたり。

余は熊襲人種を東印度^{ボルネオ}島に住する會族^{ソマ}の渡來して、大隅薩摩の地方に蕃衍せるものなりとす、其論據とする所は、

- 一 會と^{ソマ}と語音同し、
- 一 黥面文身の習俗は南方人種に多し、
- 一 楯に毛を附せしものを用う、
- 一 竹細工殊に笠を作るに巧みなり、

赤道の洋流は此島を洗ひ、本邦薩摩大隅の角に觸れて東行す、黒潮是なり、此島の海岸は荷蘭英國の殖民地となるも、内地は殆ど獨立せる蠻族の據となり、其慄悍なるものを曾族となす、屢反抗を企て、荒蕪の山野に居を占め、大小の部落を分ち、棲めり、曾國は是人種の割據せしを知る、是潮流の作用によりて漂著すべき道理あり。黥面文身の風俗も亦曾族に於て、而も男子に行はれ、身體の各部に施し、咽喉^中乳房^上臂^上手^上甲^上腿^上に多く曲線の結合より成る單紋様を施す。釋紀^{天智八年}は多禰國切髪草裳とあり、曾族は或植物の皮を剥き、これを水に浸して柔軟にし、外皮を去り、木槌を以て打伸し、徐々に擴げて織物状の方片となす、コッパといふ、草裳は是なるべし、又頭髮は男子は前部を額部に於て切り、後方は長く頸下に垂れ、女子は頭上に集め、紐にて後部に結束すといふ、切髪とは男子に就ていふなるべし。隼人式に隼人が儀仗に用ゆる楯は頭編著馬髮、以赤白土墨畫鉤形と注す、曾族の楯は武器中唯一の防禦具にて、平時にも携帯す、其表面に人面及び人體の變形より成れる連續模様を描き、赤き彩色を施し、或は平列せる頭髮の結束を處々に附著して裝飾となす、能一致せ

り。今に隼人司は教習歌舞、作造竹笠とある、曾族は草莖にて編たる無縁の圓帽を戴き、更に尖圓狀の笠を冠るを常とす、笠は籐條を細かに裂きて編たるものにして、赤黄黒に染たる色を交へて紋様を露はし、其質極めて軽く、且堅緻なりと。彼等は最も舞蹈を善し、假面を被り、手を撃て歌舞すといふ、番上隼人の耳形鬘は曾族の耳形ある假面の轉化したるものなるか。

以上沼田氏の説は千古の蒙を發すと謂べし、考證の細目に於て、薩摩南部に於る高千穂宮の在所にも古墳の存せずといふは、隼人に發掘されたる歟、疑問なり。黥面文身を隼人に限る風俗とは謂がたし、今にも刺青は本邦人の特技となりて傳はれり。南島人種の渡來は黒潮と恒信風とを利用したるべし、風帆船の時には瓜哇より荷蘭船の來往も是によれり。草裳切髪は猶論據の薄弱なる嫌を免れざれど、國史の疎略は毎に此嘆あり、是等の少しく補完すべき點もあれど、熊襲の隼人はポルネオの曾族ならんとは、實に貴要なる發見にして、考證も略ぼ確當せり。

○第四十節 海幸山幸及び海賊の由來。

瓊瓊杵尊の高千穗降臨は、吾田國の大山祇を藩屏となし、加世田の長狹等奉迎して、襲の隼人を馴化せられたると地理に於て略明かなれど、爾後の傳記は明かならず。此時代は九州と韓閩との形勢について漢史を參照するに年、紀を正す必要あれば、少しくこれを述ん。瓊瓊杵尊の降誕は漢武帝元年に當ると前章に述おきたり、廿四高木命の追衾を覆はせて西發の時は、猶成童の比に坐すと思はるゝ、其後道中に年を重ね給ふとも、木花開邪姫を娶り、一夕にて振むとあるは、早婚早娠にて火闌降命を生み、次に彦火々出見尊降誕も御年二十五前後ならんと思はるゝ、故に高千穗降臨は武帝の元朔元狩の比、西曆前百二五より十七なるべし。漢書に據れば、其比は西域に使を通じ、元鼎六年西曆前百一十一年南越を征服し、翌年東越を滅ぼして、東越は狹多阻、閩越は悍數反覆とて、軍吏をして其民を江淮の間の吳の江蘇地今に徙處たれば、閩東の地は空虚となれり。又翌々年同前百〇八年朝鮮王衛右渠を殺して王險城を陥るれ、朝鮮、眞番、臨屯、玄菟、四郡を置たり、時代を較すれば瓊瓊杵命の世に當る。笠峽崎は韓國に向ひ、朝日の直刺國なり、夕日の日照る國なり、打寄る常世の重浪は向津な

る東越閩越の風潮の荒きに感ずべし。韓國の眞番郡は貊國眞番馬韓を管し、臨屯郡は濊國臨屯新羅を管し、玄菟郡は沃沮を管す、濊國王が漢の金印を受たるも武帝の時なり、其風浪は對岸の氣比出雲、筑紫へ直接に感ずべし。然るに我古史には其影響の一片だにも存せざれど、時代の比較をたどり、對岸の火を假りて照せば、闇黒の中より彷彿たる形跡を想像さるゝなからんや。

但し余は常世國を東越閩越とは謂はず、其南の福州、厦門を津頭として、内部に國縣をなしたらんと謂ものなり、兩越滅びて福建、浙江の交は空虚となりたれば、常世の勇悍なる諸縣は自然に彭張すべき時機にして、山津見の吾田國は必ずしも無事とせず。眞番、臨屯、玄菟諸郡より近海諸國を招けば、筑紫、出雲等の諸國縣より使を通ずる必要起り、やがて漢志に樂浪、眞番、海中有倭人云云の文は始めて見はれ、彼に使を通じたる三十餘國に首となりたるは、必ず筑紫、難縣の渡津見氏なるべし。然し武帝の兵を徼外に用ゐたるは、國初に外蕃の王が漢の威勢を翳カサして、諸蕃を侵暴したる弊を除き、郡吏をして之を招徠せしめ、其方物の珍異を徵集し、以て誇大心を遂ぐるにあれば、朝鮮、諸越の滅亡は却て交通貿易の便利を開きたる觀あり。此事の

ために直接に擾亂を引起さざりし證は、衛右渠の滅びたる後に、初め馬韓に逃入たる箕準の子孫は依然と馬韓に王となりて、前漢の終る比まで月支に一統の治を保ちたるを見れば、其東の新羅も亦同じく無事なるを知らるゝ。之を統るに瓊瓊杵尊と武帝とは時代を並べ、兩皇子海幸山幸の内訌起りたるは父尊の崩後にてあるべし、故に武帝五十四年の治世は、尊の御世より少くも六七年を餘して終りたらん、此準率を以て漢韓の歴史を參考すべし。

瓊瓊杵尊の陵は紀に葬于筑紫日向可愛之山陵とあり、延喜式に埃山陵在日向國と記しあるに因て、日向白杵郡の北境可愛嶽にあつる説あれど、其は懸絶の地なり、今は薩摩水引郡の新田八幡宮に七百餘年の文書を執印惟宗氏の家に傳へたるにて此處なりと略定りたれど、是も甚だ不審なり。余曾て新田八幡宮に詣てしに、川内平地昔は湖の南に起りたる小高き山に鎮座し、山陵とは思はれず、殊に加世田とは餘程隔たれり。思ふに可愛は穎娃郡なるべし、開聞嶽薩摩に枚聞神社ありて、元は一之宮なりしに、後に新田八幡宮より之を争ひ、社家無力にして幾と破訴としたり、枚聞神社には古き由緒のあることならん、其説傳はらず、余はあながち此社を可

愛陵と謂はざれど、穎娃郡は此嶽の周圍なる山尾海墻湖沼に成て、吾田に近ければ、其附近に山陵もあるならんと疑ふなり。

彦火火出見尊の御世には海幸山幸についての談話傳はるのみなり、其概略は、兄の火闌降命は海幸彦と號し、弟の彦火火出見尊は山幸彦と號しけり、或時互に其幸を相易へしに、俱に獲ものなく、兄は弓矢を還したれど、弟は釣鉤を失ひ、兄より故鉤を責られ、争鬭となりたる一條なり。譬喩の意は解釋に苦しめど、地理を按ずるに、薩隅及び諸縣南部は海灣を抱きて津港に富たれど、山巒海に迫りて沃田に富まず、山地は險阻多けれども亦原野を開く、故に海濱と山谷とさして勝劣なけれど、海濱に人口の繁庶なるを見れば、古より徒民は海地を好みて集りたると思はるゝ。瓊瓊杵尊は兄に海地を管領せしめ、弟に山地を管領せしめ給ひしに、勝劣はなけれど、吾物と定まれば互に利害の存するに因て、交換の談起りたるならん。弓矢と釣鉤とは山獵海漁の用具なり、記には幸を取、鱈、廣物、鱈、狹物、取毛、麤物、毛、柔物と書けり、これを譬喩とすれば、海村山村に大小の梟帥を教訓し、其心服を獲たるの意なるべく、弓鉤には兵の意を寓すれば、水帥に長じ、陸兵に長ずとも見らるゝ、之を要するに、兄

弟海山を分ちて隼人及び土番を循撫し、漸々と功績を進められたるなり。これに就て猶注意すべきは、吾田地方を熊襲といふとて、全地ことごとく隼人種族の聚落とは思ふべからず、吾田君及び長狹は薩摩の要地を占領したり、諸縣主、熊縣主は彦媛と稱せり、霧島山の陰に夷守嶽ヒヤウサキあり、夷守ヒヤウサキの代官ヒヤウサキを皆天神の種族なり。其他薩隅山中の諸谷には、北種の野民が進入して聚落をなしたるものなしとは斷言し難し、寧ろ種々の民占據したりといふが實に近かゝるべし。熊襲の隼人は南洋を渡り來りたる民族なれば、海濱地より山地に向ふて移殖し、火闌降命の管せらるる地に多くして、彦火火出見命の管し給ふ山地には他の雜種も少からざるべし、海幸山幸の異なる所は蓋し此にあり。猶推考を進むれば、隼人の占住地を薩隅に限るとは謂べからず、肥前松浦群島の值嘉島チカカに住む白水郎は、狀貌隼人に似ると風土記に見ゆ、思ふに此島には止まらず、兩肥の諸島海角にも猶多く雜居したらん。豊國にも必ず隼人の占居地あるべし、景行帝の熊襲征伐は豊前より始めて、豊後に進入し、日向に向ひ給へり、仲哀帝と戰ふたる熊襲も薩隅の族とは思はれず、肥豊兩國の間に居る族の主魁なるべし。第八章廿九に畧述したる如く、天平年中に藤原廣嗣は

隼人の兵を用ひて豊筑の境に戰ひ、破れて松浦に走り、韓地に渡らんとしたるも、豊肥に隼人の多く雜處したる徵跡なり。豊前文司浦の早鞆神社を一に隼人社といふ、其緣起は確ならざれども、彼浦は海峽要衝の地なれば、或は豊國に占住したる會族の建たる神祠ならん。是みな史籍に徵跡のあるとにして、決して空想の談に非ず、古史の推究をなすには、是だけは不文の地に思想を運ひて當時の狀況を抽象せざるべからず。

余は更に海賊といふとを不文の中に抽象し得る。國史に海賊のとは藤原純友の亂に始めて見え、其後平忠盛は南海の海賊を追討し、鎌倉幕府の時代に伊豫忽那島温泉郡地頭藤原兼平が總追捕使となりしは海賊の追捕なるべし、其後に河野の族は來島野間郡に要塞を構へて水師を鍛鍊し、以て海賊本營となせり。故に武家時代に於ては水師を海賊といひ、兵船を海賊といひ、海賊流の軍法あり、海賊大將と稱じて朝鮮に交通し、海賊とは中古に海軍の汎稱となしたると諸書に歴歷として徴さるゝ。其由來を釋ぬれば、固り純友に起らざると論なし、國司の衰怠によりて發生したるにもあらず、余は斷言ず、海上警察の嚴密に行届くとは政治に於て最も難事

にして沿海に海賊の行はるゝは、日本の古時に限らず、今にも支那沿岸に海賊は絶へず、香港島の名は西班牙の海賊といふ語に出づ、バンクーヴァ及び米國の密獵船も一種の海賊なり。其如く南海の海賊は伊豫掾に統率され、遂に海賊流の水師を講ずるに至りぬ、是は其發達を示すものにして、以前は中古の上古に遡るほどに西國沿海岸の海賊は多かるべく、古代の海人部は海賊を嚴緝するため設けたるにはあらず、寧ろ海賊を統領して海上を横行したる部落にあるべし。政治は世を経る經驗につれて發達す、足利時代の海賊本營は早く安曇連が宰たりし海人部の遺制とは謂ふを得ず、古代ほど變行なるを順序とす。

古代の海賊は如何なる所行をなしたるやといへば、操舟に慣たる士民が、數艘の船隊を組て海上に出沒し、沿岸の村邑を劫かし、碇泊の舟船を脅かし、小は財物を鈔盜し、大は土地を侵略して占領し、或は人民を虜掠して奴婢に役す等、すべて暴力を以て掠奪を行ふをば、被害者より斥稱したる名なりとす。故に史冊には便乘船、好寇盜人挹婁、或は習戰鬪、好寇鈔高句麗、冊二節を參看其他横行海上鈔略近海など、書き、水帥の節制に乏しき時代に於て他邦異族に向ふての所行には此稱謂を下し、甚言して

は海賊と呼ぶ、怪むに足らざる事なり。海上に、人民虜掠の行はれたるは、近く足利時代までの事にて、南北朝の末に、明より數々征西府、若くは九州探題へ使を遣はし、或は朝鮮よりも使來りて、虜掠民を我に還し、亦我よりも渡し、遂に足利義滿の媾和に至りたると、諸書に徴さるゝ、謠曲の唐船は即ち其事を演じたるものなり。されば上古に於て南種北種の野民が、山海に占住し、梟帥を立て、處々を侵畧し、まだ統轄制の發達せざる時代には、九州南海中國の如き操舟に便なる海岸には、海賊をなす族は甚だ多く、人民虜掠は常に行はれ、其虜民を以て土地を開拓し、豪會を服屬し、以て縣主の家を創めたるものも多く有べし。

此景況を想像しなば、彦火火出見尊の釣鉤を失ひ給ひたる譬喩を解釋する緒を得ん、たとへば其獲んとする鱒、廣物鱒、狹物とは、豪會細民とも、大艦小船とも、廣土狹地とも解すべし、要するに舟船を以て海濱の地に利得を獲んとして、海賊即ち或る水帥に衝突して利を失ひ、船械若くは將卒を虜獲されたるを謂なるべし。因て考ふるに、日豐土豫の海峽は上古に各種の異族占據したる跡あり、日向白杵郡は可愛嶽を以て豊後海部郡と分界し、嶽陰を佐伯港とす、筑紫君の殖民地なるべし、冊三末を

看。佐伯の海に檳榔島あり、今は土佐に屬す、播多古は伊豫郡宇和なりしにや、延喜式に伊豫國檳榔の貢あり、此海にて珊瑚も産す、檳榔樹は南島熱帶の植物なれば、南種の民族が占據して移植たるものなり、此樹を以て確證とは爲し難けれど、日向志布志諸縣郡南部の海にも檳榔島あるに因て、或は兩島の檳榔は隼人が植たるには、非ざる歟と疑ふ、今は只蒲葵のみ生ずるといふ、蓋し檳榔は栽培を失ふて種の絶たるならん。伊豫平城宇和郡南部には貝塚ありて人骨を出すといへば、北種の食、人而も獐猛なる啖人族が占住したる地と思はるゝ。其北の宇和島には宇和津彦神社あれば、内部は早く彦媛の貴族に管領されたるなり。以上の古蹟に因て此海峡に各種の民族雜處したるを認めらるゝ、且地理より觀るも、此は海上權を争ふ屈竟の地にして、古時は海賊の要地と覺へたり。宇和島の西の日振島は、承平年中に伊豫掾藤原純友海賊の首となり、南海の賊船千餘艘を集めて、官私の財物を掠奪せり、對岸の佐賀關は、天平年中に官人百姓商旅之徒、任意往還、擅漕國物と格に見ゆ。上古は土曠に人希なりと雖も、南洋より豪悍にして操舟に慣たる各種の民族が、續々と集ひ來りたる時代には、地上よりも海上の寇盜は物騒なりしなるべし、因て余は此海峡に

隼人種族が島角を占據して、筑紫の海部、及び佐伯など、互に海上權を争ひたる事情よりして、彦火火出見尊の釣鉤を失ひ給ふ不虞の失敗も生じたるならんと推考す。火闌降命の原鉤を賣たるとは、再舉して掠奪されし物を回收せんとを迫りたる意なるべし、其底には海山兼井の野心を伏するやも知べからずと雖も、吾田國と協謀にはあらず、但し此事が引火線となりて、遂に熊襲と筑紫との隙を開き、數百年間九州の烽火は絶へざるに至りたり。

○第四十一節 筑紫君及び邪馬臺

彦火火出見尊兄の徵責を憂苦し給ふにより、鹽土老翁長狹の號謀りて曰く、海神所乘駿馬、八尋鱈魚也、是堅其緒脊、而在橘之小戸、吾當與彼者共策とて、尊を無目籠メナカゴに内て、忍びて船に乗り、空峽崎を出で、彼國へ潛行したり。無目籠は一書に以無目堅間メナカマ爲浮木……堅間、是今之竹籠也ともあり、箋釋者は舟の別名となせど、舟に高橋、浮橋

鳥船、樟船、諸手船等ありと雖も、無目籠といふは此外に聞なし、籠は舟にはあらじ、やはり竹籠にて、無目といひ、堅間といふは細密なる籠なるべし、尊を其中にいれて隠したるなり、又一書には大目籠にも作る。次に翁將天孫共往而見之、是時鰐魚策之曰、吾者八日以後、方致天孫於海宮、惟我王駿馬、一尋鰐魚是當、一日之内而奉致焉といへり、是は筑紫灘縣の橘小戸にての事にて、八尋鰐魚は軍艦を喩へたと文面に明かなり、即ち海神乘艦の船長なり、一尋鰐魚は海神宮に繋げる乗艦なるべし。八日に橘小戸より海宮の津まで致し、彼より小船にて迎へ、一日に奉致すといふは日數には泥み難けれど、博多より筑後まで八九日の舟程にて到着すべし。

海神は、渡津見と訓み、筑後の八女を本國とし、筑前那津に韓國渡海を監する大藩とは、第五章十八に述ぶきたり、此國は國初の歴史に關係最も多く、考究すべき材料も少からざれど、今に兎角迷歧の説多くして概括を缺たり。底筒男、中筒男、表筒男、三柱神者、是、即、住吉大神矣。底津綿津見、中津綿津見、上津綿津見、三柱神者、是阿曇連等所祭神矣とは、紀書一記に明記す、博多の前なる志賀島に海神社あり、阿曇氏の裔連綿として之に奉仕し、寛政年中に漢委奴國王の金印を此島より掘出せり、博多の住吉

神社は當社の根本にて、博多は多く其地域にして、此を古の那津とす、阿曇郷は糟屋郡の海岸にあり。漢委奴國とは漢の倭の奴國と訓む、是近來の發見にして、奴國は即ち那國にて、仲哀紀の儼縣なるとも既に一定したれば、儼縣は古の海神國なるも明白となれり。那津博多は那珂郡に屬し、儼縣の檀日香推は糟屋郡に屬し、魏志に郡使及諸國の亭館を設けたる伊都津は怡土郡伊都に屬す、因て机上の穿鑿には迷歧を生ずと雖も、地理を實踐すれば香椎より怡土郡までの海岸は、處々に良港を抱き、島嶼を綴りて、大陸往來の碇泊場となすべきを睹るならん。且此海灣は國初より外國貿易の大埠頭にして、中古より防禦の必要により地形を變更したる跡多し、中にも香椎港より沙嘴を築出して志賀島に接續したるは、人造の跡なると彰著なり、此築出により糟屋の港灣を填淤したる新壤廣く、橘之小戸の如きは今は稻田に化したり。西方の志摩郡も今は島をなさず、今津も今は碇舶に適せず、されば古の伊都津も亦稻田に化したるならん。故に上古の那國、即ち海神國の地形は、變形以前に遡りて想像を用ゐざるべからず、其は細かき研究なり、大體を括りては、那津は海神國の大監が外國往來を檢察したる所にて、本國は邪馬臺に在ると漢史に明記しあ

れば、此に研究を用ゐるを要す。

海神國は筑紫君なり。筑紫てふ名は九州二島の汎稱にも用ゐられたれど、四面に分てば筑前筑後を稱す、尙狹意義にては難縣を稱ずるとあり、是にても筑紫君が古代に勢力の大なるを知らるゝ。されど海神國は阿曇連の祖にして、筑紫國造は大彥命の後なるに因て、後人は迷歧に彷徨すれど、系圖は假冒のあるものにて、天然の地理を動すの力なし。筑紫國造磐井が誅せられし時、子の葛が糟屋屯倉を獻したるにて、難縣は此家隨一の領地なりしを知られ、此獻地にて娜津府を設けたれば、太宰府の系統は筑紫國造、其以前は奴國(即ち海神國)より繼續したると疑ひなし。筑紫國造が豊筑肥三國に己が管轄の如き實權を有したるは、魏志に記したる奴國の事に吻合すれば、此家は即ち阿曇連の本宗にして、上古より娜津の渡津を監視、從つて他の要港をも占有し、韓地にも領地ありて、貿易の利を專權し、太宰府の基礎を居えたるなり。博多貿易の大利あるは、太宰府の福官なるにても、大内少貳兩氏が其權を爭ふたるにても知られ、歴史上に至要なる研究場なり。海神國が此利孔を開きたるは、諾冉二尊より以前にあり、彼が拓殖に手を伸したる地の廣きを見れば、天神の

族を迎へたる首謀者は此國歟とまで推想するにぞ。

然れば海神國は筑紫君にて、其分れて筑紫國造と阿曇連とになりたるは景行帝前後の事なるべし、後漢書に其大倭王居邪馬臺國とあり、魏志に南至邪馬臺國、女王之所都、水行十日、陸行一月の月は日とあれば邪馬臺は奴國の南にあたる。其地を考ふる者は大倭王とあるを以て天皇の大倭となす、其は體面に拘りたる説なり、古代の外交は海神山祇等の世職となし、天朝は與り給はざりしとも事實なり、諸國縣が漢へ王と稱して交通し、其接遇を受て野蠻視されざりしも事實なり、漢より筑紫君を大倭王と視て金印を授けたるも事實なり、必ずしも直接に外交に當り給はぬ天皇を擔ぎ出して、事實を紛淆し、地理を錯謬し、後世の王權論に合するを須るざるなり。近來また魏志に南至投馬國、水行二十日の次に南至邪馬臺國……とあるを以て、邪馬臺を熊襲となす説あり、頗る稱道せらる。國史眼に或は薩摩漢史投馬と書す蓋設馬の誤に至る薩摩は熊襲に屬すとあるも亦其説と看做したれど、余が之を草起するときには毛頭かゝる意思なし。漢史に外國を記する方位里數は大謬多し、務めて破らずに解釋を與ふは學者の用意なれば、薩摩の南水行十日の處には國なきを以て、此文

を地理に引合せて兩條を各別となし、那津より南へ舟程を取り、薩摩へは二十日、邪馬臺へは十日陸行一日に達すと見て可なり、元來漢史は極簡短なる記事なれば、是だけの曲折を加へて解せざるべからず。委奴國王の金印が那津の志賀島より發見し、安曇連が埋藏したる確證を得たるに於ては、他の枝葉は芟伐して國王の所居を筑紫の内に求むべし、近藤芳樹氏の征韓起源に邪馬臺は肥後國菊池郡山門郷ならんとの見識は既に透りたり、星野博士の國號考史學會雜誌三十號は更に退いて筑後國山門郡といはれたるは、以て斷案となすべし。

邪馬臺の考證時代は既に通過して、今は其地を探驗すべき時期に移れり。筑紫國造の遺蹟は多く上妻郡に發見せられ、上妻下妻は景行紀の八女國八女津媛の領地なると略一定せり、山門郡は其西南の低地にて、神功紀の山門縣土蜘蛛油津媛の地なり、但し星野氏の之を女王壹與ならんと考證は蛇足を免れず、惟卑彌呼は其先代ならんと疑を存じたるまでにて足る。山門郡は筑後河口にて、河水海潮の積淤非常にして、西岸の肥前佐賀郡まで新地を露はすと毎百年に五六町に下らず、二千年前には柳河城佐嘉城みな海底なるべし、柳河の東、瀬高を過ぎて、地勢始めて隆

起し、清水山となり、路は是より分歧し、右は肥後南關松風に赴き、左は上妻郡に行く、此處を古の山門郷とす、清水山の北に山門村あり、地形自然に山門に似たる形勝の地なり、筑紫君の邪馬臺は此地方に在べし。近年筑紫地方に神籠石カウヤを探檢し、高良山上と山門郡女山メヤマとに發見したり、女山は山門村の山背にて南關路の清水村にあり、神籠石は城址と認めらるれど、城の石垣には低し、猶疑問に屬すれど、古の大建築の蹟とす。余往年九州の史料を採訪し、三潯郡より福島郡上妻に稽留し、矢部の峰巘が左右に派走し、山門高良の兩脊をなして扇を開くが如く、中に平野を包み、前は岡壠を以て三潯に綴り、八女國を成したる形勝を攬して、筑紫國造の規模宏壯なるを贊美したり。其時までは邪馬臺の此にあらんとは意料せざりしに、山門の角は正に其地點にて、遙に高良山に對し、背に神籠石まで存ずれば、今より必ず探驗を進めて神代の秘を發見するに至らんと信ず。

山門の角は前に矢部川を帯び、南は海濱の低地となれり、新地を除きて上古の海岸を想像すれば、下流の中島川口は邪馬臺の津なるべし、紀に自然有可憐小汀コナナシマといひ、一書に海中自有可憐小汀、隨其汀而進者、必至我王之宮とあるは、正に其汀に當る。

又八尋鰐が吾八日以後致於海宮、一尋鰐當一日之内奉致といへるは魏志の水行十日、陸行一日に暗合す、固り兩書の數字は泥むに足らず、八も十も大敷をいふにすぎざれど、博多津より肥前の岬角を回れば、常の風順にて凡そ十日の舟程にては筑後海岸に達すべく、此は遠淺の斥鹵なれば、小船一日にて山門に著すべし。海神の宮は俗に謂ゆる龍宮にして其美麗なるを艶稱す、紀に其宮也、雉堞整頓、臺宇玲瓏一書、樓臺壯麗壯麗とあり、又後漢書に倭奴の女王卑彌呼を記して、侍婢千人、少有見者、唯有男子一人、給飲食、傳辭語、居處宮室樓觀城柵、皆持兵守衛とある、是は三百年後の景況なれども、筑紫に石築の壯大なるに思ひ合すれば、上代より邪馬臺の城闕は壯麗なりしを徴さるゝ。

彦火火出見尊は宮門の井傍なる杜樹カッ下に彷徨し給ひしに、一美人あり、侍者群從して内より門を開いて出來り、玉壺をもて水を汲み、仰て尊を見て、或は水中の顔を視て、仰き觀ると驚き還り父神に白して曰、門前井邊、樹下、有一貴客、骨法非常、若從天降者、當有地垢天垢地垢は佛典に實是妙美之虛空彦者歟と、海神豐玉彦人を遣、地來者當有地垢り、後人の修辭なり、實是妙美之虛空彦者歟と、海神豐玉彦人を遣はし、客は天神の孫と聞て、乃ち迎へ拜して延入れ、海驢皮八重を鋪て其上に坐へ、百

机の饌を設けて主人の禮を盡すとある。海驢は北海に産する臘虎なりといふ、定めて然らん。豐玉彦は具に尊の來意を聞き、因て留息しまいらせ、豐玉姬を娶はせ、其宮に三年も淹留し給へり、是を皇室第三次の外戚とす。豐玉彦は海魚を總集スヘツツへて、其鉤を覓得て尊に授く、海魚とは所管の艦船を譬ふなるべし。斯くて尊の還郷を欲し給ふにより、潮滿瓊、潮涸瓊、二種の寶を進め、諸鰐をして尊と豐玉姬とを送り致さしむとある、兩瓊は軍艦操縱法の傳授にやあらん。尊還宮ありて鉤を兄に與へ給へど、兄怒て受ず、因て潮滿瓊を出せば、潮大に溢る、兄山に走れば、潮亦山に入る、兄窮困し罪に伏す、因て潮涸瓊を出せば、潮涸たりといふ、是は火闌降命の黨類が野心を遂げんと海戰を起せしに、筑紫の艦隊に敗られ、山地の兵を催さんとせしに、山地みな尊に反應し、隼人の謀略みな敗れて降服したる譬喩なるべし。

火闌降命伏罪の時、紀の正文には從今以後、吾將爲汝俳優之民とあり、一書には從今以往、吾子孫八十連屬、恒當爲汝俳人と伏事し、是以命苗裔諸隼人等、至今不離天皇宮牆之傍、代吠狗而奉事者也とあり、此時火闌降命三十五歳左右なるべし、子孫八十連屬の語あるべからず、孫の下に及を添て見るべし。記には稽首白、僕者從今以後、

爲汝命之晝夜守護人而仕奉故至今其溺時之種種之態不絶奉仕也とあり又の一書には若生活我者吾生兒八十連屬不離汝之垣邊當爲俳優之民也云云弟有慍色不與共言於是兄著犢鼻以赭塗掌塗面告其弟曰吾汚身如此永爲汝俳優者乃舉足踏行學其溺苦之狀初潮漬足時爲足占至膝時舉足至股時則走回至腰時則捫腰至腋時則置手於胸至頸時則舉手飄掌自爾及今會無廢絶とあるは隼人の職務風俗によりて後世人の附會したる説なりとす。俳優は鉦女の舞振あれど後には神樂として用ゐられ風俗歌舞の俳優として尤も賞翫され遂に貴賤の宴樂に主用する能藝は隼人の系統より成たり因て其手振足振を溺時の態といふは妄甚だし此舞振と赭を塗る打扮とは曾族の風俗なると前の沼田氏の説に參考すべし。隼人の八十連屬は此時既にあるべし火闌降命は之を統領して臣服し給へる緣故にて其部民の隼人等が後に己が姓氏に稱したるのみ後世秦部藏部の如き皆然り系譜の假冒は固り怪むに足らず但し後の曾君は或は眞に此命の苗裔にもあらん歟。余はこれを物部氏の神武帝に奉事せると同例となしたれど隼人の強暴なる彼物部の如く火闌降命に服従したると覺束なし又筑紫の軍艦が彦火火出見尊を送り致せし時に吾

田國の君民が之に對する感情は何如なりしやは猶思料を用うる餘地廣し。

○第四十二節 貴族婚姻の古俗。

豊玉姫は彦火火出見尊と俱に吾田國に到り尊還宮の後も妊娠にて船に在し海濱に於て御子降誕ありしに因て彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と名づけ奉り養育に妹玉依姫を留めて筑紫へ歸國し給へり此神話中に筑紫吾田の國情にや不協の狀あるが如し。彦火火出見尊と豊玉姫とは三歳の情愛淺からずして同船にて來ましながら猶船中に留り給へるは御兄弟の間事解るを待給へるにもあらん其時豊玉姫は天孫に謂て妾已有娠天孫之胤豈可産於海中乎故當産時必就君處如爲我造屋於海邊以相待者是所望也と宣ひし故に彦火火出見尊已還郷即以鸕鷀之羽葺爲産屋屋葺未及合豊玉姫自馭大龜將女弟玉依姫光海來到時孕月已滿産期方急由此不待葺合徑入居焉とある書一是も火闌降命と協和せざるに因て延引したるなるべし。また御子の名波瀲鸕鷀草の字に付て記に即於其海邊波限以鸕羽爲葺草造産

殿と記し、他の一書には彼海濱産屋全用鷓鴣羽爲草菅之とも記すれど、鷓鴣羽にて屋を葺くは事實に於て信じ難し、鷓鴣は産婦これを執れば生み易しといふ説あれば、本草産舎の草菅に鷓鴣羽を挿みて鷓鴣草と稱ふ古式なるべし、大龜は船を謂ひ、光海は侍衛を隨へて來る形容なり。紀及び他の一書には妾必以風濤急峻之日、出到海濱とある、風濤急峻は海上不穩の狀なれば、筑紫の艦に示威の運動あるが如し、筑紫吾田の國勢相下らず、彦火火出見尊は吾田の外孫にて、今は筑紫と婚し給ひ、其艦を以て送り來り、御兄の訶争も霽たれば、筑紫の妃を宮中に納べきに、海濱の館舎まで迎へたるは兩國の間に猶情意の融和せざる兆なると、殆ど疑ひなし。凡そ國君は個人の情好は甚だ圓滿なるとも、國を表しては、情意を枉げ、自由を失ふと、毎にありがちの事にして、個人と社會と一揆なるを得ず、故に此等の處はよく思想を用ゐて、裏面の事情を推考べき要點なり。

儲豊玉姫産殿に入り、婉期迫りければ、天孫に向ひ凡他國人者、臨産時以本國之形産生、故妾今以本身爲産、願勿見妾と宣ふ、記天孫其言を怪しみて竊に覘ひ給へば、八尋大鰐(紀には龍)と化して匍匐委蛇へり、御子生れて後に、天孫就て名を何と稱んか

と問給へば、彦波瀲武鷓鴣草菅不合尊と號すべしと宣へり、子の名を母の付るは、古俗なり。豊玉姫は天孫に覘見られたるを屈辱されたりと慙恨みて、海路を去給へり、是は諾尊出雲に於て、冉尊の八雷神と議するを覘視て、絶妻となりたると、第十節酷だ相似たり、夫より分娩を視らるゝは、死屍を視らるゝと同じく、婦人の大耻辱となす古俗に縁て構造したる譬喩なるべく、其事も亦相類似したる國情と考ふべし。

産殿は加世田の濱にあるべし、日向國那珂郡鷓鴣戸、崎に鷓鴣戸神社を祠り、鷓鴣戸窟あり、縦横五尺許、深さ一町許、其山を早日嶺といふ、箋釋家これを其産殿となすと雖も、那珂郡は諸縣郡の東海岸に、三面の峻嶺を回して一區域をなし、他と全く阻隔し、吾田を距ると甚だ遠し、其地の窟に産殿を造らんとは思ひも寄らず、高千穂宮の日向とあるとて、其古蹟を日向國に求めたるは大抵事實を失へり。

彦火火出見尊は乳母を選び、諸部を備へて、御子を養育させ給ひしに、豊玉姫は戀心に忍びず、復歸養せんと思食せど、義に於て不可なれば、治養のために女弟玉依姫を遣はし、其縁に附けて、明玉は統へ光れど、白玉の、一書には「明玉の光はあ君が粧し、貴くありけりと、一首の歌を進めらる、尊は瀛津鳥鳴つく島に、吾寝し、妹は忘らし、世

の事々も」と答歌し給ふ、一書には前首を是を舉歌と稱ふ或云神語、學歌、夷振等は語部、或云神語、學歌、夷振等は語部、或云神語、學歌、夷振等は語部、或云神語、學歌、夷振等は語部、と云、となり。是は匹夫匹婦には有らん事なれど、玉依姬は大國の貴女なり、必ず侍婢諸部を備へて海に光り來り、御兒を其宮掖に於て養育されたるべし、頗る怪むべき措置ならずや、姉姬は情を傷めて伉儷を裂き、却て妹姬を留めて養育するは此に事情のあるとならん。王公貴族の婚姻は國勢に變動を生じ、往々に政略の存ずると近代も猶然り、兩產靈家ムスビの迭に御祖となりしとは既に前に述たり、冊五高千穗降臨に因て山祇御祖となり、今は又海神御祖となり、而して天孫は山祇の國に在す、必ず兩國臣民の間に競求の伏すべしとは、推察の入るべき事なり。

國婚の關係頗大なるを知れば、古代婚姻の風俗を輕々に論ずべからず。支那の古代に同姓を娶らざる俗は、其説をなすもの娶同姓、則不繁息との理想を以て聖人の教えといへど、這は今の科學に於て猶疑問たり、韓地の濊、句驪も、同姓不婚の俗なれど、特に繁息もせざりき。余は因て支那の同姓を娶らざるは彼廣き大陸に雜處する異種族の繁多なるを混一する方略ならんと思へど、未其徵を得ず、或は殷周間の外戚が國俗の拘忌多きを利用して王族の婚姻を猜防たるより、習風をなしたる

には非ざるか、兎も角も疑問なり。日本の俗はこれに反して婚姻に制限なし、母子同胞の外は、庶母も、異母姉妹も、姉妹數人も、相婚して公然憚らず、一夫多妻は東洋なべての風俗なれど、殊に日本は最も盛んなるにや、後漢書に國多女子、大人皆有四五妻、其餘或兩或三女とある、是は女子の多き故と思はれず、蓋し貴種の胤を重んじて、之を繁息せんがためなるべし。貴賤品種の別は嚴なれど、婚姻には制禁なし、諸國に采女を徴して女房となすに至る、惟其女に品等を分つのみ、但し奴婢に通じたる子は奴婢となす、此に制限のあるに過ぎず、新羅の骨別も亦然り。高句驪は其婚姻皆就婦家、生子長大、然後將還といふ、前に述たる出雲大己貴の諸國に娶たるも、此俗に相似る、豊玉姬の吾田より國に引還されしは、此風俗に慣れて怪まざりしか、婚姻就婦家の風は後まで行はれ、中古以來國郡の豪族が京貴に女を進めて子を生み、因て其姓を冒すは、上古の國縣主が天孫の到る處に女を進めたる遺風なり。此の如く婚姻は各種族に習俗の異なることにして、之について政畧も行はるゝとなれば、海神國が豊玉姬を將還りて玉依姬を留め、遂に其御子と婚するに至りたるは大に意味あるとなるべし、記事に要を没して推想を用うるに縁なきのみ。

彦火火出見尊の事は此一條の傳はるのみ、時代を較ぶれば前に述る如く漢武帝の末に當る、彦瀲尊は成人の後に玉依姫と婚し、五瀬命、稻氷命、三毛野命、狹野尊若三、毛野の四皇子を生給ふ、狹野尊は即ち神大倭磐余彦天皇なり。玉依姫は嘗不合尊より十四五歳は年長にて、婚姻の時は既に三十歳以上なるべし、此にも筑紫國より天孫の御祖を自家に占有する意を看出す。後に神武帝降誕の時は父尊は年三十前後にて、玉依姫は四十餘歳なるべし、上代の人は長壽と言へど、早婚なるを以て一世の率は三十年に滿たず、瓊瓊杵尊降誕より神武帝降誕まで、大數は必ず八十年より長からざるべし。彦火火出見尊は其比に崩むたりとすれば、壽六十に及ばず、數理の示す所は此の如し。紀に葬日向高屋山上陵とあり、記に在高千穂之西也とある高屋は野間嶽の西なる竹屋今屋なるべく、高千穂の西に適當す、今も其陵の存するにや訪ぬべし、後人の日向に泥みて大隅に求むるは遠し。

鷓鴣草嘗不合尊の御世は漢宣帝の時に當る、記に稻氷命者爲妣國而入坐海原神武、紀に拔劍入海、化爲劍とあり、姓氏錄右京皇別に、新良貴、稻飯命之後也、是於新良國、即爲國王、稻飯命出於新羅國王者、祖合日本紀不見とあれば、新羅王を襲給ひしと確

かなり、韓史に新羅の始祖朴赫を記して、漢宣帝五鳳元年、甲子四月、丙辰即位、號居世干方言、時年十三、國號徐耶伐言の京なり、方三年五月、與倭國結交聘とあるに吻合す、朴は方言の瓠にて、毎に船に喩ふれば、高墟村長蘇伐が赫を楊山の麓に得るといふは、其實船を以て日本の吾田國に迎へたるなり。三韓の往來は娜津にて監じ、稻飯命は豊玉彦の外孫なれば、是必ず海神國の計ひに出たるべし。

記に又御毛沼命者跳波穗而渡、坐于常世國紀には爾とある、常世國の事は全く微跡なけれど、漢武帝の諸越王を滅ぼしたる後は、閩越は空虚となれり、南越の僭耳珠厓は昭帝の初めまで六反し、宣帝の世に數反すとあれば、越地は彼が手に餘りたるを知る。元帝初元元年、賈捐之の建議に、駱越之人、父子同川而浴、相習以鼻飲、與禽獸無異、本不足郡縣置也、顛顛獨居一海之中、霧露氣溼、多毒草蟲蛇、水土之害、人未見虜、戰士自死、又非珠厓、有珠犀瑇瑁也、棄之不足惜、とて、遂に珠厓郡を廢したり、僭耳珠厓の法俗は倭に似ると漢史に記す、是も亦常世の聲息として考へんを要す。蓋し駱越地方の人民は資性勇悍にして、戦を好み、制し難きを以て、福建も海南も皆これを放棄し、惟番禺廣州に犀象瑇瑁珠璣銀銅果布の湊あるを以て、郡を置て其商船を招きた

るに止りて、管轄域にある國縣の自治には干渉するとなし、新羅國を臨屯郡の管内となし、倭を樂浪郡の海中となす等にて、他を類推するべし。常世の往來は、娜津の例の如くに、吾田國より之を監したるべしと雖も、亦韓土の例の如く、天朝の貴族を初め、諸國縣より兼領地あるとは、高皇產靈神の子を常世之思兼命といひ、神皇產靈神の子少名彥命は常世に渡りたるにて證さるゝ。上代の洋海航渡は意外に豪健なるものにて、倭韓閩の三土への往來は必ず繁かるべし、此氣質は足利氏代に謂ゆる倭寇の時まで存じたり、古記に記録のなきとて互に隔絶したる様に思ふべからず。此時に往て常世に座せし御毛沼命も亦筑紫君豊玉彥の外孫にあはす、海神は偏に韓地をのみ視るに非ず、閩地にも經路をなしたるべし、其國勢の優盛を此に想見さるゝ。亦山祇國が東國の甲駿を拓殖して木花開邪太后を齋きたるも、此比より既に繼續したる事業にてあるべし。

鷓鴣草菅不合尊の御世は漢宣帝元帝の時に相當し、漢志に記する倭人の樂浪郡に使を派して交通したるもの三十餘國に及ぶは、方に此比よりの事と見るべし。尊の崩于西州之宮とあるは、必ず五瀨命發途の以前にして、其時に神武帝の皇子手

研耳尊は既に成人なるより推すに、尊は壽七十歳左右なるべき數にて、漢成帝の初めなるべし。葬日向吾平山上陵とある吾平は、大隅國始羅郡始良郡始良にあると云、是非を知らざれど、吾田小椅君の妹を吾平津姬といふは、吾平は吾田國管領地に在るを證す、此時には既に灣海の向岸を循撫して領有したるべき時期なり。書紀に彥瀲尊までを神代卷となす、田口鼎軒氏は史海に神代を上代とかき換て、人事を以て講究されたり、面白し、余は更に神話時代と稱せんとす、其は此時代までの事は皆神話に敷衍されたる傳説のみにて、未だ歴史をなさざればなり、故に是までを有史前となし、其事は此に畢り、是より有史期に入りて人皇紀に就て述るべし。

第十一章 大倭肇國。

二五二

○第四十三節 筑紫巡行。

日本書紀は神武天皇紀より史體をなし、覺束なくも有史時代に入たり。蓋し史實となるべき原料の存したるに縁て、修史者力を極めて體面を粧飾し、此紀を成たるものなり、其脂粉を洗ふて眞面を瞪視すれば、日向發軔より大倭平定まで、惟簡短なる記録の傳はりたるまでにて、其外史海は猶依然として闇黒なり。思ふに其史料は筑紫より隨行中に漢文を心得たるもの、筆記なるべく、其人は必ず譯部ならん、手研耳命殺されて後は史また闕たるより推言すれば、近習隼人の筆なる歟、兎も角も此に文學の光りを看認るなり。抑譯語譯文の外交に必要なるは、論をまたず、漢書に據れば、漢武帝韓地に郡を置てより、倭人の樂浪郡に通ずるもの三十餘國、みな國王の接遇を受たるといへば、皆漢語漢文に達したる譯部ありて、相當の交際に闕乏なきを以て、彼より野蠻視されざりし證なり、されば筑紫吾田等の國縣に漢文

學を傳へたるとは早きを知らる。前の素尊新羅王の條に廿六略述たる如く、西國に漢字の傳はりたるは漢初に端をなし、神武帝の比は頗る熟達したる譯部のあるべき時期とす。但其人は品種に於て最下級の部民なるを以て、光を貴族歴史に及ぼす力微にして、猶闇黒の中に年代を推移したるのみ。總て日本の藝業は下級には早く發達したれども、品種の階級に隔てられ、藝業を親らせざる貴族の歴史に上らざりしを以て、非常に晚く發達したる様に見ゆれど、新羅も亦然り、事實は大に然らざるなり。日韓は偏武の國にて、藝業の中にも、劍矛のみは貴族も鍊達したれど、文學に於ては僅に歌詞を翫ふの外は概して文盲なりしを以て、歴史の發達は餘事と不權衡に晚れ、今にも其不權衡を繼續しつゝあり。

書紀の記者が國史の開卷神武紀に體面を粧飾したるがために、僅に傳はりたる史實まで疑惑を及ぼし、玉石を擇むに苦しむ。譬へば開卷に天皇生而明達、意確如也、年十五立爲太子とあるが如きは、漢史に倣ふて粧飾したる脂粉とす、是まで明達をさかし、確如をかたくつよくなりますと訓みたり、其無理なるにて原語のなき虚構文なると明かなり、俄に年十五と序し、立太子を記す、長兄五瀨命いまして軍を帥る給

ふに、いかでかゝる式の、然も創始にて舉行されたらんや、盡く抹殺して見るべし。
 次に此文を承け、及年四十五歳、謂諸兄及子等曰、と東征詔語の如き二百餘字の文を
 構造し、諸皇子對曰云云、是歳甲寅、其年冬十月丁巳朔、辛酉天皇親帥諸皇子、舟師東征
 とある、是は近年論定されたる緯書の説に附會して、妄作したる紀年の發端にして、
 みな粉飾として洗去らるべき文なり。されど其文中に、抑又聞於鹽土老翁曰、東有
 美地、青山四周、其中有乘天磐船飛降者、以下廿八字は編者の構造謂是饒速日歟、何不就而都之乎
 だけは原料のありたるにて、是を種にして構造したる文と思はるゝ、此鹽土老翁の
 言は東征の起因となして考究すべき貴重の史實なり。東征の起因は入史後の最
 初に起るべき問題なり、余は倭文學者が漢籍心を嫉みて古事記を主張するに雷同
 する者には非ず、書紀の事實を記に比較すれば大に詳備したりと推す者なれども、
 惟神武帝紀に於ては記の事實著々に正真なると認む。

記の開首に曰く、神倭伊波禮毘古命、與伊呂兄五瀬命二柱、坐高千穗宮、而議云、坐何
 地者、平聞看天下之政、猶思東行、即日向發向、幸行筑紫とある、毘季二柱の議といふ
 は事實なれど、其議は餘りに漠たる言なり、此には紀の鹽土老翁の言を併せて考ふ

べし。幸行筑紫は眼目の句なり、書紀記者が此筑紫を誤解して行至筑紫菟狹と記
 せしを見て、是までは記を主張するものまでも、筑紫を宇沙と思ひ違へたり、近年に
 至り、田口鼎軒氏の史海に筑紫に幸し豊國の宇沙に至ると讀れしは、十三卷假初なる
 様にて千古の發蒙と謂べし。吾田國を發して筑紫國邪馬に遷御あるといへば、東
 征の原因も大方は知らるゝ、既に前に述たる如く、出見尊の筑紫に婚し給ひてより、
 二代は筑紫を御祖として、而して吾田の高千穗宮に在すは、却て怪訝すべきことに
 て、彦瀲尊崩じて後に漸く筑紫へ發向あるは甚だ遅しと謂べきに非ずや。此には
 必ず事情の大に存ずるとならん、歴史闇黒にして考ふべき緒なしと雖も、筑紫の婚
 を媒介したる鹽土老翁が、大倭の地理事情を説いて遷都の謀謨を貽しおきたるは、
 出見尊の御世なるべく、爾後の年月は吾田筑紫兩國人の意を融和するため、車駕
 を動かされざりし事にてあるべし。

凡そ世運の發達は歴史の變化を起す素因となるものにて、史學研究をなすには
 常に年代の移るごとくに、此注意を怠るべからず。高千穗宮は三世を換えたり、一の
 天孫今は八九人に榮へたらん、彦瀲尊の四皇子は、新羅常世の兩地に往給ひても、猶

昆季二柱高千穗宮に在すは、海幸山幸の歴史を繰返すべき時宜となりたり。又火
 闌降命は必ず吾田に婚し、今は其孫四五人おはすべし、土曠人希なる時代なれば、襲
 國に皇族の四五家をなす餘地は多かるべしと雖も、最初天孫降臨の歴史は改革さ
 るべき世運に迫り來れり。思ふに鹽土老翁が貽したる謀略によりて、五瀬命は
 吾田筑紫の兵を以て大倭へ遷都の準備をなしつゝあり、吾田國は又吾平津姫を神
 武帝に納れて大君に仰がんと希望したるものなるべし。之を要するに、二皇子の
 日向を火闌降家に委ねて、高千穗を發向ありしは、吾田筑紫兩外戚の協謀に出たる
 ことにて、即ち九州の軍を帥ひての東征と見るなり。

偕其進程は、是までは書紀の誤りを承て、みな豊後海を乗りて宇佐に上岸と看做
 したれど、今は先筑紫幸行に定まる上は、加世田より北に航し、葦北八代海を経て、筑
 紫邪馬臺に駐蹕あり、此にて筑紫の兵を催されたるべし。神武帝の吾平津姫が腹
 なる手研耳命を同伴ありしは、必ず吾田人の情願にして、隼人の壯兵を以て護衛し
 奉りたると推料さるゝ。此舉は固り兩國の協和に出たると明かなれど、國の競争
 てふとは殊に兵事に最も在ものなれば、此東征の軍に於ても、筑紫人は五瀬命を奉

じ、隼人は神武帝を奉じ、時には此に争機の發動するを心において見んを要す、後
 に其故を説く期あるべし。

筑紫より豊國宇沙へ進發の路は、筑前穗波郡より、豊前の香春に出で、忍穗耳尊の綏
 撫ありし緒を治めて、宇沙まで進みて引還し給ひたるにてあるべし、兩豊の山中に
 異族の強硬なるは、景行帝の親征に至りて漸く化に向ひたるにて、其以前の光景は
 想像さるゝ、爰に穗波國を考ふべし。魏志に倭國を記し、奴國の次に東行至不彌國、
 百里、官曰多模、副曰卑奴母離、有千餘家とある、不彌は伊都とほゞ同じほどの國なり、
 これを本居氏は宇瀨八幡宮のある宇瀨なるべしと謂たれど、取言其は香椎の南な
 る狭き谷野にて國を成すべき地域に非ず、糟屋屯倉の一郷なるべし。菅政友氏は
 和名鈔に穗波郡穗波布奈美とある、不彌に似よりて聞ゆと謂へり、史學雜誌二九余も穗波は
 不彌に相當し、博多より東へ百里の程にも相當し、且嘉麻穗波鞍手三郡は豊前の西
 に一平谷を開き、中央の飯塚は四達の衝に當り、後に穗波屯倉を置かる等にて、此穗
 波を不彌國と断定するなり。飯塚より東行して香春へ越ゆる北の豊前塚に、鹿毛
 馬の牧石といふ壘石あり、これまでは牧場の址と言做したり、近年の探檢者は山門

郷の清水山に存ずる神籠石に同じといふ、これ必らず穗波國造の遺蹟にてあるべし。

記の幸行筑紫の次に故到豐國。宇沙之時、其土人宇沙都比古、宇沙都比賣、二人作足一騰宮、而奉大御饗とあり、紀には時有菟狹國造祖、號曰菟狹津彦、菟狹津媛、乃於菟狹川上造一柱騰宮、而奉饗、是時勅以菟狹津媛、賜妻之侍臣天種子命、天種子命是中臣氏之遠祖也とある。足一騰宮は一足あがる程の宮といふ説を是とすべし、今に神幸の假宮は一足上る程の高さに造りて段階なし、是の遺式なるべし、記傳に一方は宇沙川岸の山へ片かけて、一方は水中に一柱を建て構へるなど、構造の形を説たれど、畢竟紀の一柱騰、及び騰の字に泥みたる臆説にすぎず。菟狹川上は宇佐川驛館に三源あり、其中なる深見川の傍に上市古市等の地名を存す、此野が宇佐氏の舊邑、菟狹川上ならん、西なる惠良川の谿は最も深し、景行紀菟狹川上の土蜘蛛垂は、此山中に住める野番なるべし。菟狹津媛を天種子命に妻はすとあるは、中臣氏の家記に據たる歟、中臣氏は必ず遺蹟を襲ふて、宇佐に兼領地を有したるべし、是を賜るとある實益とす、爾後中臣氏と宇佐氏との關係を聞となければ、藤原氏の始めて盛ん

なるに當りて、宇佐に八幡大菩薩現はれ、朝廷の御信向一方ならず、光明皇后の東大寺建立に之を伽藍の神に勸請され、宇佐宮司は、弘仁中に大神宇佐兩氏に定められ、後に至りて大神一族は豊後の神領に蟠踞して、大友氏の起因となり、宇佐の族は到津氏となりて、今に存ず、此間の消息は暗に藤原氏に氣脈の通ずるものあらん、紀の賜妻之天種子命の句は輕々に看過すべからず。

紀には前の舟師東征の下に、至速吸之門、時有一漁人云々と、珍彦の事を記して、行至筑紫國菟狹に綴りたれど、記に之を吉備より上幸の時となしたるを正傳となすべし、余は疑ふ、紀の原文も戊午年……皇師遂東の下にありたるを、後に誤寫して展轉相承たるには非ざる歟と。本居宣長は古事記を崇信しながら、却て此一段は次第の亂れたるにて、書紀に従ふべしといへるは、豊後佐賀關下浦町に珍宮と稱ずる地主神は、式の海部郡早吸日女神社なるを以て、速吸と珍彦とを糅合して、此地と確執したるにて、例の箋釋家の拘泥説なり。余は壯時に佐賀關に至り、其社に詣てたり、此地は海部大分兩郡の脊梁となれる狭き山角にて、風土記に速津媛其長とあれど、國縣をなす程の地に非ず、果して珍彦は豊後の國神ならば、碩田若くは臼杵の縣

主なるべし、白杵は海部の要港にて、海賊の櫟なる日振島に向へり、此には迎へずして、大分灣の門なる佐賀關に迎へ而して水先案内をなし、宇佐の長洲へ御舟を導きたるとして、抑何の功かある、箋釋家が字面をのみ見て、歴史の局面を覽ざる、往々にかゝる呆然たる説をなす、泥むなかるべし。佐賀の關は土佐の岡田岬に對して、海門の最狭き處なれば、速吸門と稱へ、早吸姫が占據したるは能登に彦媛の神社多きに例すべし、赤馬關と門司との海峽は最も速吸門なり、門司を速鞆瀬戸といひ速鞆神社あり、一に隼人社といふ、四十節或は速門とも聞ゆるなり。神代卷に諸尊乃往見粟門及速吸名門、然此二門、潮既太急とあるにて、速吸は潮の太急なる海峽の稱なるを證すべし、是は淡路の南なる阿波の鳴門と、北なる明石の谷をいふ、即ち珍彦が迎へたる要害の地にて、此に海神垂水神社あれど、速吸神社はなし、因て是も亦佐賀關といふにや。既に東征の航路を薩肥の海と定めれば、早吸姫神社には關係なし、紀の速吸名門も速吸之門も、みな明石の海峽をいふ、一の早吸姫社の存ずるとして、歴史の地理を變改する力はなし、紀の文こそ次第の亂れたるに極まれり。

次に記に自其地宇遷移、而於竺紫岡田宮一年坐とあり、紀には筑紫國岡水門とあ

る、岡は筑前遠賀郡にて、古の岡縣なり、仲哀帝の筑紫に幸する時、岡縣主熊罥船を以て周芳に迎へ、道海路、自山鹿岬回之入岡浦、到水門云云、皇后別路、自洞海入之とある、是にて岡水門の古へを考ふべし。山鹿は蘆屋と相對す、萬葉集の蘆城驛家は蘆屋湊にて、人家は小高き岡上にあり、其浦は遠淺にて、山鹿と僅か十間に足らざる水を隔つ、因て潮の盈涸に沙石を洗ふて出入する奇觀あり、古代は大船を出入する津港にてありしなるべし、自山鹿岬回之入岡浦とは此地に限る。筑前風土記に塙チカ縣東側有大江口、名曰塙チカ水門、堪容大船、從彼通島、鳥旗トナギ、今澳名曰岬門チカとあり、此岡水門は山鹿岬を回らず、東より入る海口なり、南岸を鳥旗とし、西岸を若松とす、遠賀入海の潮は、東は此口より入り、西は山鹿より入り、山鹿岬は島を成せり、神后ニギハヤヒの船自洞海入之とは其岬門なり、今は若松港を石炭輸出港となして、舟船輻輳すれど、岡田宮は鳥旗の平地にぞ建られたらん。記に岡田宮に一年坐すとあれど、紀は翌月安藝に至りますとある、いづれも定かならねど、寧ろ早き方が情理に近からん。

○第四十四節 東征軍草香の敗。

五瀬命其後は記に亦從其國(田)上幸而於阿岐國之多祁理宮七年坐とあり紀には埃宮に作る。遠賀安藝の航路に於る穴門は海神の兼攝地なるべく(後)辨(其)周芳は天津彦根の裔國造たり(冊)二其大島は諸冉二尊の回艦に大多麻流別を置れし處記たり(十七)雲藝の交は素尊父子の經營を經たり(冊)三又安藝は安藝津彦の國なればみな強硬の異族少き地方なるべし。埃宮は通證に或曰安藝郡府中總社所祭素戔鳴尊大己貴命神武天皇相傳是埃宮舊址社邊有川曰埃湊蓋し其地なりといへり之を多祁理といふは今の總社は延喜式の安藝郡多家神社なる由いひ傳ふされば舊名たけりなるべし。安藝は中國九州の海程には必由の便要地にて舟には吉備防長陸には雲石に起き前は島嶼岬角を綴りて伊豫に接連するを以て地方の綏撫には此州を中輊に取るを後世まで然り平清盛が安藝に據り福原博多の貿易の便を開かんとしたるは著眼高し帝の行宮も瀕海の地にあるべし府中に其址を存ずといふは地理に於て亦然るべし。

次に記に亦從其國(安)遷上幸而於吉備高島宮八年坐とあり紀には入吉備國起行

宮以居之是曰高島宮積三年間備舟楫蓄兵食將欲以一舉而平天下也とある。高島は詳かならず備中に求むる説あれど恐くは其地にあらず必ず兒嶋灣の附近にあるべし記の諸冉二尊八洲循行の條に還座之時生吉備兒島亦名謂建日方別次生小豆島亦名謂大野手比賣とあるは吉備を開く根據として別を兒島小豆島において讚岐への連絡をつけられたるなり前述(冊)三の菊紋陶棺も兒島の對岸より發掘され兒島灣は吉備開拓の道口となりたる様なれば高島も此地方に在べし但此は積淤の填塞にて古今の地形大に相異したるべきを以て其注意を要す。紀記の年月は信をちき難けれど紀には帝は甲寅十月日向を發し翌月岡田に至り四十餘日にて安藝又三ヶ月にて備前に至り此に三年駐蹕となす(此文は修飾にて事記には岡に一年安藝に七年吉備に八年となす合て十六年なるは延滞も亦甚だし紀は筑紫には促して吉備には稽留ある余の考へとは反對なり。日向發向より戰備は既にありたらん先づ筑紫と隼人との兵を催し安藝吉備の兩處にて大伴久米兩部曲の兵を中國四國より徵發し頓て軍備整ふて東征を急ぎ給ふべし吉備に三年も滯座ある必要はなかるべし。此とは固り事情異なれども壽永に平氏が安徳帝を擁し

原田菊池等九州の舟師を以て東發せし時、源義經は長州串崎の舟師を募りて之を壇浦に迎へて破りたり。又足利尊氏は九州に下り、少貳大友筑紫島津熊等の兵を催し五十餘日を遅しとし、四月三日には長府に至り、此に二十餘日を経て、串崎船に上りて進發し、嚴島、鞆、尾道、兒島に數日留り、五月廿日兒島を發せしに、風惡きに拘はらず、廿四日薄暮に大藏谷に著し、翌日湊川の大戦を始めたり。神武帝は時代も早く諸國に梟帥土蜘蛛の異族多しと雖も、源平若くは官武の分争には比せざれども、軍機は延滞すれば平氏の如く敵より先んぜらる。此時の東征は大倭を取て遷都の宿謀によるとなれば、沿道に決して長き年月は移されじ。但し筑紫にては根本を固めんと豊國の巡狩ありたれば、或は數年を移されたらんも知べからず、紀記の年月は斷じて東征の實録に據たるものに非ずと斷言するに猶豫せず。

吉備兒島より播磨灘を乗りて、明石の海峽即ち速吸の門を越るは、此航路に於ける第一の要害の場所なり、神功皇后凱旋の時、忍熊王の徒が兵を備へたるも此隘阨なり、足利尊氏が大暴怒濤を侵して乗切たるも此隘阨なり、歴史を看るもの這般の利害は豫料せざるべからず。記に、故從其國備吉上幸之時、乘龜甲船爲釣乍、打羽舉來人、

遇于速吸門、爾喚歸問之、汝者誰也、答曰、僕者國神、名字豆毘古、又問從而仕奉乎、答曰、仕奉、故爾指渡槁機、引入其御船、即賜名號、槁根津日子此者倭國之祖とあるは、舟程安危の決なり。姓氏錄にも從日向地向大倭洲、到速吸門時とある大和宿紀も、原は戊午二月

丁未皇師遂東の下に、至速吸之門、時有一漁人、乘艇而至、天皇招之、因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神、名曰珍彥、釣魚於曲浦、聞天神子來、故即奉迎、又問之曰、汝能爲我導耶、對曰、導之矣、天皇勅授漁人椎篙シノヘ末、令執、而牽納於皇舟、以爲海導者、乃特賜名爲椎根津彥、此即倭直部始祖也とありて、舳艫相接云云に綴りたるを、後人の錯誤させたるならん。

曲浦はわたの浦と訓み、私記に謂海曲非地名といへり、蓋し曲をわたと訓むは、わたかまるの省にや、普通には此訓なし、又和田浦を曲浦と書くも異なれど、昔しより此訓あるは、原本は和田浦の處に記しありたる證なり。

次に記に、故從其國上行之時、經浪速之渡、而泊青雲之白肩津、此時登美之那賀須泥毘古、興軍待向、以戰、爾取所入御船之楯而下立、故號其地謂楯津、於今者云、日下之蓼津也とありて、長髓彥の軍は白肩津に遯へて戦を始め、皇軍は楯を蒙りて、雨射の下に上陸をなしたり。紀には舳艫相接、方到難波之崎、會有奔潮、太急、因以名爲浪速國、

亦曰浪華今謂難波訛とあれど、古記に此般の語あり。三月丙子日十遡流而上、徑至河内國草香邑、青雲、白肩之津とある。二月丁未に見島を發し、三十日に白肩津に至り、其處に廿七日も淹滞して、四月甲辰に漸く進軍あるとは遅延も亦甚だし。白肩津は河田熊氏の説に、史學雜今其地詳ならず、古へ河内、讚良、茨田、若江、四郡の界に巨浸あり、日下江と稱す。西流大和川に通じ、攝津に入り、西北に轉じ、大坂の北に至りて淀川に會す。大和川の津泉を界して、堺の北に至り古事記雄略天皇の時、田部赤猪子の歌に、久佐加延能、伊理延能波知須云云、即此地なり、後世に至り猶存し、正保國圖載て深野池と稱す。下流勿入淵あり、日下村は池の東南隅に臨む、難波より江に遡り直に此地に至る、復疑を容れず、寶永の初、新大和川を疏する時、此池を涸渇して新田を墾開し、深野新田數村といはれしは、古今の沿革を證實して甚だ精し、河攝の低地は積淤にて新壤を成たると、肥筑の海岸に同じ、其考へを以て推料し得べし。

紀に又此間に草香山暗嶺の戦を記入して、四月甲辰、皇師勸兵、步趨龍田、而其路狹險、人不得並行、乃還、更欲東踰膽駒山而入中州、時長髓彦聞之曰、夫天神子等所以來者、必將奪我國、則盡起屬兵、徼之於孔舍衛草香原衛に誤る坂、與之會戰、有流矢中五瀨命、脛とあ

る、此戦怪むべし。草香津より上陸して草香に戦ふとは、地名重複せり、大倭の正門なる龍田口に向ひ、狹險なりとて引還し、ツツガキ暗嶺より入んとするは周章を免れず、長髓彦も亦近く日下江に西軍屯集しあるに、徐々と暗嶺に邀戦したるは緩急なり。是恐くは草香津の戦に、五瀨命餘り早く負傷し給ふたるにより、草香山の險を取合せ、て戦狀を烈しく拵へたるならん。龍田山は大和川の河内に落る山峽に湧層し、川水の立野より落て龜瀨となる邊は、岩石に咽びて瀧つ瀨をなす、此を兩國の交とす、萬葉集に、白雲の龍田の山の瀧の上の小倉の嶺と詠めり、因て人不得並行といひたれど、膽駒山は其北に當りて、山並に秀て、高き嶺にして、今に暗峠越の名あれば、此路も亦人並行するを得ぬ險なり。河田氏の考へに據れば、大和川は龍田の谿壑を出て、道を西北に取り、若江郡に向ふて流れたるべし、然れば膽駒山の草香坂は龍田口よりも上陸の津に近く、而して同じ嶮岨なる地理を熟察すれば、孔舍衛坂の戦は全く蛇足を畫きたると明白なるべし。

記には日下之蓼津の下に、於是與登美毘古戰之時、五瀨命於御手、負登美毘古之痛矢、故爾詔、吾者爲日神之御子、向日而戰、不負、故負賤奴之痛手、自今者行回、而背負日

以擊期而自南方回幸之時、到血沼海とある、日下楯津にて登美彦の軍に邀戦され、上陸の困難によりて矢に中り給ふ、是ぞ事實なるべし、其時の日下入江は如何なる地形なりしや、今は知るに由なけれど、膽駒山の口近くまで舟を上せられたるは、行軍の危険を犯したるに近し。紀には上文を承て、皇師不能進戰、天皇憂之、乃運神策於冲衿曰、今我是日神子孫、而向日征虜、此逆天道也、不若退還示弱、背負日神之威、隨影壓躡、如此則曾不血刃、虜必自敗矣、僉曰、然於是令軍中曰、且停勿復進、乃引軍還、虜亦不敢逼、却至草香津、植盾而雄誥焉、因改號其津曰盾津とある。向日背日の諭告は戦敗に沮喪したる軍兵が神教崇信の脳神を感興させたる効力は著大なるべし、且事理に於ても、日光に向ひて眩すると、隨影壓躡するとの得失は判然なり、かゝる處は輕易に看過すべからず。軍機に關する諭告は主帥の秘策に出るものにて、二柱の命、及び參謀等の議商なるべし、此時五瀨命が主帥におはせば、記の文を是となす、紀は立太子を承て、每事神武帝を主帥となす、必ず天武帝の比に史館の改削にして、事實には非ず。又文中に修飾の句多く、殊に蒙楯上 shore の事實を失ひ、退却の後に植楯雄誥として、盾津の名に附會したるは辭窮したり。

記に到血沼海、洗御手之血、故謂血沼海也とあるは、和泉を元は茅渟縣崇神といひしに因て例の附會談なるべし、紀には軍至茅渟山城水門、亦名山井水門、時五瀨命矢瘡痛甚、乃劍のたかみ執し、ウレタキカヤ慨哉大丈夫が、キヤツコ賤奴の手を負て、オヒ報ずして死なんと、雄誥し給ふ、時人因號其處曰雄水門、進到于紀伊國竈山、而五瀨命薨于軍、因葬竈山とある、血洗よりは雄誥の方を實に近しとす、其詞を寫して歌調をなしたるは、必ず、後の修潤ならん、亦英主の遺影と看做して可なり。茅渟海を雄水門と指點したるも記にまさされり、此は日根郡呼於鄉和名の港にて、今の男里に當る、陸路より紀の名草郡に踰れとも、勿論此時は船にて紀の加太峽を回り、名草港に入給ひたるべし。竈山は名草の平地東北に窮まる口山にて、和田村にあり、延喜式の竈山神社は其陵にて、自然の岩石にして樹木茂るといふ。記は國語の敬稱字を用る、紀に比すれば漢字の階級に泥まぬ書方なれど、五瀨命のみは倭健命と同例に崩と書したり、蓋し彦瀲尊は皇師東發以前に崩し、五瀨命長兄におはせば、大統を承給ひたるべし、然れば高千穗宮に於て四代目の日嗣は此命なり、紀は其四代目の日嗣となすを忌避け故意に年十五立爲太子と書して、爾後は主帥となし、此に五瀨命薨と書す、思ふに後世

に此の如き論の起りて、正統を斥けたるものならん。五瀬命は彦瀲尊年十七八の御子にて、神武帝より十歳許年長なるべし、余の推定にては神武帝は漢宣帝元康三年西曆紀前六十三の誕生にて、五瀬命は宣帝本始元年の誕生となす、神武帝吾田に娶りて手研耳命を生み、父子従軍し給ふ年齢より推せば、五瀬命は少くも四十七八歳にて崩じ、神武帝は三十七八歳、手研耳命は十六七歳よりは減せざるべし、因て其時を較すれば、漢成帝河平年中に當る。

五瀬命崩じ給ふに因て、鹽土翁の遺策に出たる日向の廟謨は、忽ち變動を生じたるを推想しおかんを要す。前に略言したる如く、吾田筑紫の兩戚里が兩尊を奉して東征したるは、五瀬命を大倭に納れ、神武帝を高千穂宮に奉し、新羅國と四處に四主を配置して、出雲其他の諸方面を統轄する大規模を畫策したるを認む。然るに五瀬命崩し、神武帝全師を統べ、遂に大倭に帝位を踐給ふとに移り行たれば、初計は全く一變して、吾田國は火闌降の系統に管轄さるゝとなり、此變化よりして自然に吾田と筑紫との隙を開く端ともなり、又大倭奠都の後は、物部大三輪兩國に外戚の親を移され、筑紫と皇室との間も疎遠になり、中西の睽離を胚胎したり。人事

は天然の制裁力のために、豫料は毎に齟齬するものなり、若し五瀬命健在ましく、て、中西韓閩を聯結して皇謨を展たるならば、聯島の形勢は、更に盛大を成たらんと思へど、其は豫料なり、自然力の命令に日本の幸運は在と安んずべき歟、迎も角も此は史實變化の時期なりとす。

○第四十五節 熊野吉野宇陀の形勢。

五瀬命崩じ、神武帝軍を統べ給ひて、紀伊を経略ありし事實は、記には全く闕て、紀にのみ記載したり、されど後人の誤寫なるにや、此にも亦叙次亂れたり、之を正して讀べし。紀伊は大和の南嶺に連なり、吉野に綿亘す、其嶺脊は地質家の認めて太古層四國の脊梁より來るとなすものにて、峻巖を極む、諾冉二尊は木祖、句句迺馳を生給ひ、後に紀直の豪族居る。冉尊は此國に兼領地あり、紀の一書に葬於紀伊國熊野之有馬村焉、土俗祭此神之魂者、花時亦以花祭、又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣とある、是は出雲の殖民が彼熊野より移したる教俗の存ずるを、後の口碑によりて記したるならん。素

尊眞名井の誓に生れし熊野樟日命は、後に紀直を并せたる歟、亦五十猛命の遺蹟も存ず、是等の沿革は詳かならざれども、大三輪君と紀直と熊野とは、相係累したる由緒あるべし。古語拾遺に太玉命の率ゐる齋部は、紀伊に手置帆負、彦狹知あり、磐戸の神事に二神をして天御量を以て大峽小峽の材を伐て瑞殿を造らしむとあるは、(些と受がたけれど)吉野川紀末川の峽なるべく、其時初めに鑄たる神鏡をば日前神社名草郡の神體となす、是を紀國造が齋く神社とす。當國の開けは斯く早けれど、たゞ便要にして衍沃なる地に村邑をなしたるに止まり、吉野倭日高より牟婁の大郡熊野までの叢嶺は伊勢に連亘し、中に野番の櫛窟となす地の厖然と廣漠なれば、今さへ人跡の及ばぬ處あり、名草の如き紀川の兩岸に衍沃の平野をなすも、尙皇軍の到る時に異族の占據したれば、其他の光景は想知らるゝ。

五瀬命の崩後に、軍至名草邑、則誅名草戸畔とある、戸畔とは或種族の酋長を稱ずる語なり。其次は紀の文亂れ、遂越狹野、到熊野神邑の十字は下文より誤入せり、其次に、且登天盤船盾、仍引軍漸進海中、卒遇暴風、皇舟漂蕩とあるを、亂錯のまゝにて、是迄は熊野の軍艦にめすと解したれど、名草より熊野まで三十餘里の海濱を回り、熊野

の僻邑に至りて舟に上り、志摩に向ふて海波を犯すの愚をなし給はんや。名草港より船を艤せられしと疑ひなし、名草南北の兩岬を海部郡とす、或は此時筑紫の水師を碇泊したるより、殖民に機敏なる彼國は、其儘に水師を養ふ所となしたるならん。名草を乗出れば紀州灘にかゝる、此は黒潮の作用により風濤險惡にして、航海の難處たり、今に覆舟の難多し、往年土耳其の軍艦、及び諾曼頓ノルマンディ船等の覆没したるも、此大島の海なり、是を皇舟の暴風に遇へる處とす。此時稻飯命三毛入野兩命の入海を記したるは、全く海原常世を誤解したるなり、是までの人は之に誤られ、泉海に五瀬命崩し、紀海に兩皇兄薨し、神武帝のみ神運強くましますと思ふは大に非なり。次に天皇獨與皇子手研耳命帥軍而進、至熊野荒坂津、因誅丹敷戸畔とある、與皇子手研耳命の字眼目なり、是までは皇兄ましく、筑紫其他の全軍を帥ひ、帝は隼人の軍を帥ひ給ひたるに、此に至りて帝は主帥となり給ふにより、手研耳命を副帥となされたるにて、是吾田君の外孫なれば、必ず隼人等が奉ずる主ならんと思ふ。荒坂津は亦名丹敷浦とある、是まで亂錯の文に誤られて、此浦を熊野の東に求め、志摩國英虞郡二色郷和名今の東牟婁郡の極東なる錦浦となしたり、かゝる遠隔なる浦

まで舟を進めて、一會長を誅するの要あらんや、余固り其非を知る。曾て鈴木眞年氏は紀伊人なるを以て之を問ひしに、氏答へて、書紀に亂編三あり、丹敷を熊野神邑の東とするは其一なり、此は大島の西なる串本村の二色といはれたり、河田羅氏は後世の地名といふ果して是なるやを知らざれど、丹敷は西牟婁にあると疑ひなし。
 其次に前の誤文を還元して、遂越狹野、到熊野神邑、時神吐毒氣、人物咸瘞に作るべし、狹野は三輪崎の南にして、新宮に接する海岸なり、路曲鉢木に、か様に詠しは、大和熊野路やなり、實は、熊野神邑は、記に熊野村に作る、いづれも廣き名なり、今狹野を距る二里餘、新宮地方に神藏の處と稱ずる地あるなどいふは信じ難けれど、いづれ新宮地方にて熊野川下流にあるべし。記の文は五瀨命の陵を承て、故神倭伊波禮毘古命と筆を起し、從其地、草名回幸、到熊野村之時、大熊髮出入、即失爾、神倭伊波禮毘古命倏忽爲遠延、及御軍皆遠延而伏とある、大熊といふも、神吐毒氣といふも、皆異族の酋類が抗抵に譬ふるなり。蝦夷が射る石磐の矢は毒草を煎て塗たるに因て、中れば即死すといふ、或は此矢の毒に觸たるをいふ歟、五瀨命の中り給へるも石磐の矢ならんと疑ふ説あり、或は然らん。此時熊野の高倉下、タカクラノ舊事紀に、饒速日尊の兒天香語山

命、亦名高倉下命、此命隨御祖天孫、尊自天降、坐於紀伊國熊野邑之時云云と此事を記し、弟宇麻志麻治命、亦云可美、眞手命とある、是は物部氏の古系圖に似たれど、高倉下を天香語山命とするは、時代三世も異へり、可美眞手命の兄といふも信じ難し、僞書は據るに足らず、天照大神の神託にて、武甕雷尊の誦靈、津主神なり、劍を己が倉中に得たりとて來り獻ず、帝乃ち寤起ち其劍を受取りて、其熊野山の荒神を切仆し給ふとある、是も前の向日背日の諭と趣旨同じ、熊野の異族か抗抵強くして、皇軍の氣を沮みたる際に、熊野豪族が兵を催し馳加はりたるにより、軍氣忽ち振ひたるなり、是に因て誦主劍を皇家の神寶とけなされたり。
 此後の進路は、紀、記、全く反對なり。記には於是高木大神之命以覺白之、天神、御子自此於奥方、莫入幸、荒神甚多、今自天遣八咫鳥、故八咫鳥引道、從其立後、應行幸、故隨其八咫鳥之後、幸行到吉野之河尻とある、奥方とは熊野川上なる北上川の谿を謂なるべし、因て本宮、此時本宮は、地方より、十津川の險路を取り、八咫鳥を嚮導軍となし、吉野川下川上に出たる路筋なり。紀には皇師欲赴中洲、而山中險絕……夜夢天照大神、訓于天皇曰、朕今遣頭八咫鳥、空以鄉導者、果有頭八咫鳥、自空翔降……大伴氏之遠

祖日臣命帥大來目督將元戎踏山啓行乃尋鳥所向仰視而追之遂達于菟田下縣とある。是は新宮の上流より右に北上川の谿路を取りて險阻に遇ひ鳥軍の導きにて大峰の東より吉野川上に出て宇陀の穿邑に至る路筋なり古語に加茂縣主遠祖八咫鳥者奉導宸駕顯瑞菟田之徑とあるは此と同傳なり。紀の文を亂次の儘に讀めば錦浦より伊勢山嶺を跋涉し大和界高見越の捷路を西行して宇陀郡に到る路筋となる。此を以て前の負日神之威の言に合すといふものあれど鑿說なり必ず朝日を負ずとも南より入れば終日日を負ひ且視力の理にも合ふに非ずや。河田氏は伊勢風土記に天日別命神倭磐余彥天皇自彼西征此東州之時隨天皇到紀伊國熊野村云云奉勅東入數百里其村有神曰伊勢津彥の文を引て別軍を率ゐて伊勢を平くるとなし天皇の伊勢山中を經過ありたるを證し錦浦の説を確にするに似たれど熊野に到るといひ東入數百里とあるは丹敷にて錦浦に非ざるを證するものなり。菟田下縣と吉野川尻と兩地いづれかは是なるやは決し難けれど井光國栖の順序は記の方をよろしとす此事を帝更に吉野を巡行の時とするより十津川より到著の折に此徒が迎へたる方に余は從はんとす。頭八咫鳥は軍裝のとなるべし黒袍を

衣て頭に八咫鳥を冠りて以て標とする形なるべし八咫鳥は姓氏錄に神魂命孫鴨建津身之命とある山城風土記に日向曾之峰天降坐神賀茂建角身命也神倭石余比古之御前立坐而宿坐葛木山之峰紀釋の文も記の吉野川尻と同じ傳へなり此に據れば天日別と共に日向より隨行の將にて大伴氏に屬して隼人の兵に鳥裝させて嶮山を探檢し嚮導をなしたるならん。

記には吉野河尻に於て贊持奉迎し上流宇陀に向けて進行の道すがら井氷鹿國標奉迎し自其地踏穿越幸宇陀故曰宇陀之穿也故爾於宇陀有兄宇迦斯弟宇迦斯二人と兄弟の土豪を招かれし事を叙す紀には只號其所至之處曰兔田穿邑といひ義明此にて日臣命へ名を道臣と賜はり兄猶弟猶の向背定まりて後に吉野巡行ありて井光國栖迎へ縁水西行として贊持迎へ而して兔田高倉山に登とあるは又引還し給へるにて順序錯綜するなり。是にて大倭青垣山の外なる東南の地に占據したる土豪の景況は概を知らるゝ。吉野河の下流には贊持の族住あり是は記に作ツク有取魚人紀は有作梁取曰僕者國神名謂贊持之子此者阿陀之編養之部とあり贊持は宇智郡阿陀郷に住み萬葉集相聞に安太人の梁打度す瀬をはやみと詠み職員令大義

解に、鵜飼江入網引等の類とあり、集解に鵜飼三十五戸とある。此雜供戸の一なるべし。正倉院文書に、謹解 可雇進越埒流川道知人事本文天平寶字六年七月十九日、

更啓 鮮年魚類事、右依比日之間川水甚太、此河鵜甘不住、又不作網代、仍雖東西走求、不得彼實、伏恐使空進越、有無禮歟、誠恐謹啓、同日宇治麻呂の解文を存ず、贊年

魚の故事は大倭の京を畢るまで繼續す、以て參考すべし。

井光は阿陀よりは上流水西行のに占據したる土豪なり、記に生尾人自井出來、其井有光、曰僕者國神、名謂井水鹿首此者吉野也、紀は出自井中、光而有尾、臣是國神、名爲井光、此則吉野首等始祖也とある、井とは堅穴の窟居なり、古穴居の跡はなべて横穴のみ存ず、此を堅穴の族ありし徴となすべし。光とは勾玉管玉及び金環等を衣飾り、燦爛として出來りたる形容なり、雀鴻の十六國春秋に、酒泉南山、即崑崙之體也、周穆王見西王母、樂而忘歸、即在此山也、山上有石室、王母堂、璣珠璣飾、煥如神宮との文に比べて思合すべし。尾とは服裝の狀にて、裾の如きもの歟、是も山海經に、戴勝虎齒、有豹尾、穴處、名曰西王母とあるに考へ合すべし、因て余は井光を西王母の族とみて疑ふ。姓氏錄大和に、吉野連加彌比加尼之後也、謚神武天皇行幸吉野、到神瀨、遣人

汲水、使者還曰、有井光女、天皇召問之、汝誰人、答曰、臣是自天降來、白雲別神之女也、名曰豐御富、天皇即名水光姬、今吉野連天武の時に首所祭水光神是也とある、是は吉野水分神社なるべし、然れば井光は女酋なり。

吉野の國、栖は應神紀に其土自京東南之隔山、而居于吉野河上、峰嶮谷深、道路狹、巖と見ゆ、記に即入其山之、亦遇生尾人、此人押分巖而出來、曰僕者國神、名謂石押分之子、此者吉野國、此者吉野國、此者吉野國とあるに合ふ、吉野川上に占住せる種族にして、川の兩源相會する

南に今も南國栖村あり。又此は紀の路程にて、免田下縣へ出るに經由すべき地理なるに、後の吉野巡幸に至り、井光の次に、更少進、亦有尾而披磐石、而出者、とて磐排別の子を叙したるは、吉野神瀨の水分社を井光の跡とはなさず、大和志にいふ、碓村の井光宅址を其處となすに似たり、されど此は郡の東北なる川上莊にして、古への國栖地に相當す、井光は下流を是とすべし、總て紀に従へば、地理甚だ紛はし。姓氏錄に國栖、出自石穗押別神也、神武天皇行幸吉野時、川上有遊人、于時天皇御覽、即入穴、須臾、又出遊、竊覘之、喚問、答曰、石穗押別子也、爾時詔賜國栖名、とあれど、國栖は民族の稱よつて、姓となしたるにて、次に仁德天皇御世、始賜名國栖人、意世古、次弟世古二人、

允恭天皇御世乙未年中、七節進御贄仕奉神態、至今不絶とあるは、應神帝の朝に來朝し、口鼓を撃て歌伎をなしたるよりの例にて、永く課役を免されたと式に見ゆ、内宮民彼が窟を出入の状態は、常陸風土記茨城郡に、昔在國巢谷都知久毛、又山之佐伯、野之佐伯、普置堀土窟、常居穴、有人來、則入窟而竄之、其人去、則更出郊以遊之、狼性梟情、悅窺掠盜、無被招撫、彌阻風俗とありて、山中穴居の野民の常態にて、土蜘蛛八擲脛と同類異族なり。

吉野國樸の東北は伊勢伊賀及び宇陀郡の交にて、八十梟師の巢窟たり、記に熊野の奥方に荒神多しともありて、是等の蝦夷が谿谷に占據したる状態は、前の井光穴國栖穴横が吉野川の上下に在るにて推想し得べし。宇陀、縣、宇賀、斯の豪族に兄猪弟猪あり、天皇八咫鳥を遣はして之を招き給ふ、弟猪參りて、兄猪が新宮を造り殿内に押機を施して、帝を饗して難をなさんとする陰謀を白す、天皇乃ち道臣命大久米命兩帥を遣はさる、兩帥往て兄猪を詰責し、迫りて自ら其機を踏て壓死せしむ、斯て弟猪は大饗をなして皇師を痛ふ、紀に大設牛酒とあれど、牛樂府の久米舞に手量の大小を節にし、音聲を抑揚して唄ふ歌に、宇陀の高城に鳴雁張る、我待や、鳴はさ寄てい

精すくはし、鯨さやるの章は、此時軍宴に謠ひたるに起ると云ふ。

次に紀に天皇陟彼兎田、高倉山之巔、瞻望域中、時國見丘上、則有八十梟帥、又於女坂置女軍、男坂置男軍、墨坂置熾炭とある、高倉山は宇陀郡の守道村より東莊村に跨る山にして、國見山は郡の東北界、兩伊に跨る伊賀見の巖嶽なるべし、此は東北を瞻望の形勢なり、女坂男坂墨坂はみな郡の西界にあり、宮奥より十市郡多武峯に越ゆる間道を女坂とし、其北の半坂より櫻井に出る道を男坂とし、又其北の萩原より初瀬へ越ゆる道を墨坂とす、此は西北を瞻望の形勢なり。地理の配布は此通りなれど、高倉山の眺望は能く之に及ぶにや、且女軍男軍熾炭は探偵にて知るべき軍情なり、女坂男坂墨坂の名は所々にあり、例の地名附會談を添たるに近し。倭青垣山内の敵情は、紀に復有兄磯城軍、布滿於磐余邑、賊虜所據皆要害之地といひ、又弟猪奏し、磯城村有磯城八十梟帥、又高尾張邑城一、葛有赤銅梟帥、此類皆欲與天皇距戰といふ、磯城村は、後の式上式下郡には非ず、城上に大三輪神社坐す、此時大三輪氏は登美彦に應ぜず、兄磯城が磯城八十梟帥と共に布軍したるは、宇陀の西北界十市の山野にて、磐余邑は、汎く其地域を稱す、磯城敗れたる後に北部へは兵を向けられたり。

○第四十六節 大倭背擊。

神武天皇東征の時に於て、紀伊大倭に異族雜處したる實狀の始めて露れたるを見れば、前述の如くに一郡の内にも數多の種族あり、一の種族も數多の聚落をなし、八十梟帥の稱あり、或は一の民族にて地域を占據して自立するもあり、或は紛然雜處して豪會に服屬するもあり、其光景は今の臺灣の生番各社及び土匪に髣髴たる中に、南種天神の裔及び彥姫の族は其君長となりたり。此光景は以て日本全國より韓閩までを類推すべし、是までの讀史者は大倭を大古より帝都と思做たれど、橿原奠都以前の現狀を看一看すれば決して然らず、蝦夷國柘等の群をなしたるに大輪の族が天孫を奉して方に神教を宣し、之を招撫しつゝありて、猶草莽闢けざる荒山の景を腦に印し出すにぞ。

天皇高倉山より還り給ひ、其夜の夢に、天香山社中式に天香山坐櫛眞命神社、元名大麻等乃知神の土を以て天平瓮、嚴瓮を造り、神祇を祭り嚴呪詛をなせと天神の訓

を受給へり、時に弟猾も亦磯城高尾張の賊狀を奏して天香山の埴土を以て平瓮を造り、天社國社の神を祭らんと請ひければ、帝益喜び給ひ、弟猾椎根津彦二人を遣はされたり。是に於て二人は弊衣簑笠にて、椎根津彦は老翁にやつし、弟猾は老嫗にやつし、行けるに、群虜みな大醜アチミコとて怪まず、遂に埴土を取歸りて、平瓮手扶タケシ壺嚴瓮を造り、丹生川上野の眞坂樹を拔取り、勅して道臣命を齋主となし、天皇親顯齋をなし、諸神に祭典を行ひ給ふ、嚴瓮の置ものは此に始まる、嚴呪詛とは賊徒調伏の呪詛にてあるべし。是に於て天皇其嚴瓮の糧を嘗め、兵を整へて出給ひ、先づ八十梟帥を國見丘に撃て之を斬り、歌をつくりて、神風の伊勢の海の大石や、いはひもとへる、したゝみのく、吾兒よく、したゝみの、いはひもとよる、撃てしやまむくと謠はしめたり、因て國見丘は高倉山附近との説もあるなり。伊勢風土記に天日別命勅を奉じ、東に入ると數百里、伊勢津彦に其國を獻せしむ、伊勢津彦は吾此國に居住する久しとて命を聞かず、天日別兵を發して之を戮せんとす、伊勢津彦畏れ、中夜に風を起して去る、是を神風の伊勢の國てふ詞の起りとなせども、寧ろ反對にて、此時に天日別勅を奉じ、軍を分ちて伊勢を平定したるにてあるべし。

記には以上の記述なし、兄猾誅戮の次に自其地行幸、到忍坂大室之時、生尾土蜘蛛八十健、在其室待いなる、故爾天神御子之命、以饗賜八十健、於是充八十健、設八十膳夫、每人佩刀、誨其膳夫等曰、聞歌之者一時共斬とあり。紀には既而餘黨猶繁、其情難測、乃顧勅道臣命汝宜帥大來目部、作大室於忍坂邑、盛設宴饗、誘虜而取之とあれど、記の傳へ事實なるに近し。帝の嚴食糧を嘗て國見岳に進發ありしは、文に於て勇々しけれど、地理を按すれば、國見岳は郡の東北伊賀界にあり、忍坂は西山に越る路なり、絶對に懸隔せり、八十梟帥の櫟窟を彼岳に擊ならば、天日別の如き別將を之に向はしめ、帝は直に軍を西にして忍坂の大窰ハカに向ひ給たるべし、此中央大窰を造るも亦事々し、皆非なり。斯くて八十健を饗し、歌つて曰、忍坂の大窰屋に、人多オホに、入居とも、人多オホに來入居とも、みつゝし、久米の子等が、頭槌カサい、石槌イシい、持撃てし止むと、歌畢りて一時に打殺し、記同上仰いて大笑し、又歌ふて曰、蝦夷エミシを一人、百人、人は言ども、手向ひもせず、久米部が歌ふて後に大笑するは此緣より起るといふ。久米舞歌の樂府は今に傳はりて帝室の古儀となれり、或はいふ其舞樣歌調は韓土にも同じ風俗ありと、凡そ紀記に雜見する歌振はみな語部の傳ふる古調にして、出雲の語部には新

羅人もあるべきなれば、必ず相似たる所あるべし。忍坂は城上郡忍坂郷にて、今に忍坂村を郡の南なる十市郡界に存ず、地理より推すに、此は磯城八十梟帥の巢なるべく、八十梟帥に三種ありて相混淆したるならん。

是に於て大舉して磯城彥を撃つ準備をなし、先づ八咫鳥を遣はし、兄磯城、弟磯城を諭して招かしめ給ひしに、兄磯城は追還したり、弟磯城は之を饗應し、打連て來歸し、兄の戰意を陳しければ、帝更に弟磯城を遣はし、利害を開示して兄及び其黨の兄倉下弟倉下等を招かしめ給ひければ、兄磯城遂に承伏せざるに因て、椎根津彥の計を用ゐ、女軍を忍坂道より出されしに、兄磯城すは大兵至るとて、力を盡して相待たり、皇軍は宇陀川の水を取て炭火に灌きて、不意に墨坂を越え、背撃して之を破り、兄磯城を斬れり。此戰畧は前の女坂男坂墨坂の備へと照應し、軍談としては面白けれども、地理上に於ては安からず、前段忍坂の室屋に八十梟帥を斬たる後は、皇軍は已に櫻井口に臨めり、兄磯城が本營は鳥見今山にありとすれば、已に間近く進軍したるに、宇陀北流の水落合の處を塞いて、萩原口の炭火を滅し、初瀬路より迂回して背撃したるとは謂ゆる小題大做の譚にて事實とは信せられず。記には、忍坂の次

に然後將擊登美毘古之時、歌曰、……又擊兄師木、弟師木之時、御軍暫疲爾、歌曰と、兩戦
みな久米歌を録するのみなり、されど天皇の大倭背撃に、宇陀の兄猾(宇賀志村)を誅
し、忍坂より越て登美に向ひ給ふたる路順は紀記相吻合す、只女坂墨坂の譚が地理
の位置に疑問を播時せるのみ。

紀に長髓是邑之本號とある登美は、是までの箋釋には、式上郡外山村に式の城上
郡等彌神社坐し、忍坂より櫻井に至る路にあるを其地となしたれど、這は小村にて
豪族の本邑とは思はれず。近來登美彦の登美は添下郡の鳥見莊木島中三確の三
村にて莊をなす
にて、倭名抄の鳥見郷(貝は見の誤り)と考定されたり、是は河田罷氏の考へにて、其説
に、外山は上古忍坂邑の地なり、既に菟田八十梟帥の餘黨あり、又兄磯城等此に據る、
安くに長髓彦割據すべき地あるや、長髓の地は添下郡にして、平群郡古層富に屬し
後之を分つ
に亘り、河内に接す、故に皇師の河内より入んとするに當り、先づ兵を發して之を拒
げりと云云、洵に精審なる考證にて、以て定説となすべし。さて皇軍は兄磯城を誅
して磐余邑を定め、いよ／＼登美の進撃となれり、紀に皇師擊長髓彦、連戦不能取勝
とて、金鷗の瑞を記したるは、登美は鷗の詛りの落咄なり、例の地名附會にて取るに

足らず。忍坂より添下平群に向ふには平野にて、大軍を要じて對戦するべき地形
なり、此時長髓彦は大戦の勇氣ありしや覺束なし。金鷗の咄を除けば、彼は天皇の
師を整へて登美に進發あらんとするを見て、乃ち使者を遣はして來意を問ふ手續
きに移りたるべし、抗拒の力屈して後の和議とは思はれず。

紀に時長髓彦乃遣行人、言於天皇曰、嘗有天神之子、乘天磐船、自天降止、昔事紀に河
内國河上、
峯と云ふ、哮峰も霞長
郡平群郡の交にあり、號曰櫛玉饒速日命、是娶吾妹三炊屋媛、亦名長髓彦、亦
名鳥見屋媛、亦
遂有兒息、
名曰可美真手命、故吾以饒速日命爲君、而奉焉、夫天神之子、豈有兩種乎、奈何更稱天神
子、以奪入地乎、吾心推之、未必信、天皇曰、天神子亦多耳、汝所爲君、是實天神之子者、必有
表物、可相示之、長髓彦即取饒速日命之天羽羽矢一隻、及步鞞、賜示於長髓彦、長髓彦見其天表、益懷踧躅、然
事不虛也、還以所御天羽羽矢一隻、及步鞞、賜示於長髓彦、長髓彦見其天表、益懷踧躅、然
而凶器已構、其勢不得中休、而猶守迷圖、無復改意とある。此問答には修史者の敷衍
あり、天神子亦多きこと必ずしも帝諭を待ちて知るべきに非ず、記者蓋し皇統と思
違へたるなり。古代に君臣の名分が貴族の思想に判別したる時期は、神武帝の御
世より下りて崇神帝に及ぶ間にあらん、是疑問なり、此文中に爲君の字兩處あるは

此以前より既に君臣の觀念はありしとを證するに足るべき歟、余は大己貴は天穗日を君となして奉したりとは思はず、亦長髓彦も饒速日を君となしたるにはあらず、皆天神の子として奉じたるなり。凡て此の如き主眼の處へ無造作に緊要の字を用ゐる、以て敷衍し、以て粧飾しあるは、書紀の病なり。

記には故爾邇藝速日命參赴、自於天神御子、聞天神御子、天降坐、故追參降來、即獻天津瑞以仕奉也、故邇藝速日命娶登美毘古之妹登美夜毘賣、生子宇麻志麻遲命此者物部運穗積臣孫也とあり、天神御子として迎へたるが當時の思想なり、此の如き處を古事記の特色となす。紀には饒速日命本知天神慇懃、惟天孫是與、且見夫長髓彦稟性悽愴、不可教以天人之際、乃殺之歸順焉、天皇素聞饒速日命是自天降者、而今果立忠功、則褒而寵之、此物部氏之遠祖也とありて、記と略同し、是に於て事平和に結ひたり。偕是まで青垣山内に於る民族の光景を考ふべし、北の層富平郡を并す縣には登美彦、饒速日命を奉して河内界に占據し、東の磯城城上山下磯城彦占據して各種の蝦夷を屬し、西南の葛城は武甕雷神の父祖が水城を築きて割據したる高尾張邑と聞へたれど、頗る廣き山谷の地なれば他の

其地に轉移せしにや、是も蝦夷土蜘蛛の占據となり居たり、山西の宇陀は伊賀伊勢に連なる谿谷を蝦夷の櫛窟となし、其中の平原に宇賀斯に兄弟の彦占據して、方に野民を撫循しつゝありき。是に於て天皇は熊野、吉野、宇陀を招撫し、山内に打入りて磯城彦を討平け、南部を戡定ありしにより、饒速日命は長髓登美を擧て歸順したり、是より三輪氏の動靜こそ最終治亂の決なるべし。

長髓は歸順したれども、猶層富の東境に強硬の族類あり、紀には是時層富縣波多丘岬有新城、戸岬者又和珥坂カマノ下有居勢祝者、躰見長柄丘岬有猪祝者、此三處土蜘蛛並恃其勇力、不肯來庭、天皇乃分遣偏師、皆誅之と記す。層富縣は今の添上、添下郡にて、姓氏錄大和神別に添縣主出自津速魂命、男武乳別命也とあれば、中臣氏と同祖なり、此時已に縣主となり居たるにや定かならず。波多丘は添下郡五條村の西なる赤膚山カハにして、兀然たる不毛の赤土の丘を成す其地なり、新城は五條の南なる新木なり、和珥坂は式に添上郡和爾、坐赤坂比古神社ある和爾にて、郡の南邊なり、長柄丘は河田氏の説に、山邊郡の東南に長柄村ある其地として、和珥の南に當り、波多丘と正に鼎足の勢をなす、天皇既に磯城長髓等を滅し、是に於て西北の方隅に猶三賊ありて相聯

結する故に、偏師を遣りて先づ之を平らげさせ、力を東南葛城に用ゐる給へるなりといはれぬ、極めて然るべし。和珥長柄の酋首は皆祝なり、西洋譯書ならば僧と書する人格なり、蒙昧の民族を威服するには、兵力よりも神教の力最も感情を制して暴威を示し易きを以て、此時代に國中に群居雜處する異族を懷けて聚落を作るには、巫祝なるものが常に其巨魁となりたると、此に例して推究すべし。されば天神御子の到る處に、衆民より目映マユキほどに尊敬され、一嘖一笑も榮となす信念によりて、皇室の尊嚴は形成したり、かゝる處を輕率に看過するべからず。

次に又高尾張邑有土蜘蛛、其爲人也、身短而手足長、與侏儒相類、皇軍結葛網而掩襲殺之、因改號其邑曰葛城とあれど、是は例の地名附會談にて信じがたし。葛城の舊名は高尾張とあるは、古事記に伊都の尾羽張神が逆まに天安河の水を塞上げて道を塞いで他神は行を得ずとありて、健御雷の父が險を構えて居たる巖邑なり、何ぞ蠢然たる矮人種の窟とならんや。弟猾の言によるに、葛城に赤銅梟帥あり、此山は吉野に綿亘して、背は河内の千劔破、金剛山を包み、頗る險隘なれば、蝦夷雜居の處も少からざるべしと雖も、短身の土蜘蛛を葛網にて掩殺したるに因て葛城と名つくと

の談は、攝津風土記の宇禰欽傍備能可志婆良宮御宇天皇世、僞者土蜘蛛此人恒居穴中、故賜

賤號曰土蜘蛛とあると同じく、最も淺劣なる妄誕なり。記には故如此言向、平和荒夫アラフ琉神等、退撥不伏人等、而坐欽火之白禰原宮、治天下也と約記してあり、要するに大倭の高原に蝦夷土蜘蛛其他の異類が處々に喧擾し居たるとは、紀記の記する所ほと同し、以て此より前後に全國住民の生意を考ふる雛形となして思想に抽象すべし。

四隅の草賊盡く平定しければ、大倭の望族たる三輪氏と婚姻を結ひ給へり。記に求爲、大后之美人之時、大久米命曰、此間有媛女、是謂神御子……比賣多々良伊須氣余賣云、於是七媛女遊行於高佐士野、伊須氣余理比賣在其中、爾大久米命見而以歌白於天皇、爾伊須氣余理比賣者立其媛女之前、乃天皇見其媛女等、而心知伊須氣余理比賣立於最前、以歌答曰云、爾大久米命以天皇之命、詔其伊須氣余理比賣……故其嬢子白之仕奉也、於是伊須氣余理比賣之家、在狹井河之上、天皇幸行其許、一宿御寢坐也とある。狹井河は、城上郡狹井、坐大神荒魂神社式の其處に流る、狹井川なり、記の原注に、謂狹井河由者、於其河邊、山由理草多在、故取其山由理草之名、號佐韋河也、山由理草之本名云、佐葦也とあり、大和志に狹井溪自三輪山、遠狹井寺跡、至箸中村、入纏

向溪といへば、其河上の家は三輪山に近き谿に建られたるべし。春日の率川社に三枝祭の行はるゝにより、後人は率川を狹井川と稱へ、其社を神武后の家址といふ、大なる相違なり、此時に三輪家の領地は層富縣にも及びたらん、されど其本居は三諸山の神那備附近ならざるべからず、層富縣始めて定まり、因て三輪氏と婚し、檀原に宮を造らる、他の支葉を尋ねべからず。

此事を紀には天皇當正妃改廣求華胃時有人奏之曰、事代主神共三島溝楸耳神之女玉櫛媛所生兒號曰媛踏鞮五十鈴媛命、是國色之秀、天皇悅之、九月乙巳納以爲正妃とあり。記には美和之大物主神に作れども、事代主の方を是とすべし、五十鈴姫を直に其女といへるは、饒速日を火明の一名とすると同しく、神代の傳へは時代に係はらざれば一一に辨正に違あらず。思ふに、物部三輪の二氏は系譜傳はらずして、傳記のみ傳はりたるをば、史家採集して其儘記入たるものなるべし。三輪家は大國主出雲避國の時に顯露の事を還し、専ら神事を治むる約なりしかば、事代主以來も神事と宣教とを専らとしたるべし、卅六卅七節に出づ、宣教の夷族循撫に効力の大なるは毎々述たるが如し、其力に因て諸國に神邑神戶を廣めたるは大國魂大神の神社の

多きにて知らるゝ。されば長髓彦が饒速日を奉して、顯露の事を行ふにも、皇師を拒撃するにも、三輪氏は關係する所なく、神事を以て名望を集めたるも、猶後世の社家寺家が兵亂黨争に於ると同例なり、譬へば元弘の亂に熊野高野吉野みな神佛を守りて中立しながら、陰に其領地の豪族に天皇の御味方をなさしめたるが如し、注意して考へんを要す、余は長髓彦を三輪の一族には非ざる歟と疑ふなり。五十鈴媛を神の子といひ、後に大田田根子をも神の子といふ、之を考ふるに、大宮司大祝となりたる家の神と稱ずるとは後まであり、筥崎の田村氏は神事と世事と家を分ち、今に存ずるは其神家なり、諏訪氏も亦然り、大祝の家は神姓を稱へ、神領中の民より生神として尊敬されたり、まして古代に於て三輪氏の如き神家の子女を神の子として、神話を傳へたるは怪むに足らず。天皇の大倭を平けて三輪家に婚し給ふを、記に求爲、大后之美人といひ、紀に廣求華胃といふと雖も、其は表面の言なり、實は大久米命等と機密に三輪氏を取めんと、其家に女あるを以て婚を合せんと、遂に高佐士野に誘引して歌垣を行はれたるのみ。此結果に因て吾田の吾平津媛は帝の還御を迎ふを得ず、研耳命を後に立たるが、隼人は火闌降の統を奉じ、最初の豫期は違

ひたり。此時より隼人の兵は闕望を抱きたらん、帝崩ずるに及んで五十鈴姫后と手研耳命との間より變の生したるは、其故のあるを思ふべし、其は後にいふべし。

○第四十七節 檀原肇國

磐余邑の兄磯城破滅しければ、大倭は風を迎へて靡きたり、因て磐余を根本と定め、良地を覓めて畝傍山の傍なる檀原に宮處を相定せらる、前に擧たる記の坐畝火之白檮原宮とある是なり、故に尊號を磐余彦天皇とは申奉るなり。磐余は紀に磐余之地、舊名片居、亦曰片立、逮我皇師之破虜也、大軍集而滿於其地、因改號爲磐余、或曰天皇往嘗嚴糞糧、出軍西征、是時磯城八十梟帥、於彼處屯聚居之、果與天皇大戰、遂爲皇師所滅、故名之曰磐余邑、とて、滿きたる聚居の義となせど、例の附會談なり。帝高倉山より瞻望の條にも兄磯城軍布滿於磐余邑と記して、十市高市地方を汎く磐余邑と稱せしなるべし、天皇の大倭戡定は國家の開創なるを以て、後の人其歴史に附會して、家譜や地誌に功勳を叙し、其榮を誇耀するは門閥を重んずる時代の習風にて、

信ずるに足らず。紀の檀原宮經始の詔令は他の記事に相似ざる、西漢様の文にて、修史者の構造なると明白なり、文中に、今運屬屯蒙民心朴素、巢棲穴居、習俗惟常といひて、披拂山林、經營宮室、以て蒙俗を鎮めんとの旨を述べたるは、史眼なき思想と謂べし、穴居は天磐室を始め、多き部分の民族に存したる習俗にして、土蜘蛛には限らぬとなり、瑞殿を峻峙して之に臨むと、諸冉二尊以前より神教を宣布する式なるは、淡路の八尋殿にても知べし、豈に神武帝に始まらんや。

祭政一致の時代に於ては忌部氏より大藏省を兼たり、故を以て檀原宮造營は忌部直の祖其職任に當れり、古語拾遺に其事を詳記して、建都檀原、經營帝宅、仍令天富命^{太玉命}之孫^命率手置帆負、彥狹知二神之孫、以齋斧齋鉏、始採山材、構立正殿とありて、其下に注して、所謂底都磐根爾宮柱布都之利、高天乃原爾搏風高之利、氏皇孫命乃美豆乃御殿乎造奉仕也とある、是古來の例なり。山材を採といふは、紀伊の大峽小峽の材を伐出したるべし^{冊八節}、因て次に其裔今在紀伊國名草郡御木、龜香二郷^{古語正殿謂之龜香}、採材忌部所居、謂之御木、造殿忌部所居、謂之龜香、是其證也とある、後の名草郡忌部郷、荒賀郷は其住所なり、附近に大宅郷あるは、其調度を辨する屯倉ならん。手置帆負

の裔は後分れて讃岐國忌部となれり、因て次に、又令天富命率忌部諸氏作種々神寶鏡、玉、矛、盾、木棉、麻等、櫛明玉命之孫造御祈玉古語美保伎也、其裔今在出雲國、毎年與調物、貢進其玉、天日鷲命之孫造木棉及麻、并織布古語阿と云、次に又手置帆負之孫造矛竿、今分在讃岐國、毎年調庸之外、貢八百竿、是其事等、證也とある式に、踐祚、大嘗會、宮南北門所載八竿、各長一丈八尺、紀伊國忌部造之とあるは、紀伊忌部も矛竿を作る、手置帆負が紀伊より讚へ分れたる故によるべし。

同書にまた爰仰從皇天二祖之詔、建樹神籬、所謂高皇產靈神、皇產靈、魂留產靈、生靈、足產靈、大宮賣神、事代主神、御膳神已上今御巫所奉齋也、櫛磐間戸神、豐磐間戸神已上今御門所奉齋也、生島生島大八洲之靈、今坐摩坐摩巫所奉齋也、とある、其御巫の奉齋する八神は、後に神祇官の内に八神殿を建て、聖體守護の神祇となし、十一月に鎮魂祭を行はるゝ是なり。此起りは天孫西降の時に、高皇產靈尊の吾は天津神籬、天津磐境を樹て吾孫のために齋ひまつるべしとの勅に原因せり冊八、八神の中に、事代主神、あるは、三輪氏より皇后を納れ給ひたるにより、其祖神を加へたるならん、崇神紀に先是天照大神和大國魂二神、並祭於天皇大殿之内とあるに并せ考ふべし、此事は後の人の注意

に漏たり。御門巫の奉齋する二神以下は後世に至りて漸次に加へたるならん、橿原の肇國は國家の元始なるにより、諸氏相競ふて其由緒を傳ふと雖も、多くは後世に漸々と起りたる例を援なるべし。

同書に宮外宮内の儀を記して、日臣命、帥來目部、衛護宮門、掌其開闔、饒速日命、帥内物部、造備矛盾、其物既備、天富命率諸忌部、捧持天璽、鏡劍、奉安正殿、并懸瓊玉、陳其幣物、殿祭祝詞、次祭宮門、然後物部乃立矛盾、大伴來目建、仗門、令朝四方之國、以觀天位之貴とある、即ち底津磐根に宮柱太布立、高天原に搏風峻峙の光景を詳かにするものなり。尤も此文には偏説多し、後世の思想を混するは、日臣命帥來目部とは、書紀に天皇東征を記したると同じく、大久米命を日臣命の帥るる來目部となしたり、這は久米直が後に衰へて、鞆負の衛門は大伴氏の專職となりたる思想なると、古事記傳に辨じたるか如し。大伴久米の兩將天孫降臨の先驅がなり、天皇東征に元戎を帥るると記に詳かなり、但大伴來目建、仗門の句は二將平等にて實を得たり。又饒速日は可美真手に作るべし、記にも饒速日猶存在するが如くに記したるは時代を誤る、

此は舊事記に従ふべし。宮墻の護衛に隼人を脱す、彼は西國より隨行し來り、前例の如く守護を務むるは此時に始まるべし。鏡劍を捧持するは後までの例なれど、瓊玉とは櫛明玉が造れる祈玉に當る、是を八坂瓊勾玉統の御代とせるにや、此時までは大國魂を并祭らず、其は必ず爾後の創なるべし。此事を舊事記には、天富命率諸忌部、捧天璽鏡劍、奉安正殿、天種子命、奏天神壽詞、即神世古事類也と記したり、其説を是とす、忌部は神殿を飾り祭物を供備するの職にて、中殿にありて神事を行ひ、祝詞を奏するは、中臣の職なるに、天種子命を省きたるは、齋部廣成の偏執なり。神祇令に、凡踐祚之日、中臣奏天神之壽詞、忌部上神璽之鏡劍とある、是は即ち神武天皇檀原宮より始まりたる禮式にて、平安の朝まで行はれたるべし、然るに兩輔佐より中臣を省くは、返すくも當らぬ記述なりとす。

書紀に、辛酉年、春正月庚午朔、天皇即帝位於檀原宮、尊正妃爲皇后とある、辛酉年は、撰史の時に天智天皇の元年が辛酉に當るを以て、緯書の革命の運數にて、一節の年數を逆推し、天皇の檀原即位の年を前度の革命に當たるなり、此紀年の妄撰により古史の年序は紛亂を以て、史學研究者は是を無年紀の史となして看るべし、説長け

れば此には辨せず。即位立后の事も事實なりや疑問なり、後にいふべし。次に故に古語これを稱ずとして、畝傍之檀原に底つ磐根に宮柱を太布立、高天の原に搏風峻峙て、初肇國、天皇と號け奉りてすとあるは、前の古語拾遺と吻合し、又宮柱氷木の詞は素戔嗚尊の言に起り、節三是まで毎々ある瑞殿の形容なり。氷水を搏風とも書く、今も神宮の棟の左右端に峻峙する雙尖の木をいふ、其原を推想したる説に、太古の草屋を構ふるは兩木を交叉に繩を以て結び、其上に木を横に架して棟となし、地上より押立て、其下に起臥したるより、其形に象りて氷木の飾りとなしたるものと云、太古に櫛棲の草小屋に賤民の居たる光景はさもあるべし、既に斧鉏等の手量ありて、柱を樹て牀を敷く時代になるに及んで、尙棟を包むに交叉の木を飾りとなし、之を瑞殿の搏風に用うるに至りたるなり、是は神宮の制にて高さは數階にて上る、一足にて上るは一足騰宮といひ、上宇は茅草を葺き、周圍は板を張る、是を常の家とす。神宮と別なる國縣主の居宅は如何なる製作なるや詳ならず、筑紫國造が宮の如きは雉墻樓閣を構えたるが如し、當時の城制は如何なりしや、石壘磚壁の今存するものなし、盡く土木の造にてありしか、九州に神籠石とて存すれど、城垣に似

ず、其は神籬の外を匝らす磐境の石にてあるべし。

神武天皇の御世も猶祭政一致の治なり、古語拾遺に、當此之時、帝之與神、其際未遠、同殿共牀、以此爲常、故神物官物亦未分別、宮内立藏號齋藏、令忌部氏永任其職、又令天富命率供作諸氏、造作大幣、訖天種子命命天兒屋解除天罪國罪事所謂天罪者、上既設訖、在、中、臣、禊、詞、とある、是古來天神族の神教を以て異族を馴化して國を開き給ひたる遺風にて、人皇の世まで猶行はれたるなり。故に職原抄神祇官の條に、以當官置諸官之上、是神國之風儀、重天神地祇故也、昔人皇最初神武天皇定都於大和國橿原時、以天照大神、御靈入咫鏡、及草薙劍、安置大殿、同牀而坐、蓋如往古神勅廿八節、由此皇居神宮、無差別宮中立庫藏、此云齋藏、官物神物亦無分云云、此時天兒屋根命孫天種子命、專主祭祀、是乃執朝政之儀也とあるは、古語拾遺に據たるなり。中臣忌部二氏の神事を掌るは上古よりの職にして、天孫降臨の時、紀の一書に、高皇產靈尊因勅曰、汝天兒屋命太玉命、宜持天津神籬、降於葦原中國、亦爲吾孫奉齋焉是を二祖の、乃使二神陪從、天忍穗耳尊以降之、乃使太玉命以弱肩被太手繼而代御手ミテシロトシ、以祭此神者、始起於此矣、且天兒屋命主神事之宗源者也、故俾以太占之卜事而奉仕焉といひ、復勅、惟爾二神同侍

殿内、善爲防護とあり、二人因て天孫に隨ふて高千穗宮に下り、祭祀の政を佐け、此に至りて其孫天種子命天富命隨ふて東征し、兩輔佐となりて宮殿の内に侍し、朝政を執たるなり。但し二氏の職務に於ては自ら分掌あり、中臣は、諄辭祝詞を奏し、祓除をなし、卜部の太占を以て神慮を聽く、忌部は、瑞殿を造修し、祭物幣物を供備す、若し之を判別すれば、神教の精神的は中臣に傳へて、忌部は物質的を知るものゝ如し。是は必ずしも然らず、紀の一書磐戸前の神事に、太玉命真坂木を執取り、天兒屋命廣厚諄辭祈啓とある、又太玉命肩繼して祭神のといひ、古語拾遺にも殿祭祝詞を白するとをいふ、忌部氏に傳はる祭神宣教の秘も自らありたるべし、因て古語拾遺には神事の中より解除即ち解除の祓詞のみを中臣に歸したり。されど注に謂へる中臣禊詞なるものは、後世の文學者が華辭語調にのみ心を専らにして書たる文にて、天罪國罪の條件に淺薄なる事を臚列し、頗る聞に堪ざるともあり、是必ず古傳の神教には非ず。忌部氏早く衰へて、神事は中臣氏の獨占となりたるに因て、正統記は單に天種子命專主祭祀と説きたれど、亦左右大臣の條に、神武東征之後、天下一統、二神之系、天種子命天富命又爲左右と説きたり、此二命が當時に於る左右大臣なりしと

は疑ひなし。

當時祭政一致の神祇官は太政官、中務、大藏、宮内に、式部、治部(まだ事務は少けれど)を兼たる職なるは、前述の文中に見出さる。兵部の事務(即ち武事)に於ては、大伴久米の兩將が天孫西降に隨行し、東征の元帥となりて大勳を立たり。書紀古語に大伴氏のみを元帥となしたる誤りを正して之を考ふるに、此二氏の率るる軍は弓矢の利器を執る兵にて、因て鞞負とも稱じ、又久米の子と稱ず、大伴は鞞負を率る、大久米は久米を率るるには非ず、久米直が後に帶劍の膳夫をも率るるは景行紀忍坂の功によるとなるべし。紀に天皇定功行賞賜道臣命宅地、居于築坂邑、以寵異之、亦使大來目居于畝傍山以西、川邊之地、今號來目邑、此其緣也とあるは、大來目の下に命の字を加へて見るべし、並に高市郡の地なり。築坂は、橿原宮の附近にあり、綏靖天皇桃キ花鳥田の丘上陵も築坂に屬す。來目は、來目郷和名抄にて、久米御縣神社あり、久米部の祖高御魂命、味耳命、大來目命三座といふ、姓氏錄右京神別に、久米直、神御魂命八世孫、味耳命之後也とある、前の高は神に作るを是とす。高千穗以來の大臣大將家は皆高神兩產靈の族にして、忌部大伴は高皇產靈より出て、中臣久米は神皇產靈より

出たる、最高貴族なり、後に忌部久米は衰頹し、中臣は其始祖を別にし、或は津速魂三世孫天兒屋といひ中臣系、或は興イノ台產靈兒天兒屋紀の一書、姓氏錄(左京)に中村連は已也ともといへど、古語拾遺に神皇產靈神の子とある傳へを是となすべし、津速も、已々都も、畢竟は兩產靈の分支なるのみ。

物部は帶刀の兵にて、是も古代よりあるべし、弓兵の久米部も頭椎劍を佩ると雖も、彼は兵衛を主となす、物部は通常に帶刀の士にして、事務を執ものなり、舊事紀天神本紀に表列する物部の色目は容易に信し難しと雖も、此部民は古よりありて、神武帝の橿原奠都より可美真手命の統轄となり、因て物部氏の起りとなりたるとは殆ど疑ひを容れず。物部氏の起りについては、紀記に惟是を物部連の祖と記注せるのみ、姓氏錄の石上朝臣にも神饒速日命後也と記するに止まる、只古語拾遺に、日臣命帥來目部、衛護宮門、掌其開闔、饒速日命帥、內物部、造備矛盾とあり、舊事紀には此事を敷衍せり、後人は之を其據となす、思ふに當に然るべし。是に據れば、神武帝以來は大伴久米二氏衛門の將となりて久米を統たるを、後世衛門衛府の起りとなし、物部氏の内外物部を率るたるを帶刀、瀧口、及び刑部、物部等の起りとなす、古代尙武

の俗は、物部を用ふる職務は甚だ多かるべく、後の守護、逮捕、糾弾等は皆此等の職として行ひたるべし。今存する諸國の久米郡郷及び物部、兵主等の神社は、久米部や帶刀の武士を團結したる跡の地名に残れるなり、當時の徴兵法は、釋ぬるに由なけれど、以上に述たるにて文武官職の大綱を推知する料となすべし。

舊事紀の宇摩志摩治命天孫本紀の下に、天皇寵異特甚、詔曰、近宿殿内矣、因號足尼、其足尼之號自此而始矣とある、足尼は新羅語にて宿衛の義となす、即ち宿禰の起りなり、紀には只褒而寵之、此物部氏之遠祖也とあるに止る。舊事紀に、又物部連等、祖宇摩志麻治命、與大神君、祖天日方奇日方命、並拜爲オスクニノリキトマテス申食國政大夫也、其天日方奇日方命者、皇后之兄也、大夫者今之大連大臣也とある、申食國政大夫の官は余の信受せざる所なれど、物部三輪二氏の權を執たるとは注目し考へざるべからず。可美眞手は物部を總べ、三輪氏より皇后を立て、是より兩家は第四第五一は高魂、二は筑紫、三は吾田の外戚となり、殿内に大國魂神を天照大神の靈と同祭するなど、みな此二氏の權勢盛んなりしを思ひ知らるゝ、此時代より宿禰といふ近侍の大夫始まり、機密に參し、神祇官の外に大臣ありしと、猶後の太政官に於る中務の如きものにてありつらんと、此等の傳

聞に就て推測するはあながち誤りに非ざるべし。

第十一章 大倭闕史時代。

○第四十八節 大倭の生意と東國開拓。

神武天皇の高千穂を發して、大倭を討平らげ、國家を肇め給ひたる顛末は、前章に述たるが如く簡畧なる歴史にて、且紀記の錄する文中には、後の修史者が誤解もあり、敷衍もあり、粧飾もあり、又亂錯もありて、眞の史實と覺しき事を洗ひ舉れば幾許も存せざるなり。是を入史時期と定むるは覺束なき心地すれど、上代神話の中より、筑紫、安藝、吉備、浪華、草香に闇夜の燈臺を點火し、紀倭兩國に異教異族の雜處したる状態を彷彿に見るは、亦決して口口相傳の談のみにはあらず、西國に漢字の輸入して記録の傳はりたるには相違なし。因て簡畧なる史實を根據となして、出來得る限りは徵跡を求めて、更に當時聯島の景況を考ふるは古史を讀むものゝ任務なるべし、まづ倭紀兩國より其緒を挑げん。

余が十餘年前に國史地理を考へしとき、統計を録しおきたる畿内紀伊の地積耕

地人口の數を此に記しおく。

畿内	七〇萬町	耕地	一四萬六三〇〇町	人口	二四四萬
紀伊	五九萬町		五、一〇〇〇町	七〇萬	
合	一二九萬町		一九萬七三〇〇町		

此の如く耕すべき平野は地積六分の一にすぎず、其六分の五は熊野、吉野、高野等の地域にて過半數を占む、紀伊は木國なり、上代より樹木繁茂たれば山嶺の半は有利の地なるべし。此表にて人口の希疎なりし上代を推想するに、大倭の三分二は吉野郡にて、平地は青垣山の平原と、宇陀の平原とあるのみ、耕作邑落の民族に於ては瑞穂國とも覺えず、巢棲穴居の野蠻が小谿を阻て、處々に聚落をなし、謂ゆる螢火耀き草木磐根の言語するに適當したる地理なり。史記の西南夷傳に、自滇以北、君長以什數、皆魁結耕田、有邑落、（音） 駕昆明、遷徙母常處、母君長、自駕以東北、君長以什數云々と、其他濮に百濮、越に百越と稱へ、支那の南部雲南までの山嶺は、深林谿谷の間に野民の聚落をなしたるは總て同様の光景なり。これに較ぶれば、日本は地積の狭窄なる故に聚落も亦小に、宇陀には國見山を巢窟する八十梟帥あり、十市郡邊には磯城八十梟帥あり、葛城山には八十梟帥あり、是みな蝦夷の族にて、兪暴の野民と

す。吉野の谿に占據したる贊持、井光、國栖も北種と思はるれど、是は別族にて稍邑落をなすものゝ如し。紀の海岸に占據したる戸畔といふ酋長は南種の別族ならん、熊野の奥に居る荒振神も其族類なる歟。偕宇陀の兄猜、青垣山内に於る大三輪の一族を首とし、兄磯城及び戸畔、祝と稱ふ土蜘蛛は、みな南種にて、神教若くは異教を以て彼北種の梟帥を懐けて、或は兵となし、或は力役に服さしめ、以て拓殖を圖りたるものと思はるゝ。土曠人希なる時代は甚だ生口に渴するものにて、露國が死刑を廢し、米國ユタ州にモルモン教の弘まる等皆其事情に原由したるとなり、故に其管理も疎濶にして、競争鈍き故に、狭き地界の内に豪族の相集るが如くなれど、其實は草萊茂り、樹木榮へ、其中に便宜の地を占有して、比較的に勢力の大なるものと思像すべし。此は大倭紀伊の歴史略現れたるに據て、日本聯島内を概括する準率となし、豫め述ぶ所なり。

神武帝檀原に國家を肇め給ひし時、大倭を經畫ありし、大概をいへば、可美、眞手、は、歸順の後に、彼長髓彦が占據したる鳥見莊添下平郡より河内哮峯附近までを占有したるべし。三輪氏當時は主は御諸山の神域を中心として、狭井河上に居館あり、附近の

山野は其領地にして、五十鈴皇后の本國なり。天皇は兄磯城を討滅ぼして、磐余邑を收め、檀原を都に定められ、磐余彦と申奉る、磐余は十市高市葛上三郡に跨る地域を稱ずなるべし、其域に道臣命へ築坂邑の宅地を賜はりて、大伴部をおき、大久米命へ畝傍山西の川邊を賜はりて、久米部をおく、久米郷抄和名是なり、久米部に稷田を開かしむといふも、此地なるべし、兩人は衛門督にて、皇宮守護なれば、宮居近くを元戎の宅地となされたるなり。紀に又以、珍彦津根爲、倭國造とあるは、山邊城下兩郡の交にある大和郷和名なり。給、弟猜、猛田邑、因爲猛田縣主、是菟田主、水部遠祖也とあるを、舊説にな、市郡竹田とするは大に非なり、是菟田主、水部遠祖とある如く、宇陀郡に在ざるべからず、猶は高倉山又高山見山の西なる宇賀志村にて、是を下縣の穿邑とす、猛田は之に多氣郷和名を加賜して、猛田縣となされたるなり、多氣は後の宇陀驛延喜式○喜今の松山町ともいひ、或は萩原初瀬口ともいふ、猶尋究すべし、主水は後の主水司の水部にて、猛田縣主之を管領したり。弟磯城、名黒速、爲、磯城縣主とあるは、兄磯城の舊邑を賜はりたるにて、其地は忍坂口より出る南にあるべし、北は御諸山の神社に近し、決して磐余には屬せず、蓋し十市郡の山原に於る磯城八十梟師の雜處地を并せて

磯城縣となされたるなり、忍坂、害屋も其内に入らん、磯城には紛はしきと多し、後に辨ずべし。以、劔根者、爲、葛城國造とあるは、姓氏錄神河内に葛城直、高魂命五世孫、劔根命之後也と見ゆ、葛城は高尾張なり、神代紀に天石窟所住神稜威雄走神之子、甕速日神、甕速日神之子、燖速日神、燖速日神之子、武甕槌神とあり、又諾尊の火神を斬て三段となす條に、劔鐔垂血激越爲神、號曰甕速日神、是武甕槌神之祖也とありて、記の坐天安河河上之天石屋、伊都之尾羽張神逆塞上天、安河之水而塞道居とある其人なれば、劔根命は武甕槌の裔孫には非ざる歟、葛城は巖邑なれば、劔根も三輪物部に匹する大族なるべし。又頭八咫鳥亦入賞例、即葛野縣主主殿部是也とあるは、山城風土記に賀茂建角身命宿坐葛木之峯とあるに引合すれば、是も葛城山の内に邑を賜ひたるならん、姓氏錄山城に、鴨縣主賀茂縣主同祖……神魂命孫鴨建津見命、化如大鳥翔飛奉導とありて、後に山城の鴨縣主となれり、即ち葛野縣主なり、文德帝の比まで主殿寮の殿部は日置子部、車持笠取賀茂五姓の人より補せられたり、又文武帝の時宇陀郡に頭八咫鳥社を建られたるは、書紀の菟田下縣に到る説を主として、葛木峯に坐する八咫鳥社に擬へたるなり。天日別命が伊勢津彦を征服して伊勢國造とな

りたるも此時にあり、姓氏錄左京に伊勢朝臣天底立命六世孫天日別命之後也とある是なり、其居所は詳かならず、北伊勢には山背凡河内忌寸の一族天津彦根命の後居る、同書右京に桑名首天津彦根命男天久之比乃命之後也とある是なり。

以上は、橿原肇國の時大倭平原に君長配布の大概を知るべき史實なり、人民の生意如何んに於ては推料を用うるより外に道なし。二千年前後に於て人種遷徙の古史を概見するに、凡そ三様に別たる、甲は農耕土著する靜體の民族なり、乙は隨意遷徙する動體の民族なり、此外に山獵海漁をなして土地を荒し回る野民を丙となす、各國の開進は甲種が乙種を化し、或は乙種が甲種を服して、州邑を作りたるに、よれど、又乙丙の野民が甲を使役したる例も少からず。大倭肇國までの民狀を觀察するに、彦媛と稱ずる南種(即ち甲種)が蝦夷土蜘蛛等多くは北種にかゝる乙丙種を服屬し住したるものにて、肇國の後とても、其管理法を進められたるに外ならざるべし。久米歌に蝦夷一人百人とある如く、南種北種共に武勇の強民なり、かゝる資質の人類を使役して、農耕に服し、開拓に従はしむるには、稜威の厭服を用ゐる外に、渠等が生死を忘れて心服する方術なかるべからず、蒙昧なる夷民に對して迂遠

なる人徳は効力なし、凡て神教なるものは蒙俗を服する要方にして、鏡の和徳は劍の稜威に勝ると萬々なり。肇國以前に當りて三輪君が三輪神社を建て、此地方に渴仰され、又猶磯城倉下戸畔などの豪族が梟帥土蜘蛛を爪牙に使用したるは、必ず神教に據るべく、居勢祝、猪祝等穴居の酋長にて他にも巫君あるを證さるゝ。其中に於て天神の御子なりとて饒速日命は尊敬されたり、神武天皇の照臨ありて饒速日命の子がこれに歸順し、檀原に氷木高峻たる宮殿を仰瞻するに及んでは、彼梟帥土蜘蛛に隸したる夷民の瞳光には金鵄の朝日に耀くよりも眩耀したるべし、大倭の開けは其心服より結成したる美果なりとす。

斯て賞功事畢り紀に我皇祖之靈也、自天降鑒、光助朕躬と詔し、立靈時於鳥見山中、用祭皇祖天神焉とある、此詔文は例の修飾あれど、鳥見山の靈時は史實なるべし、古語拾遺にも令天種子命解除天罪國罪事、爾乃立靈時於鳥見山中、天富命陳幣祝詞、禊祀皇天とあり。鳥見山は紀に金鵄の瑞ありしといへる其地にて、今の登彌神社ある外山村なり、長髓の登美とは異處なり、紀に兄磯城軍布滿於磐余邑とある其邑に屬すなるべし。靈時とは希に見る漢譯なり、説文に所基址祭地也と解し、漢志の注

に必於高山之下時、命曰時、是則凡士高處皆曰時也と解す、此時を填譯したるは神教には天神を禊祀する靈址の設けありたるにて、神代紀の一書に高皇產靈尊の勅に、起樹天津神籬及天津磐境とある、其磐境又は古語の神奈備を時と書したるにて、磐境はいはさかと訓し、石を匝して神址の兆域をなし、其中に神籬を樹て宮を建る式にてあるべし。因て按ずるに、磯城といふも音假名にはあらず、義を填譯したる名にて石を列ねて城の形をなしたるをいふと思はるれば、即ち磐境のとなるべし。毎々いひたる筑紫の神籠石は、石を列べて城壘若しくは牧址の如き圍ひをなしたり、是必ず磯城なるべく、磐境神奈備靈時といふは皆是なるべし。神籠石は筑紫に數處に發見すれど、神奈備は諸國に地名社名を遺す、多く口山にあり、故に大倭の如く土木の盛んに起りたる地は、石は盡く取除けて之を利用したるべく、餘の國々のも多くはかゝる運命に逢ふて今は存ずる處の希なるなり。

磯城といふ地名は一處に非ず、肇國時代の歴史を講ずるに、辨別しおく必要あるは、磯城縣と、城上城下の磯城と、河内の磯城縣と、相混すべからず。黒速が賜はりたる磯城縣は十市郡にて、少々は城上にも及びたらん、名を兄磯城弟磯城と稱じたる

は、此族が早く磯城を造りて祖神を祭り、以て附近の夷類を懐けたるにて、或は鳥見山の靈時は其築石に修造を加へて用ゐられ、黒速を其縣主となされたると思はる。城上城下の磯城は後に與へたる名にて、十市に近き山に三輪神社あれば、黒速の磯城を城上の地に混ぜべからず、三輪社の盛んなるときは、大國魂神を大殿に齋する程なれば、三諸山には大磯城を築きて、盛んなる宣教所にてありし故に、磯城郡の名は起りたるならん。又綏靖帝以後の后家は磯城縣主なり、安寧帝を磯城津彦と申奉る、然るに箋釋家は磯城縣主を黒速の後となす、大なる誤解なり、天武紀に磯城縣主賜姓曰連と見え、姓氏錄大和神別に志貴連、神饒速日命孫日子湯支命之後也と見ゆ、河内の志紀澀川郡等の地は物部家の本領なれば、后家となりたる磯城縣主は物部氏にて、黒速氏に非ざると明かなり。志紀郡は平地にて、河道も、地名も、後世の變化多く尋釋するに難けれど、磯城の在りし處は必ず山なるべし、志紀郡の東を大縣郡とす、姓氏錄河内神別に大縣主天津彥根命之後也とあれば、天津彥根命の磯城は此山にあり、因て磯城の名を得しに、其後饒速日命の降りたる哮峯は北の讚良郡生駒山つゞきにて、頓て登美に迎へられ、登美を誅する後には磯城地方を開いて縣を立た

るにより、其縣に別けて大縣の名を稱へたるものなり。當時大倭の状景は右に述るが如く、まだ異族雜處の荒山なるを免れざるに、鹽土翁の本謀によりて、便要なる笠狭崎を去り、此山中に遷幸ありしは疑問なり。近時の史學者は頗る解釋に苦しむ、或は誤解の説も聞ゆるにより、余はこれを思ふ久し、大和川の元は龍田口を出て、河内の平地に數派を分ちて流れ、難波住吉に注ぎ、讚良まで草香入江をたへ、へたる古き地理を知るに及んで、始めて凡河内といふ地名の義も明かになり、皇師の草香江より登美に入んとせられし故も知れ、大倭を浦安國と稱ずる意も了するを得たり。然らば大倭の龍田口生駒口はみな舟路を取るに遠からず、瑞穂の沃野に連なり、青垣山は自然の磯城をなし、中に抱ける平原は謂ゆる東有美地、青山四周にして、自然に首都を形成したり、故を以て大國主は之を擇みて徙り、天皇も亦遠く此に遷都ありたるなり。爾後稻田の開くに從ふて入江を埋め、遂に一大和河となりて、堺に流注する、今日の地形となりては、青山四周の美地も、浦安の國も縁遠くなり、因て天皇の東征までを疑ふに至れり、是歴史地理の明かならざるも迷ひの種子なるべし。

猶推開すれば東國の蝦夷を闢くも一原因ならん、九州と奥羽とは内國にては極端に隔離すれども、大陸より通覽すれば利害の關係は常に相依れり、故に關東より筑紫に赴任する例は毎に多し、當時韓地の模様は穩かならざれど、東國の事は闇黒なり、尾張の平野は天香語山命の子孫が國造を繼襲したり、建夷鳥命の子孫が元邪志國武藏上菟上、下菟上上海伊自牟夷及び遠江國造となりしはいつの比なりしにや。駿河甲斐の淺間社宮一は大山祇木花開邪姬を祭ると稱す、此比山祇氏は伊豆三島を根據となして殖民したる跡に似たり。若し此推料が果して然るならば、彼は母后の光を翳して彦火々尊の時より東方拓殖を試み、因て其地理風土の漸明かなるに従ひ、彼本國に東遷の議は動きたらんとも想像さる。爰に考へ合すべきは古語拾遺に、仍天富命率日鷲命之孫、求肥饒地、遣阿波國、殖穀麻種、其裔今在彼國、當大嘗之年、貢木棉麻布及種種物、所以郡名爲麻殖之緣也と、阿波忌部が麻殖郡を開き占住したるを糧原の朝とするは神代紀の傳説に抵觸すれど、其次に天富命更求沃壤、分阿波忌部、率往東土、播殖麻穀、好麻所生、故謂之總國、穀木所生、故謂之結城郡、古語麻謂之總也、今爲上國是也、阿波忌部所居、便名安房郡、今安房國是也、天富命即於其地、立太玉命社、今謂之安房

社、故其神戶有忌部氏とあるは、研究を要すべき傳説なり。此書の記する所は餘り地名の縁に附會しすぎて、信しからず聞ゆれど、總の岬角は安房國にて其鼻に安房神社鎮坐し、神戸忌部氏の村をなし、該地には穀楮を生し、麻紵に宜しき等、みな事實なれば、阿波忌部を徙して此國を開きたるは殆ど疑ひなかるべし。手置帆負、彦狹知二氏が紀の御木龜香に居りて材を採り、天日鷲津、昨見二氏が阿波に居て麻穀を種たるは早き時代にあらざるべからず、紀伊淡路阿波は品字相依たる地理にて、諸冉二尊の時既に忌部が著手したる國なるべし。但し總を麻とし、結を木棉とするは、例の地名附會なり、兩總の地域廣し、豈忌部一手の拓殖に成たらんや、鹿島檝取兩社は中臣氏の祖神にして、彼國に中臣部の村をなすと史に著明なり、忌部が房總を開くとき、彼氏も同しく人を遣たるに疑ひなし。出雲より總武に國を開きたるも同時ならん、總武の平衍なる遽に開殖を遂らるべきに非ず、蓋し神武帝の東遷後は有力の貴族みな東國蝦夷を攘ふて土地を占有したるにて、中臣氏、出雲氏等にも家記の傳はるならば、忌部氏と同しく自家の功を主張したる説あるべし。余久しく總とは麻によりて名を得といふを疑へり、去年安房に往き、長狹郡加茂川に貝渚と

書いて貝つさと呼ぶにより、渚は家の訛りならんと問ければ、渚をつさといふと答へたり、されば總は彼方言にて濱渚をいふ、上總の夷隅より九十九里濱の漁場は海上の銚子に連なる、因てつさ國と稱したる古き名なるべし。日本聯島に於て平野の大陸地に似たるは惟關八州の野あるのみ、日本の原人として此の如き廣濶なる土を開拓するは頗る手に餘りたる業なれば、久しく莽々たる荒原に委棄したるべし、武藏野原の稱が近二三年前まで存じたるにて思ひしるゝ。古語拾遺に求肥饒地、また更求沃壤と書したるは、延暦大同の比には相當の思想ならんも、草味の世に拓殖地を擇むは肥饒沃壤よりも便要の地にあるべし、便要とは、濱港の便、道路の便、居住の便等を首とし、山谷の要、河道の要、風土の要等を數へ、是等の擇みさへに合へば、草萊の茂る地はみな沃壤なるのみ。余は安房神社の位地を覽るに、忌部等は相摸より海を航して、北條の平沃を擇まずして、布良の港を險要となし、此より上りて岡巒を阻つる安房社の處に神戸を居住させ、以て根本の地に定め、而して麻穀に宜しき山谷原野を擇みて種付しめたると思はるゝ、結城が果して木棉より得たる名ならば、下總の衍沃にはあらで安房に結城てふ地のあ

るやに聞く。又開拓に於て最も必要なるは耕丁農漢を得るにあり、換言すれば奴婢を使役するを第一の緊要となす、學者よくかゝる要點に注意すれば迂疎を免るゝを得べし、今とても開拓すべき沃饒は猶多し、これに著手せんとすれば資金器械は得るに難からず、技術者も雇ひ得らるれど、耕作の勞を取る男女こそ第一の難事なれ、余は聯島内に於て移住民の乏しくて沃饒の荒たる地は猶存するを知る。草味の世に當りても、開拓の進みに澀りたるは人口の希疎なるに因ずんばならず、此時に當りては君長の威力は賤民の生死を隨意に宰制するを得ると雖も、たゞさへ乏しき人類を輕易に斬滅するは、是實を破毀するに同し、さりとて耕作に慣れぬ蝦夷國栖等を驅りて田畝に使役するも困難なるべし。此時に當りて野民を馴使するに最要なるは神教者なり、忌部中臣及び出雲氏の如きは野民の心を收攬して勞苦に耐へしむるに最好の教導者にてあるべし、而して忌部氏の下には紡績の技師も多ければ、房總の山原に麻穀の産物を開きたる績は必ず多からん。之を要するに開拓には穀を種るを主とす、中臣氏の鹿島香取は最も水田に適し、出雲氏の武藏海上も亦然り、夷隅の岡原は殊に便要の國にてあるが如し。

○第四十九節 西國及び韓地の變遷。

天皇高千穗宮を去給ふてより、熊襲筑紫等西國の史實はまた闇となりたれど、稻氷命の往て君臨し給へる海原方面は漢韓兩史に就て略は尋釋すべく、其光を導きて筑紫あたりの光景も彷彿に知らる。初め瓊杵尊の御世に、漢武帝朝鮮を滅ぼし、其時韓地を如何に廣濶に開込たるにや、四郡を置たり、第四十節其實は閩中郡に較する程の地なれば、やがて不要を覺り、彥火火出見尊の御世元照帝始五年に眞番臨屯を樂浪郡に并せ、濊沃沮等を屬し、玄菟を遼河の上流なる平州に徙して、烏桓鮮卑扶餘句驪小水等句驪を屬したり、是に於て樂浪の境土俄に廣遠にすぎ、因て不耐地濊に東部都尉を置て濊沃沮を管轄させ、東樂浪と稱したり。樂浪の南に於る馬韓の箕氏は名族なるを以て人望を屬し、朝鮮の滅びて樂浪の變動にもかゝはらず、晏然と金馬渚に都して東方の辰韓を屬し、廣大を自負して、下韓新良貴にも臨み、自稱して辰王となり、馬韓一統と稱じたり、後漢書辰韓人は秦の徙民にして、馬韓より東境を與へら

れ、因て秦韓といふとの傳説は、蓋し此比の事を敷衍したるならん。

當時國家の統合は至つて疎濶なるものなり、韓の南部は半島の山間に谿谷を占據し、其國國は東境の新良貴を除いて七十八國に分れ、其五十四は馬韓聯合をなし、十二は辰韓聯合をなすと雖も、君長は必ず馬韓人を推奉したりと。餘の十二は下辰聯合をなし、初めより馬韓に屬せず、筑紫に對岸して綠由深し、後の任那は即ち是なり、此等の國國は大抵山脈自然の地理に従ふて團結をなし、大なるは萬餘戸あり、小なるは數千家あり、當時の一家は眷屬奴婢の多きも、四五十口に及ぶもあるべし。此各小國を聯結して國家を成すと雖も、管理法は猶疎濶なるものなるべし。北部の地勢は漸々に平敞になりて、國邑の分れも亦散漫なり、更に長白山陰の曠野に於る烏桓、鮮卑、扶餘等は地積の廣濶なる割には聚落の人口は甚だ希疎なるものとす。されば各國の交りも亦其聯合法を推して、國勢の大小甚だ懸隔すれば、小國をして服屬の名を甘受せしめ、然るに非ざれば、平和の交りを許さず、支那の徼外諸國に於るも、日本の新羅任那に於るも、皆此權を行ひたり、馬韓聯邦の六十六國辰韓を并すに及びし時は、下韓新良貴に事大の禮を執しめたるも、此權を行へるなり、くわしき事は歴史の著れについて説く

べし、まづ新良貴の歴史を考へん。
 稻水命の新良貴に君臨し給ひしは、彼國の鼻祖朴赫居世千の時代に當る第四二
 新羅史に朴赫の時倭人と好を結びて交聘す、瓠公といふ倭人來りて國政を輔けた
 り、嘗て馬韓に聘せしに、馬韓王詰責して辰卞二韓は屬國たりしに、比年職貢を輸せ
 ず、事大の禮は此の如くなるべき乎といひければ、瓠公對へて我國には辰韓、卞韓、樂
 浪、倭人みな畏れ懷かざるなしとて、終に屈する所なかりしと見えたり。彼史の倭
 は倭奴國にて、筑紫君をさす、全聯島をいふには非ず、瓠は舟に喩ふ、海を踰て來りた
 る貴卿を瓠公といふ、此後も毎々あり、馬韓王は尙箕氏なるべし、辰韓は辰馬の兩強
 國に介まりて兩屬の禮を執たるなり、樂浪は東樂浪の濊をいふなるべし。漢志に
 武帝置郡より倭人漢に通ずるもの三十許國、歲時を以て獻見し、皆王と稱して世々
 傳統すとあるは、筑紫の邪馬臺を首として山陰九州等に於る著大なる國君縣主に中
 豪會土物と呼べしと注し、高千穂は外交には與り給はざるべし。新良貴の居世千は
 辰言人或云呼貴と注し、或は位號曰居瑟耶とも見ゆ、同名異字なり、又國を徐羅、伐と
 稱ず、方言、京と注す、是も新良貴の訛音にして、其時より金山加里州慶に都したるべし、

彼地誌輿地に赫の築ける土城は周二千四百七尺と見ゆ。朴赫の次代を南解、次次
 雄といふ、次次雄又慈は方言、巫と注す、四章十二其次の代より尼師今と稱せり。

馬韓は其後箕氏滅絶し、馬韓人復其種を立て、辰王となし、月支五十四に都し、盡
 く三韓の地に王となり、其諸國王の先は皆是馬種人とある、後漢これを辰の一統と
 稱ずれど、新良貴は言に及ばず、卞辰も馬韓種を君に奉ずるとなし、但辰韓の或る部
 が秦の逋民にて、馬韓人の下に國をなしたるものありしならん、月支の一統は纔に
 馬辰兩韓に及びたるにすぎず、三韓に王たるとは虚喝なり、新羅、卞辰は馬韓濊に隔
 てられ、漢史にも事情晦し。

新羅、馬韓の北は貊人種の句驪、濊、沃沮等に分れて各國をなすと、既に前に詳述し
 たり、第八新羅の朴氏起りてより、北に疆土を開き、貊種は又遼東に向ふて兵を用ゐ、
 遂に夫餘の南遷を啓いて高麗、百濟の建國となるに至れり、是みな國史に關係ある
 國といひ、又倭より漢に交通する樂浪郡の景況にも關係あれば、其沿革を論述する
 は冗辯に非ざるべし。句驪は眞番國なり、後漢の東夷傳に句驪一名貊耳、有別種、依
 小水爲居、名曰小水貊とあり、注に魏志春秋曰、遼東郡西安平縣北有小水、南流入海、句

驪別種、因名之小水、貂といふ、西安平は鴨綠江口の西海岸なれば、貂は韓の平安道より遼東の東南に雜處たり。又高句驪を記して、高句驪在遼東之東千里、南與朝鮮、濊、貊、東與沃沮、北與夫餘接、地方二千里、多大山深谷とある、朝鮮、濊、貊とは、樂浪、東樂浪、及び眞番(句驪)なり、漢志玄菟郡高句驪の下に遼山遼水所出、西南至遼隊、入大遼水とあれば、遼北にあり、鴨綠江の上流あたりは句驪の地にてあるべし、故に後漢書に又高句驪は東夷相傳以爲夫餘別種とありて、貂種の高句驪とは全く別なり。又夫餘を記して、夫餘國在玄菟^州北千里、南與高句驪、東與挹婁、西與鮮卑接、北有弱水、地方二千里、……於東夷之域、最爲平敞とあり、高句驪の更に北なる平原廣澤なり。高句驪扶餘は今の吉林盛京の地にて、古來人種遷徙の常なき地とす、近くは清の起るも此より南遷して盛京を據となし、支那を領有したる跡は依然たる荒寥の野と成果たり、古代も其如く、本は貂種の濊人、占住したるに委棄して南遷し、韓北に國をなすに及んで、夫餘これに入代り、漢代には漸南して遼水の源に高句驪國を聚結し、句驪と争ひたるを漢代の景況となす。句驪及び夫餘高句驪の分布したる地理の概畧は此の如し、漢時までは韓の北部なる鴨綠江の谿谷までは夫餘の進入はなき様なり。

此の如く句驪高句驪は人種に於て貂と夫餘との別あり、其地は南北を異にすと雖も、紛れを生ずるは遼源に高句驪縣あり、又貂にも高句驪王ありて、後漢書に并書しあるによる。されど彼書は其別を明かにして、高句驪王は句驪傳に敘し、高句驪傳に於ては武帝滅朝鮮以高句驪爲縣として、高句驪縣は扶餘別種の地なるを示せり。然るに其高句驪縣より南進して句驪の地を占領し、高麗國を立るに及んで、後漢書の句驪傳を剽竊して王系に補綴し、剩つさへ前漢の末より樂浪の地を侵奪したる歴史を構造したるにより、句驪は其歴史を容るゝ地なく、而して樂浪遼東の史實は紊亂されたり。故に神武帝前後に於る三韓樂浪より漢と交通の景況を釋ぬるには、高麗百濟の源を澄す必要あり、往年坪井九馬三氏朝鮮の鼎立考を著すとき、百濟新羅高麗史の妄に苦みしとをいはれき、近年の史學家この國々を考ふるもの皆迷はざるはなし、坪井氏も猶誤りを脱する能はず、其原由は後漢書の續漢書に本づき、范曄は略修訂したるまでなるを究めず、三國志を剽取したると疑ふに生ず、高麗百濟を考ふるには後漢人となりて三國志を交へざるを緊要とす。

武帝は高句驪縣をおき、昭帝は臨屯眞番を樂浪に寄せ、濊地に東部都尉をおき、玄

菟を遼地に徙して高句驪を轄し、以て前漢の世を畢りたり。高麗の始祖鄒牟の起りし時代は、高麗史に據れば神武帝より稍早し、後漢書(魏志)には其事を東明といふ名にて記したり、是は王充の論衡吉に據れるものにて、曰く北夷、橐離案後漢書に橐離に作る音同し國王侍婢有娠以下の神異は畧す、王疑以爲天子、令其母收取、奴畜之名東明、令牧牛馬、名東明、善射、王恐奪其國也、欲殺之、東明走南、至掩淲水、以弓擊水、魚鼈浮爲橋、東明得渡、魚鼈解散、追兵不得渡、因都王夫餘、故北夷有夫餘國焉とあり、後漢書魏志も略同し、因至夫餘而王之焉として、夫餘の條に敘せり、夫餘王の始祖の事なり。魏志に夫餘邑落有豪民、下戶皆爲奴隸とあれば、奴隸の行はるゝ習俗なり、後漢書に、高句驪凡有五族、有消奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部、本消奴部爲王、稍微弱、後桂婁部代之とある、此五部は唐初まで猶存し、李賢の注に、今高驪五部、一曰内部、一名黃部、即桂婁部也、二曰北部、一名後部、即絶奴部也、三曰東部、一名左部、即順奴部也、四曰南部、一名前部、即灌奴部也、五曰西部、一名右部、即消奴部也とある、方位を按し地理を検すれば、遼源にある高句驪は西部の消奴部に當り、武帝の時は其首府なるにより此を縣とせしに、其後衰微して内部の桂婁部の之に代りたるは、地理に於て鴨綠川上の卒本夫餘高麗の舊都に當り、

高麗の始祖は桂婁部の王ならんも、時代詳かならず、姑く鄒牟の時となして可なり。東明とは高句驪十月の祭天大會を東盟といふ第八節、東明とは夫餘言の天ならん、娠時の神異によりて天子と疑ひ、遂に東明王に祭られ、此名を稱じたると思はるゝ、掩淲水とは方言の大水といへば、夫餘を流るゝ大河はみな稱すべし、東明の事は、夫餘王の始祖を説きたるにて、漢魏までは惟北夷の神話にすぎず。東明を高麗の祖鄒牟となしたるは、晋代よりのとなり、二十年前盛京省懷仁縣鴨綠江上流の高麗故墟より掘出したる好大王碑の文に、惟昔始祖維牟王之創基也、出自八百里、北夫餘、天帝之子、母河伯女、即剖卵降出生子有聖以下六字減、命駕巡車南下、路由扶餘、奄利大水、王臨津、言略、然後造渡於沸流谷、忽本西城山上而建都焉とありて、既に漢史の東明を維牟となし、其都したる處を沸流谷の忽本一本となせり、此地は桂婁部に當り、即ち古碑の出たる地方なれど、漢代を終るまで桂婁部の卒本扶餘は史には著はれず、蓋し猶微弱にして、本國の夫餘王謂ゆる北夫餘、猶盛んなりき。北魏書に至り、東明を朱蒙鄒牟となして敷衍し、且朱蒙者善射也とあるは、天子と呼び、善射人と呼ぶ、皆神話によりての假號にして、定まる名はなき人なり、是を好大王十七世の祖となす、

みな父子繼統なるや定かならねど、應神帝好大王より十五世の祖神武帝まで零前
後したる時代の麗記には成帝なるべし。高麗王の系は此の如く定かならず、前漢の
末までは濊貊まささに樂浪遼東に鳴張せり、高句驪は消奴なると桂婁なるとを問は
ず猶未だ著はれざるなり。百濟の起りは魏晉の交にあり、後漢書に三韓を叙して
凡七十八國、伯濟是其一國とあるは、修史者の范曄は南宋人なるにより、時代の比較
に此句を點醒したるなり、魏志に其國名を列記したるは、馬韓五十四國に伯濟あり。
百濟の扶餘と稱む、其祖を朱蒙の子温祚とし、其時に慰禮城に據るといふは高麗王
の系よりも杜撰にて、屋上に屋を架したる忘誕を免れず。

故に前漢末、即ち神武綏靖帝の比、韓地の概形は、樂浪郡は王險城平に治して眞番
句驪を屬し、馬韓伽耶辰及び倭の三十餘國は此に亭館を設けて交通したるべく、東
部都尉は東樂浪耐に治し、濊沃沮を屬して現存したると、後漢書に光武の時に更以
沃沮爲縣、屬樂浪、東部都尉と明記しあり。箕氏衰滅して、馬韓自立し、新良貴は濊沃
沮に向ふて地を開き、句驪最も強盛にして、樂浪玄菟遼東の間に波瀾を翻し、鮮卑烏
桓と離合をなし、夫餘は其東北に雄伏したり。前に略述したる如く、貊の濊、句驪沃

沮はみな戰鬪質の逞しき北夷なり、故朝鮮は燕齊秦趙の亡命逋逃の集りて建たる
國なり、朝鮮滅びて渠等が支那の文明智術を用ゐて、或は郡に投じ、或は句驪諸國に
投じて、韓地を騷動したると覺えて、後漢の一代は貊種の盛時にてありぬ、貊種衰
滅したるなり、人へて百濟は起りたり。

第五十節 手研耳の變 附后家皇族表

神武天皇の御年は前に五瀬命薨すとき三十七八歳にて在したらんといひおけ
四五且これによりて御治世を推すに、橿原肇國の翌年に五十餘后を納給ひ、后の
初娠に記には彦八神八井耳命を生み、次に綏靖天皇を生み、綏靖天皇の丁年に達し
給ふ比に崩したる様なれば、治世は二十四五年にて、壽は六十二三なるべし。這は
素り概算なれど、大數は違はざるべしと信ず、因て其時代を比較すれば、神武帝の崩
は漢哀帝の末、平帝の初にて、耶蘇紀元の比に當る、くわしくは後に辨ずべし。
帝は高千穗宮に在すとき、吾田の吾平津媛を納れて、手研耳命、岐須耳命、兩皇子を

生給へり、岐須耳命は吾田國に留り手研耳命は東征に従ひ、五瀬命の薨後は元帥となり、今は年四十にも達し給ひたらん、帝崩ずるに及んで、正後の腹に兩皇子在せば、三皇子の中より大統を繼給べし、紀に神淳名川耳尊立太子を記するは例の虚飾なり、立太子の定まりたらば變は起らじ、且勇武に服して兄命の推奉と矛盾す、其妄を自證するものなり。是に於て變こそ生じたれ。其事は紀記の傳へ小異あり、紀には庶兄手研耳命行年已長、久歷朝機、故亦委事而親之、然其王立操厝懷、本乖仁義、遂以諒闇之際、威福自由、立操以下は浮文なり、且此時代に喪てふ事あり、包藏禍心、圖害二弟、神淳名川耳與兄神八井耳命、陰知其志、善防之、至於山陵事畢、二句も諒闇を避乃使弓部稚彥造弓、倭鍛部天津眞浦造眞麿鑱、矢部作箭、及弓矢既成、神淳名川耳尊欲以射殺手研耳命、弓矢を作る事は其家の家記に據しならん、亦とある。記には故天皇崩後、其庶兄當藝志美美命娶嫡后伊須氣余理比賣之時、將殺其三弟、而謀之間、其御祖伊須氣余理比賣患苦、而以歌令知其御子等、歌曰、佐葦河よ、雲起わたり、畝傍山木、葉さやぎぬ風吹むとす、又歌曰、畝傍山晝は雲と居夕されば、風吹むとぞ木、葉さやげる、於是其御子聞知而驚とある。兩書を合せ考へて變故の原因は畧具はれり。余は前に五

瀬命薨して神武帝手研耳命と軍を率ゐ給ふの時、此變化によりて、最初に吾田筑紫の豫謀は齟齬となりたるべきを言ふきたり、帝の崩後に至りて、吾田出の皇子と三輪出の皇子との間に變を生ぜしは、必ずしも怪むに足らざるなり。さりながら此變の起るには、雙方皇子の裏面に黨派軋轢の附著したるを思想に抽象せざるべからず、凡て高貴人の争鬪は、決して自己の意思のみにて書きしものには非ず、必ず臣屬の利害より割出されて、其主の性質により寛猛の觀を異にすると、殆ど歴史上の通例なりとす。

手研耳の變事は、後に仁德帝崩後に起りたる住吉皇子の亂を適例として相考ふべし、彼は同胞兄弟におはし、履仲帝は長兄にて既に太子と定まりたるさへ、猶變を生じたるは、住吉社は娜津住吉の分れにて、其社領は阿曇氏(即ち筑紫君に屬す、其領家に奉じたる皇子を推立せんと圖りたるは阿曇濱子にて、其陰謀を密告したるは反對黨の近習隼人にてありぬ。かゝる變さへ起りたるに、手研耳の近習兵衛は必ず熊襲隼人なるべく、五瀬命の薨後は或は筑紫人までも此命に望みを屬したらん、且年も長じ、事故にも經驗し、また太子は定まらず、故に吾田筑紫の兩舊戚は此命を

推立せんと欲し、三輪物部の新戚に於ては嫡后の腹の皇子を立んと欲したるは、殆ど無論の事情と謂べし。此變事の要點をいへば、手研耳命、前後を娶り兩皇子を害して自立せんと圖りしに、兩皇子先發して之を殺したるなり。皇子の相害する禍を始めて歴史面に點じたれど、海幸山幸の争ひに繼て起りたるとなれば、時運の正に然るものと謂て可なり。紀の撰者は此に痛く回避の筆を勞したり、其一は太后の再讒を蔽ひ、其二は大喪中の殺戮を避け、其三は兄を戕して自立を庇ふ等、一方ならぬ心遣ひなれど、皆後世の儒學思想にて、無益の筆削なり。記に敘したる前後を娶らんとしたるは必ずしも壞倫とはせず、古俗に於て婚姻は無制限なり、母子同胞の外は相婚すると後の世まで然り、開化帝も孝元帝の妃庶母なり彦太を後に冊立されたり、手研耳と五十鈴后とは年輩略相匹すべく、后を娶らんとすると忌むに及ばず、後の歌によれば、此時も佐葦河の家に在す、手研耳は片丘に在り、且一步を避けて娶らんとする際に變起りたりとし、后を累はさずして可なり。次に起る問題は、大喪中の事とす、斬衰諒闇等は支那の古俗にて、儒學には重んずれど、我風俗は自ら別なり、殯喪の事は神代紀天稚彦の條に見え冊五八日八夜啼哭悲歌とあり、一書

に喪會者の歌へる兩首の夷曲ひな歌辭を載す、後漢書に倭の俗を記して其死停喪十餘日、家人哭泣不進酒食、而等類就歌舞爲樂とあるに略合す、歌舞爲樂は喪會者夷振の歌舞なすを客觀的に記したるなり、停喪十餘日不進酒食も情に厚き風俗とす。且此變は必らずしも殯斂中に起りたるに非ざるに、期喪諒闇に泥むは愚の至りなり。儲殺立の事は事實なり、此時儲位未定まらず、手研耳が年長にて前後を娶りて立んとせしは必ずしも篡とせず、されども二弟を謀殺する巧みありて、母后の密告に因て先發して之を斃したるは、當時の事としては正當防禦と論定して可なるべし。

手研耳殺しの事は、記には乃爲將殺當藝志美々之時、神沼河耳命曰、其兄神八井耳命、汝命將兵入而殺當藝志美々、故將兵入、以將殺之、手足わなゝきて不得殺、故爾其弟神沼河耳命乞取其兄所持之兵、入殺當藝志美美、故亦稱其御名謂建沼河耳命とあり、兵とは劔矛等にて、弓矢にあらざるべし。紀には會有手研耳命於片丘大嘗中、獨臥于大牀時、神淳名川耳尊謂神八井耳曰、吾當先開嘗戶、爾其射之、因相隨進入、神淳名川耳尊突開其戶、神八井耳命則手脚戰慄、不能放矢、時神淳名河耳尊掣其所持弓

矢而射手研耳命一發中胸再發中背遂殺之とある。古史は尙武の國俗に従ふて此の如き舉動には筆を極めて勇武を著はすを以て或は實に過たるもあらん窟室の獨臥に就て殺すとあれば弓矢も適用ならん戰慄して殺率の定まらざるは弓矢なるが是に近し。思ふに此事は三輪氏の謀計に出で而して兩皇子の勇決よく自ら之を果し給ひたるにて手研耳に於ては不意打に逢たるなり此變後の結果は吾田筑紫の人は失望に終り皇室の姻戚はいよ／＼三輪物部に移り大倭と西國との間は自然に疎隔となり後に奴國の亂及び熊襲の叛等みな此に針線を通ずるならんと雖も考ふるに由なきのみ。

斯くて記に神八井耳命讓弟建沼河耳命曰吾不能殺仇汝命既得殺仇故吾雖兄不宐爲上是以汝命治天下僕者扶汝命爲忌人而仕奉也紀は前に立太子を記したるに以承皇祖之業吾當爲汝輔之奉典神祇と作れりとありて神沼河耳尊即位ある是を綏靖天皇とす御年は母后の齡に較ぶるに二十歳左右にてあるべし。

神八井耳命は多臣の祖にして多は和大國意富郡後十市なり記に日子八井命者連之祖也意富臣小子部連坂合部連火君大分君阿蘇君筑紫三家連神八井耳命者雀部造小長谷造都那伊賀直伊余國造科野國造道與石城

船國造常陸仲國造長狹國造安房伊勢とある。日子八井命は誤りなり姓氏錄に據れば彦八井命は神八井耳命の子なり多臣の下に列記したる姓氏に此命の後を混ぜ思ふに此命は河内茨田郡後を領して家を分ちたる人ならん茨田は草香津の最寄にや景行の皇子は茨田下連となり又仁多に多神社彌志理都比古神社あり式神八德の時吳孫船の胤にも茨田勝を賜へり井耳の身を知りて位を避け子孫繁富したるを以て此の如く號して本領に齋き祭たると覺ゆ志貴縣主も此命の後彦八井の後なりと云凡そ臣連直等の尸かばねは新羅の骨と同名異字にて是を姓と共に稱ふるとは綏靖帝以後關史の時代に始まりたるべし神代には總て君主君長を天神國神と汎稱し神命彦子日姫女と稱し神明を以て崇敬しまだ君臣の別も定かならず神武肇國よりや皇室の尊嚴を生じたる様なり漢字と共に漢の政俗の流傳したる歟。されど天種子命の部族が中臣と稱し皇族貴族が臣連直等を稱し或は大權に參與する貴卿を宿禰又足と稱するなどは宿禰も韓と同政俗なるべみな其後に始まりたるとなるべし多臣の子孫が東西諸國の君長に迎へられたるは殊に注目を引くなり爾後の史闕て傍證する緣乏しけれど科野石城常陸珂及び長狹安等の國造となりたるは蝦夷を征定し坂

東國を闢き、白河^{石城}、菊多^{珂那}、兩關をちき、伊甚港を護する等の要地なり、後に垂仁帝東山都督の條にて考ふべし。又西國の伊豫、大分、及び火國、三家、阿蘇等の君となりたるは、地理に於て筑紫と熊襲との間に一の横障をねけり、是も大なる事由のあるとなるべし、後の景行帝西征に於て并せ考ふべし。

綏靖帝以後七八代の間は皇室系統の略記載されたるに止まりて、史實は全く闕たれば、何事も尋釋するに縁なしと雖も、亦此間に成たる沿革と思はるゝと猶數條あり。其一是天照大神の時より東西諸方面に天神の御子降臨あり、國縣主これを迎へて祭政一致の教化を宣布し、夷民を馴懷せしより、神別の貴姓は諸國に繁榮し、大倭奠都以後は其習例を以て皇族を諸國の君長に迎へて皇室の強盛を致せし事とす、前の多臣の子孫繁榮は其一例なり。其二是后家が筑紫吾田より三輪物部兩族に移り、皇室繁榮につれて皇族より后を出し、因て大臣大連執權の漸をなしたる事とす、次の系表を見るべし。其三是大倭奠都より君臣の分漸々と定まり、神裔の貴族に姓尸を定め、皇族と並昌へて、氏氏名名の階級をなすに至りたる事とす。其四是京師貴族の繁殖するにつれ、帝都の周圍より諸國に土地人民の領所を廣め、ま

すく、拓殖を進め、遠く蝦夷熊襲韓地を征服するに至りし事とす。此等の沿革は紀記に載たる帝皇系に姓氏録を并せ考へても、畧は尋釋するを得。

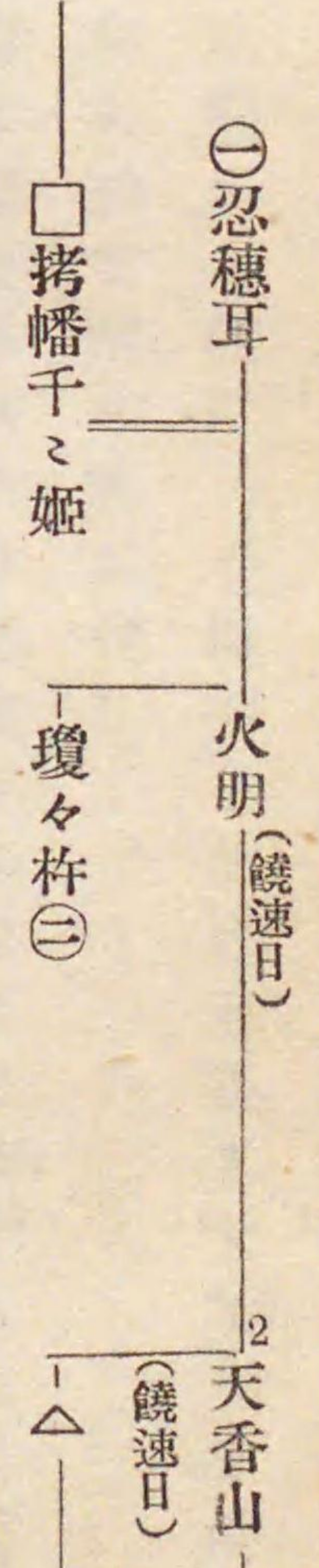
先づ國初以來の后家を考へん。前に毎々述たるが如く、國初に三柱別天神の著はれば、兩產靈家より天中主の統と聯婚して最高貴族の繁榮を進め、神皇產靈は出雲統の御祖命となり、高皇產靈は忍穗耳尊の舅戚となり給へり、是を皇室、最初の后家とす。其他に皇室を環擁する貴族は盡く皇統と兩產靈家との本支にして、國家は純ら家族政治の中より形成したり、故に皇室と公卿とは一家族の親睦を有し、すべて官人兵衛及び采女まで、これを分配し、之を共通する慣例にして、後の世まで其法を存するとなりぬ、其第一の關係は后家にあり、爰に皇室后家を表記すれば、

●は后家の本族

○は皇統
□は后 虚線は女系 ……は一説を附記す

后家の遠祖
を附記す

●高皇産靈



吾田

●大山祇

吾田君

木花開邪姫

彦火と出見

小碕

吾平媛

饒速日

可美真手

磯城縣主

彦湯支

●海神

筑紫 豊玉彦

彦火と出見

玉依姫

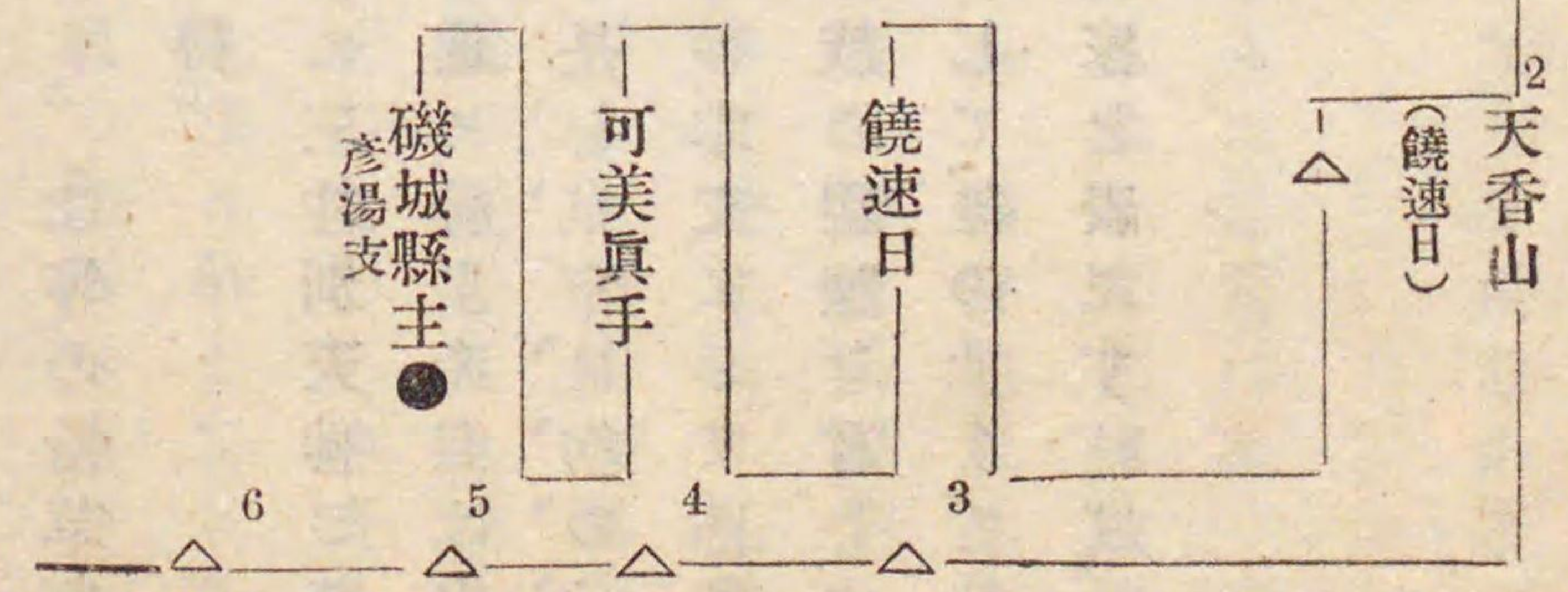
神武

大倭

神武

手研耳 殺さる

綏靖



●事代主

三輪君

五十鈴姫

五十鈴依姫

一説

淳名底媛

息石耳

天豊津媛

尾張連

●物部連

磯城縣主 彦湯支

河俣姫

川津姫

飯日姫

孝昭

穗積臣

弟猪手

大目

穗積臣(一族ナリ)

●尾張連

△

世襲足姫

天足彦

細姫

孝元

兄瀛津世襲

孝安

孝靈

孝元

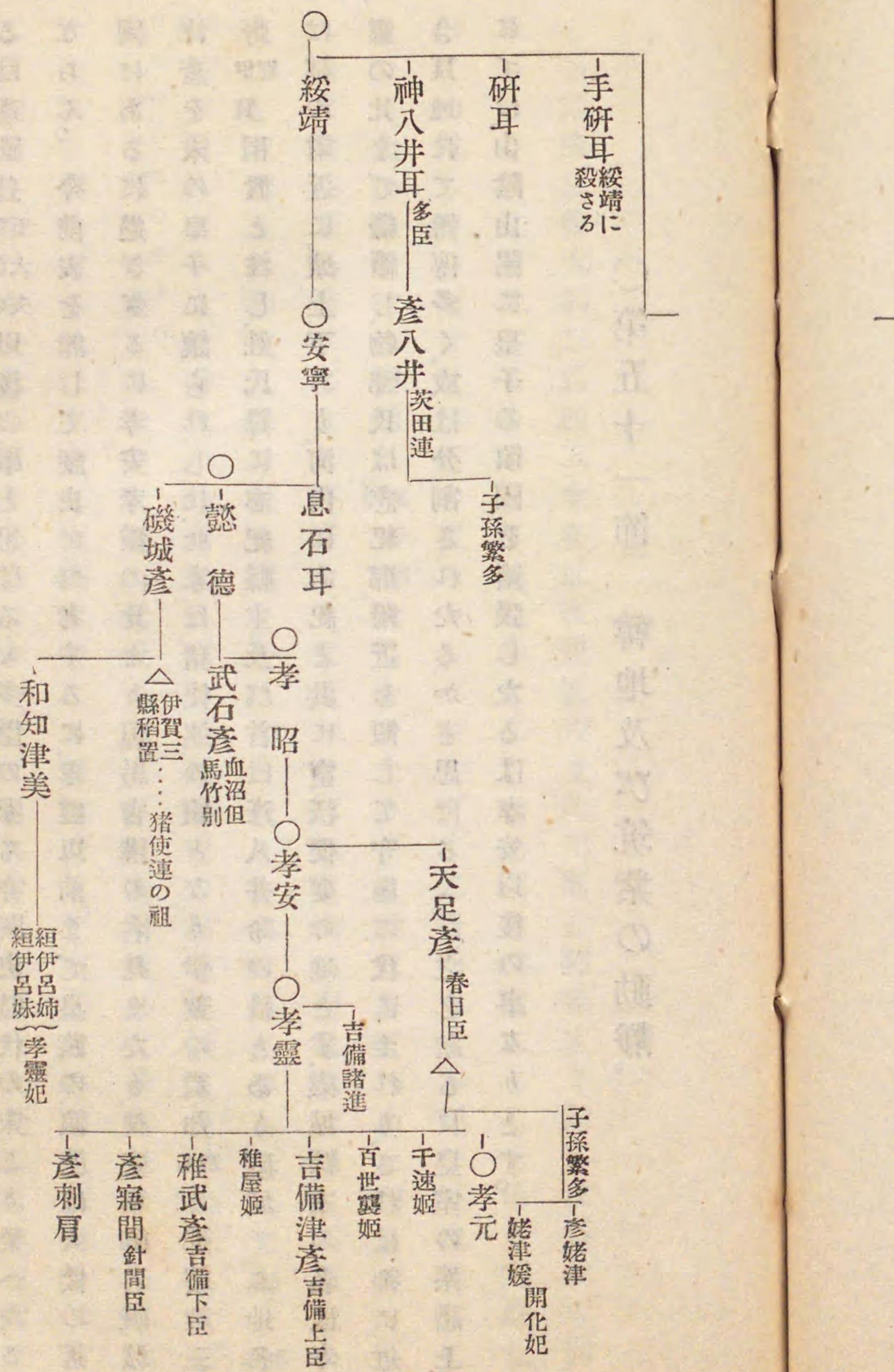
表記の如く、國初に産靈神との結婚が、日向降臨の後は國神の吾田筑紫に移りし

日本古代史講義 第十二章 大倭開史時代 第五十節 手研耳の變—附后家皇族表

に、大倭奠都に因て三輪に移り、是に於て手研耳の禍起れり。綏靖帝以後は磯城縣主より世世后を出し、惟孝安帝の押姫后は皇孫にて皇族聯婚の始めをなし、孝昭の世襲足姫后は尾張連より出たれど、是も磯城縣主と同族なり、物部氏が大連となりて朝權を執る由來は此表中にて著るし。后家の系傳は紀記同じからず、紀の異説も亦多し、今之を考ふるに、綏靖后は太后の妹とあれど、年齢の不倫なるのみならず、安寧帝の御名磯城彦は磯城縣主の外孫なるを表明するものなれば記を是となすべし。安寧の后を鴨王家三輪の女となせど、一書に記と同説あり、因て之を採れり。懿徳の后を兄息石耳の女とせるは孝安帝の姪を后に立られたるを襲用せし誤傳に近し、是も一書に記と同説を採れり。孝元后の家は穗積臣にて、物部連と同族なり、此家のみ臣を尸とするは、最後の孝靈孝元二代の后家たりしに縁るにや、皇室は其比に至り尊榮を増進したる様に思はるゝ。

次に皇族の系統を表して、此七代の間に皇室繁榮の漸を考ふるに便りせん（綏靖安寧二代に皇子なきは子孫の絶たるなるべし）。

○神武



葛城 葛下片鹽 高市輕 葛上披上 城上黒田 △高市輕
 高岡宮 浮穴宮 曲峽宮 池心宮 秋津島宮 廬戸宮 境原宮
 (桓武帝歴代の諡號を定め給はぬ以前は宮號を帝號に代用せり、古記を看るには歴代の宮號を記臆する必要あり、因て之を附記す、右は郡名地名なり)
 日本古代史講義 第十二章 大倭調史時代 第五十節 手研耳の變—附后家皇族表 三四一

多臣に續いて支族の多きは天足彦國押人の後胤とす。紀には此和珥臣等始祖也とあるまでなれど、記には天押帶日子命者春日臣、大宅臣、栗田臣、小野柿本臣、壹比草臣、大坂臣、阿部臣、多紀臣、羽粟臣、知多臣、牟壹師君、近淡海國造之祖也とあり、姓氏錄には二十姓を録せり、此家の盛んになりたるは彦國垂仁の以後の事と思はるゝ、多臣の家も亦闕史時代の末より榮へたるならん。今前表を照して歴史に參考するに、孝靈以前まで皇族の領邑は大倭の近國にあるに過ぎざるに、孝安孝靈の比より但馬吉備の名見えたり、又安寧御名磯城津彦を末の皇子に譲られしに、此家は猪使連の祖となり、伊賀の須知名張郡那婆理三野伊賀郡稻置と注し、姓氏錄に志紀縣主及び首は彦八井命の後とあり、磯城てふ地名は都の附近に、城上下あり、河内に志紀と共に富沃便要の地とす、磯城縣主の名は孝靈の比まで繼續し、物部氏は志紀郡附近を領して守屋の代に至れり、されば都に近き良地にて轉傳多く、或は分割されたるかと思はるゝ。之を統るに皇室の系譜上にては、山陰山陽に皇子の領國を擴張したるは孝安以後の事なりとす。

○第五十一節 韓地及び筑紫の動靜。

綏靖帝以後大約二百四五十年は歴史闕たり、此年曆を經過する間には歴史の顯象著しく變化を生ずるものなれば、史學をなす者此闕史時代にもあらゆる方法を以て、知得らるゝだけは講究を盡さざるべからず。二百四五十年間の歴史變化について、余は史學會の開始に史學雜誌二號論じおきたるを繰返して理由を明さん。神武帝の遷都後は、東方を經略あり、又西方は韓地常世の交通親密にて、其歴史あるべしと雖も、此間七八世の歴史闕て今は知るによしなけれど、思ふに三土聯合漢倭國をの廢れたるは此時代の終局なるべし。凡歴史の經驗に於て父子繼承九世を易れば世運は一變するものにて我近世に例すれば、徳川氏は父子繼承十世二百六十年にて廢れ、足利氏は九世二百四十年にて滅びたり。支那も亦然り、明は十二世二百七十年、宋は十一世三百十年、唐は十一世二百九十年、後漢は八世二百年、前漢は十世二百十年なり。孔子の春秋は十二君二百四十年の行事を記す、父子繼承にては九世なり、春秋學の説に此年間の行事に盛衰興亡の理は盡すといひ、又孟子は五百年而有王者興、其間必有命于世者と謂へり、其間とは二百乃至三百年間なり、是に

ついで其理由のあるを述べん。是まで東洋の君主政治は、初代君主の威徳を臣民に敷き、其子孫功臣まで國人の愛敬を得て、親親尊賢の主義を以て國家の基礎を定めたり。王者命世者とは之を謂へり。親親の道は父子兄弟に始まる。即ち父、己、子の三世なり。之に祖孫を加へ、傍系に叔姪從兄弟加ふれば、即ち祖父、父、己、子の五世にて、是までを近親となす。更に祖父の祖父と孫の孫とを加ふれば、傍系は四從兄弟に及ぶ。即ち高曾祖父、己、子、孫、曾、玄の九世なり。是を九族と謂ひ、己より數ふれば上下へ五世づゝなり。故に五世而親盡として、肉親恩愛の情は此を斷となしたり。尊賢の義は、公羊春秋に、所見異辭、所聞異辭、所傳聞異辭とあるを、或説に十二君二百四十年を三分し、後七十年は孔子の親見したる時代、中は親見の人より聞たる時代、前は又傳に聞たる時代と解したり。牽強の様なれど亦其理あり。初代君主の威徳を親く目撃したる人は愛敬する感情強けれど、三世八十年を経れば、目撃は全く耳聞に移りて感情は大に殺滅す、されど猶目撃したる人に親炙したれど、再び三世八十年を経て、又傳に聞く時代に移れば、感情は影の如く薄らぎ、更に三世八十年を経る間に威徳を愛敬する感情は消滅す、故を以て大抵八九世を易れば國家は一變す、是時代

の経過に於て免れざる情理なり。斯く十三年前に舊き春秋學史即ち史學の説を述ぶきたれど、人世の代謝によりて社會の變化を催す世運發達の自然は、此數を免れざる理を存ず、玩味すべき價は猶あるべし。

故に余は國史に對して、まづ書紀の紀年を抹殺し、古事記と同様の無年紀記事となし、別に法を求めて確たる年代を鈎知し、相當の年序に史實を配布せんと、往年天皇繼統表を製し、推古帝より先帝の崩まで、千二百七十四年を父子繼統四十六世に平均し、毎世の差率二十八年を得たり、其表は載せて國史眼の卷首にあり。同じ比那珂通世氏の紀年考は、繼體帝より今上降誕まで、千三百六十年を父子繼統四十九世に平均し、亦一世二十八年の率を得て、以て古を推し、神武帝降誕は西曆紀元前にて、檀原奠都は紀元の頃にやありけんといへり。世數ありて年數なき時代は平均世率にて推より外に方法はなし、然し此世率二十八年の數は、歷代年壽の平均にはあらず、降誕より降誕までの差に生ずるものなれば、此數は長子相續のみの差にはあらず、末子仲子の相續を混じたる平均なり。末子は長孫よりも後に生るゝと多し、天皇の歷代は現に六世の盈朒あり、更に仲子相續を細檢しなば之に倍する盈朒あり。

るべし、因て四十六世に其膺數を十世半と九世との兩様を加へ、積年數を除し、二十二年五と二十三年との平均率を得たり、以て之を長子相續の平均世率と定めたり。前にも述し如く、七章廿三節、仲哀帝の崩年は晋永和二年四曆三に確定したれば、是より逆推し孝元帝降誕まで七世の間は、史實頗る詳なるを以て詳考を遂げ、長子相續と總平均と兩世率を參用し、總年數貳百拾年を得たり、是を平均世率にて得る百九十六年に較し十四年を増せり、此年數は大差謬なきを信ず、其細説は次節に譲る。さて其定め得たる年數によれば、孝元帝降誕は後漢順帝永和二年丁丑四曆百に當り、是より七世を遡り、神武帝降誕を平均世率にて求むれば、百九十六年前なり、又長子相續率にて六世は百卅八年を得る、懿德孝安孝靈は第二皇子なるを以て、其差十二年を加へ、更に神武綏靖の差四十五を加ふれば、又百九十五年を得る、因て神武降誕は漢宣帝神爵年中、西曆前六十年比と、廿三節大數を以て年代を較しおきたり。平均世率にて推算したる總數は七世間に十年内外の伸縮は免れざるべし、稻氷命の新良貴王なるとは我系傳に存じ、新羅王朴赫が漢宣帝五鳳元年に年十三にて即位のとは、彼史に記す、是正しく稻氷命なるを證するなり、稻氷命は第二皇子なれば、神武

帝より七八歳年長なるべし、然れば神武降誕は神爵にはあらで元康三四年なるべし、凡三四、此を以て斷とすれば、帝崩じて綏靖帝即位は、前述の如く、漢平帝元年、耶蘇紀元比に相當すると、大差はなきを得るなり。

故に降誕より降誕までの世差は、人類の婚期晩期も略定まり、其早晩の習慣も考へ得らるれども、治世年壽の修短に至つては數理を以て推測し難し。但綏靖より孝元まで父子繼統にて平常無事に通過したるを以て、時代比較のために長子相續の世率を本となし、是に次子相續を加除し、以て治世の平均を求めて、其表を製しおくは、甚だしき杜撰には非ざるべし。因て爰に神武帝崩を漢哀帝元壽二年壽六となし、綏靖元年を平帝元始元年西曆耶蘇紀元一年となし、爾後七世の治世を平均するに、余去年末に起稿して、本年二月の史學雜誌に載たる仲哀以前紀年考には、長子相續の世率にて逆推し、綏靖元年を居攝二年とせしに、今稻氷命の事などを較べて、七年前に繰上たれば、彼左表の如し。

○綏靖

辛酉 元年 治 二十八年

漢平帝元始元年 七年にて新莽篡十七年、更始一年

新羅始祖三年にて祖、南解

西曆

一

○安寧

己丑 元年 治 二十四年

後漢光武建武五年

、儒理建武十二年に立

二九

○^{二子}懿德

癸丑 元年 二十八年

四年にて崩、明帝十八年、

、脱解^{中元二}年に立、

五四

○^{二子}孝昭

辛巳 元年 二十八年

、章帝建初六年、
七年にて崩、和帝十七年、
熹宗一年、

、婆娑^前立、

八一

○孝安

己酉 元年 二十四年

、安帝永初三年、
十七年にて崩、順帝七年、

、祇摩^{永初六}年に立、

一〇九

○^{二子}孝靈

癸酉 元年 二十四年

、順帝陽嘉二年、
十二年にて崩、沖帝、質帝二年、
桓帝十年、

、逸聖^翌立、

一三三

○孝元

丁酉 元年 三十二年(理由は後に辨ず)

、阿達羅^前立、

一五七

是は七世の積年數を平均世率に長子二子を差して均分したるなり、事實歴代の天壽は此の如くならず、參差として出入あるべし。されど漢韓の時代に較べて、其中數は必ず此間に在るべし、甚だしき相違はなしと信ず、徒に無年曆の中に在て茫洋として外國史を望むに勝るべし。新羅史の年紀も正確とは思はざれど、之に據りて比較するに世次略合ふ、奇と謂べし。

綏靖八年に漢は王莽に篡はれ、莽の初めに起りたる樂浪遼東の擾亂は必ず倭韓に影響を及ぼしたるべし、漢書に始建國四年、莽發高句驪兵當伐胡、不欲行、郡強迫之、皆亡出塞、因犯法爲寇、遼西大尹田譚追擊之、爲所殺、州郡歸咎、故高句驪侯驪^{後漢書に高の字なし、次句}、嚴尤奏……穢貉遂反、詔尤擊之、尤誘高句驪侯驪、至而斬焉、傳首長安、莽大說……更名高句驪爲下句驪、布告天下、令咸知焉、於是貉人愈犯邊^{王莽とあり、後漢書傳東夷}、是之を句驪の傳に收む、穢貉遂反といひ、貉人犯邊といふ、此高句驪は貉種なり、遼源にある高句驪縣の夫餘種に非ざる明かなり。下句驪とは下地の句驪てふ意味にて、遼源の高句驪縣と別ちたるならん、彼縣の夫餘の消奴部衰へて、王號の桂婁部に移りし時代は必ずしも前漢にはあらず、然るに高麗史は朱蒙が沸流谷に卒本扶餘を起したるを宣帝の比といふにより、或は驪を朱蒙と疑ふもあれど、麗史は信ずるに足らず、且其史に據るも朱蒙の孫大武神王如栗の代に當る、其武神を彰はさんと王莽より建武比までに樂浪東樂浪を陷るれ、平安道地方を占領したる様に記したるは大妄にて、此地方には濊句驪^まに強かりし時代なり。

新羅の朴赫は王莽の初めに殂して南解次々雄の世に移り、安寧帝の初め七年に

儒理尼師今立てり、朴氏三代は居世千、次々雄、尼師今と號を異にす、父子繼統なるや
 は疑あれど、且忍穗耳尊の日嗣なるに比し、稻氷命の系統には相違なし。羅史に南
 解次々雄之時、北溟人耕田、得濊王之印獻之とあるは、北に濊地を取て其要部を占有
 したる様なれど疑はし、濊王之印とは武帝元朔元年、濊君南閭等、畔衛右渠、率二十八
 萬口、詣遼東、内屬とあり、朝鮮を滅ぼす因をなしたれば、其時漢より授けたる印なら
 ん、之を北溟の田より掘出すとは信としからず、魏志に扶餘庫……傳世以爲寶、耆老
 言先代之所賜也、其印文言濊王之印と見ゆ、其は後漢の時扶餘より濊に侵入して俘
 獲したる物なるべし、此事を實となすべし。王莽篡立の後廿年間は、漢土大亂なり
 しも、韓土の樂浪郡、東樂浪郡尉は存在し、倭より交通は依然行はれたらん。後漢書
 に建武六年省都尉官、遂棄嶺東地、悉封其濊渠帥爲縣侯、皆歲時朝貢、濊同時に沃沮も
 封其渠帥爲沃沮侯、其土迫小、介於大國之間、遂臣屬句驪、沃沮とあり、魏志に不耐、華麗
 沃沮諸縣皆爲侯國、唯不耐濊侯至今とあれば、光武に至り東樂浪を廢し三縣侯
 を封したり、新羅の北界は僅に江原道の南に及ぶ程なるべし。

沃沮國は今の永興元山港在處以北咸鏡道地方なるに、介於大國とは、西に濊、句驪、北に

扶餘をいふならん、遂に句驪に臣屬したるは、韓北の蓋馬山原に於て句驪最も強く、
 同種の濊、沃沮に雄長たりしを知るべし。濊國は後漢書に無大君長、其官有侯、邑、君、
 三者、耆舊自謂與句驪同種、言語法俗大抵相類とあれば、國家團結力に最も乏しき民
 族なり、故に自立を固くする能はざりしも、曹魏の時まで不耐濊侯本國なのみ存し
 たるは、其人性愿慤、少嗜欲、有廉耻といふ功驗なるか。沃沮の句驪に臣服したる後、
 句驪復置、其中大人、遂爲使者、責其租稅、貂布魚鹽、海中食物、發美女爲婢妾焉、後漢書千里
 擔負致之、遇之如奴、魏志など、見ゆ、此後韓地に日本より國宰使者屯倉、貢采女を徵せる
 と相類す、當時大國の小國縣を接遇する習例なるべし。之を統るに、後漢の代まで
 の韓北は、咸鏡に沃沮、江原に濊、平安に樂浪、朝鮮句驪ありて、長白山脈を分ち、山北に扶
 餘、高句驪、鮮卑、烏桓、羅布したり、此を其概勢となす。

安寧天皇即位は東樂浪の廢せし比に當り、新羅の儒理は建武十二年に立てり、又
 後漢書に建武八年、高句驪遣使朝貢、光武復其王號、句驪傳とは、下句驪侯を復舊したる
 にて、卒本扶餘及び玄菟の高句驪縣とは全く別なり。其後南越に擾亂起る、常世國
 の關係あれば之を畧敘しおかん、交趾今のコチンの地に徵側徵貳とて雄勇なる姉妹

の女ありけるに交趾太守蘇定が法を以て微側を繩せしにより忿怒し其徒を聚め叛いて郡を攻ければ之を聞て九真日南合浦の諸蠻みな之に應じ六十五城を略取し交趾刺史諸太守皆僅に自守すといふ勢となりぬ光武詔を發して戰備をなし翌る十八年に伏波將軍馬援を遣はし大軍を發して之を討し一年許にて交趾を破り兩女子を斬首し渠帥三百餘口を零陵に徙し因て嶺表平定したり爾後は漢より嶺表に手を下さず常世の縣邑は寂として消息なし依然と存在したるべし。

建武二十年に韓人廉斯人蘇馬謨等詣樂浪貢獻光武封蘇馬謨爲漢廉斯邑君使屬樂浪郡四時朝謁と見ゆ四時朝謁とは頗る煩なり廉斯は馬韓の外にや猶考ふべし。光武は蔡形の材能を選抜して遼東太守となしたり形は先づ鮮卑を撃て窮追し之を震怖させたり是に於て鮮卑烏桓句驪連合して抗抵を圖りしに二十三年に句驪の蠶支落大加戴升等萬餘口樂浪郡に詣り内屬し句驪分裂を兆す二十五年句驪は遼東の右北平漁陽太原を寇掠す烏桓の誘道によれり是に於て蔡形は財利を啗はせて鮮卑を招きければ其大都護偏何邑落の諸豪より異種の滿離まで皆歸附し其他も形の威信に服して復塞に歎し遼東遂に靜穩になれり。其年夫餘王も亦使を

遣はし徯陽に奉貢す光武厚く答へて報酬の物を與へ是より夫餘の使命は年々に通ずるとになりぬ是は扶餘の本國北夫餘なりにして高麗百濟の謂ゆる始祖には非ず爾後夫餘と句驪とは遼東樂浪に反對の步趨を取る其事は百濟高麗に紛るゝを以て注意して看るべし。

懿德天皇の即位を建武廿九年と假定せり帝の初めは前に述たる筑前志賀島に埋藏されたる黄金の印を儼縣に領受したる時代なり。後漢書に建武中元二年四曆倭奴國奉貢朝賀使人自稱大夫倭國之極南界也光武賜以印授東夷傳又と記す倭奴國は倭の奴國即ち儼縣にて倭國之極南界とは漢人は倭を樂浪海の極南と思ひ奴の本國は其通津より猶南にある所の使なると聞て此く書きて其絶遠なるを珍重したるなり地理を按檢したる實録には非ず。自稱大夫とは是まで讀者は考へずして只自ら大夫と誇稱したる様に看做すは大に誤るかゝる倨傲の舉動には非ず是は前代に大夫に除せられたるに代換りになりたれども前代の資格にて至りたるをいふ其例は宋書に倭國王讚死弟珍立遣使貢獻自稱使持節都督倭百濟新羅任那秦韓幕韓六國諸軍事安東大將軍倭國王表求除正詔除安東將軍倭國王珍又求

除[○]正[○]倭[○]洧[○]等十三人平征、西虜冠軍、輔國將軍、號詔聽とある、自稱除正の字を參看すべし。されば奴國は前漢の末に既に朝賀し、使者に大夫を授けられ、此は數度の後と見るべし、印授を賜ふは前記の夫餘王よりも優遇なり、魏志に奴國は三萬戶、邪馬臺は可七萬戶と記す、合て十萬戶の國は漢の王國にても數希なる大國にて、其富強を知るべし、是は二百年後の記なれど、海神家が兩筑より諸國の要港を占領し、信越の山中まで拓殖したるを見れば、必ずしも誇張にはあらじ、以て當時日本の生齒は存外に繁庶なるを想像さるゝ。

其年新羅は昔氏の脱解尼師今の世に移れり、昔氏も亦倭人なり、羅史に神話を記して、脱解本多波那國所生也、其國在倭國東北一千里、初其國王娶女國王女爲妻、有娠……至辰韓阿珍浦……取養之、及壯身長九尺とある、是其素姓なり。其後南解次々雄の婿となり、儒理の大輔として其政を相けしに、是に至り其禪を受けて尼師今となれり、是を昔氏の祖とす、此代に國號を雞林と稱し、倭人の瓠公を大輔となし、倭國と好を修めたり。多婆那は倭國東北千里とある、倭國は奴國にて、其東北千里百今里は但馬に當る、此説既に紀年私按落合直澄に發す、余も亦これを思ふ久し、多婆那多遲麻

の音相似て、方位里程皆畧合ふ、夫のみならず但馬は新羅奴國に緣由あり、筑前風土記に、怡土縣主は高麗國新羅の誤、意呂山自天降來天日杵之苗裔五十跡手とあり、意呂山は新羅の蔚山なり、自天降來とは王位を棄て、渡來したるを云、是は後の事なれど、但馬と伊觀縣とは上古より新羅の殖民地にて、早くより其君長あり、後の形勢により、此緣故を以て昔氏の太子を迎立たるなり、稻氷命の朴氏に代るに但馬君の昔氏を以てす、新羅王家の日本に於る緣因は甚だ深し。彼史は又脱解の代より百濟に向ひ境土を拓いて、頻りに界を争ふて、攻戰したる事を記すれど、皆妄なり、此時新羅は濊貊馬韓と接壤し、百濟はまだ胎まず、扶餘も遙に隔離したり、かゝる事のあるべきに非ず。

○第五十一節 筑紫の衰亂と句驪の強盛。

孝昭天皇の即位を章帝建初六年と假定したり、新羅の昔脱解死して朴氏儒理の子姪と婆娑尼師今が立しは其前年にあり。此時代に筑紫儼國の事を後漢書に記

す、曰く、安帝永初元年西曆七年倭國王帥升等生口百六十人を獻して請見を願ふと、年
 代を較するに帥升は豊玉彦より七世の孫に相當す、是までは男子相續にて國勢を
 維持したるべし。生口を獻ずとは技能の臣民を其國に仕へしむるをいふ、仁德帝
 の百濟に博士王仁を徵され、繼體帝の時に百濟より五經博士段楊爾を貢する等に
 并せ考べし。土地と人民とを君主の所領となすとは、近き世まで存續したる政俗
 なり、されど、此政俗の昔は階級品種の中等にある程に隨分非道の虐使を受け、一種
 のスレーブなりしとを了知せんを要す、夫餘の下戸皆爲奴隸四十節また沃沮は句驪
 より發、美女爲婢妾、遇之如奴五十節とは前に述たり、日本にても賤民は奴婢にして、良
 家の男女も采徴をうけたりき、周官には人を牛馬と同欄にて賣買するを禁すとさ
 へ見ゆ、是東洋一般の風習にて、只厚薄寛猛の異なるのみ。又海賊虜掠の事を前に
 述たり十節、爰に近く足利時代の事を録して其情況を示さん、應永二十七年に朝
 鮮使節の記したる老松堂日本紀行原本は小牧昌業氏に所藏となると云に、正月十六日到梁灣、因
 泊待風、有小舟捉魚來賣、中有僧跪乞食、言我江南台州小旗、去去年被虜來此、削髮爲奴、
 不勝辛苦、願隨官去、潛然泣下、倭曰、給米則當賣此僧也、問所居地、僧曰、吾來轉賣、隨此人

二年矣、浮海而居、不知地名也、望見涯上有屋、曰此尼舍、尼歸、聞爲本國回禮來、喜曰、然則
 太平使也、吾輩乃生矣、又有空寺、謂主僧歸朝鮮、被虜不還、十九日、至對馬、島東面、泊愁美
 とある、此は海上の虜掠なり、陸上にも亦人商人の行はれたるは近き時代に及べり、
 更に古代に遡れば、賤民の奴役は慘苦の狀を想像さるゝ。然し此獻生口は其習俗
 より書たる文なれど、虜民轉賣とは反對にて、貢博士と同じく漢より祿養され士籍
 に入るものにて、秦部漢部の例と見るべし。

孝安天皇の即位を安帝永初三年と假定したり、六年に新羅の朴氏は祇摩尼師今
 の世に移れり。

此時句驪は王宮出て強武を用ゐたり。句驪は貊種なるとは前に辨したり、日本
 にては貊、高麗を並にコマと訓ずれど、句驪はコマなるべし、後漢書に濊に有果下馬
 注可於果樹下行、高麗は其省なり、貊と高麗との混雜は曹魏の代より起る、高麗人の
 句驪を剽取したるに原由したるなり。倭前朝の末より句驪王宮は始めて遼東に

兵を動かす、後漢書に宮生而開目能視國人懷之、及長勇壯數寇邊、和帝永興元年西曆百〇五年春、復入遼東、寇略六縣、太守耿夔斬破之、斬其渠帥とある是なり。

時に北境の夫餘も亦興る光武に奉貢の事前に出、永初五年、夫餘王始將步騎七八千人、寇鈔樂浪、殺傷吏民、後復歸附とあり、又句驪王宮遣使貢獻、求屬玄菟とある、句驪は北の玄菟に屬するを便となし、夫餘は却て南の樂浪に侵入したるは、地理に於て注意すべき事とす。如何んとなれば、濊、貊、朝鮮は樂浪に屬せり、玄菟郡治は遼源の高句驪縣にあるに、句驪は新莽の比より鮮卑烏桓と結びて地を遼東に拓き、今の盛京省、今は樂浪は却て南部となりたるにて、夫餘國は玄菟の北にあり、玄菟の高句驪縣は其別種にて、消奴部衰微して桂婁部王となり、南に徙りたる後に之を并せたるに因て、彼鴨綠河上の沸流谷卒本山等も版圖に入りて、樂浪を寇鈔するに至りたればなり。

右は高麗百濟の起る遠因なり、斯て元初五年西曆百十八年に、句驪王は復濊貉を催して玄菟郡の華麗城を攻む、夫餘王は永寧二年西曆百二十年に世子尉仇台を雒陽に遣はして貢獻せしめしかば、安帝は尉仇台に印授倭奴に賜ふと同文、金綵を賜ふて優遇せり、魏志獻帝の時夫餘王尉仇台、華麗は濊の地にて、前漢まで樂浪郡に屬せしに、光武東樂浪を罷め華麗

侯を封ず、魏前に見ゆ、今玄菟に屬するは蓋馬山の陽にある地ならん。句驪王が鮮卑と結び漢の邊徼を擾るにより、翌建光元年の春、幽州刺史馮煥、玄菟遼東二郡太守を引率して高句驪濊貊を征討せしかば、句驪王宮は嗣子遂成を遣はして逆戰せしむ、遂成詐て降參し、其軍を險阨の地にいれ、此に據りて以て大軍の進行を遮斷し、潛に兵三千人を遣はして玄菟遼東二郡を攻め、其城郭を焚き、千餘人を殺傷せり、其夏復遼東の鮮卑と共に遼隊を攻む、遼隊は大遼水小遼水の落合ふ要地なり、太守蔡諷軍破れて戰没し、鮮卑は又雲中居庸關等に寇す、冬に至り句驪王宮、馬韓濊貊の兵を催發して玄菟城を圍みければ、夫餘王は世子尉仇台に兵二萬人を率る往て幽州玄菟郡に助力せしめ、翌年二月、句驪の軍を擊破れり、是を句驪王宮が最後の戰とす。夫餘は使を遣はし漢に貢獻し、句驪王宮は尋て殂し、嗣子遂成立ち、明年玄菟郡に至り降服し、幽州地方暫し無事となれり、此句驪と夫餘との仕打は後の高麗百濟の反目に似たれば、二國は其變化に形成したると疑ひなし。沃沮の句驪に屈服したるは王宮の時代に於てあるべく、沃沮は越洲の對岸にて、高志蝦夷に因縁あれば、其波動は必ず我東國に及びて鎮定に勞したるべく、句驪が馬韓を脅從したるを見れば、新

羅筑紫も亦其餘波を受たらん、此比は難國や、衰勢に傾きたれば、西國の動搖は蓋し是より度を進めたるべし。

孝靈天皇の即位を順帝陽嘉二年と假定せり、翌年を新羅の逸聖尼師今元年とす。時に句驪王遂成も亦殂し、子伯固立ち、漢は玄菟郡に屯田兵六部を置いて之に備へ、爾後は濊貊率服し、東陲安靜なり、永和元年西曆百廿六年に夫餘王徂陽に朝覲したりければ、順帝黃門の鼓吹角觝戲をなして盛んに饗應し、其歸國を送れり。斯て其後質帝桓帝の間西曆百四十六年に、句驪王伯固は復遼東の西安平を侵して樂浪太守の妻子を虜掠したり。以上は皆後漢書漢志續によりて句驪夫餘二國の動靜を記す、高麗史は句驪王を自家の王系に編入すと雖も王宮遂成伯固は固り夫餘朱蒙の裔に非ざると確かなり、但句驪の版籍は後に高麗の版羅となりたれば、其土地人民は是なれど、王統は非なり、混淆すべからず。

神武天皇の白檮原に宮柱太布立て鏡劔を奉齋し國を肇め給ひし後は、諸國みな高天原に峻峙する氷木を仰いで御肇國天皇と奉申ししより、今は既に七世百七十八十年の星霜を換たり、初めは諸皇子河内山背の地を分領し、延て伊賀伊勢に及び、西

臨東降の事も絶へ、后家は歷代磯城縣主に歸し、さして隆運を徵する跡も認ざれど、皇基は此に養成されたり。追々大陸の形勢變り、筑紫衰亂に傾きければ、孝安の第一皇子を吉備武諸と稱ふは、此時より皇子を遣はして大己貴以來拓殖を進めたる吉備地方を、中朝より統轄の緒を初めたるならん、又孝昭の皇弟武石彦の子孫が多遲摩之竹別となりしは、新羅の殖民地たる彼地方に統轄を及ぼしたるならん。孝靈帝に至り、記に大吉備津日子命紀に一名彦狹芹命、與若建吉備津日子命紀に稚二柱相副而於針間氷河之前居、忌貧而針間爲道口、以言向和吉備國也、故此大吉備日子命者吉備之上道也、次若日子建吉備津彦命者吉備下道、次日子寤間命者針間牛鹿也とある。氷川は加古川の一名なり、式の日岡坐、天伊佐佐比古神社は即ち五十狹芹彦の齋瓮を居ゑて祭祀を行はれし跡にて、其二子御友別命は印南野を領せしに、後に笠朝臣の姓を賜はれり、姓氏牛鹿は飾磨の古名か、猶考ふべし。按ずるに針間以西は山嶺多し、上古に須磨關を設けしは蝦夷を防きたるにて、播東に夷俘郷美南を存ず、其後關西の野を開き、新羅も亦殖民したり、其跡は飾磨の白國山に新羅訓神社あり、蓋し但馬より山を踰て此地方に及びたるならん。播西は山險にて纔に雲伯の往還を通し、

吉備へは船を以て相往來したるに、此に至り針間を道口となし、赤穂和氣の山路を通じて、吉備の聚落を循撫されしなるべし、和氣關は神功皇后の時に設けたると謂へど、姓氏或は此時代に既に設けたると思はるゝ。吉備津彦と稚武彦と兩皇子の子孫は、吉備臣と稱して西國の雄藩となり、播磨家は後に日本武尊の外祖たり、又記に日子刺肩別命者高志之利波臣、豐國之國前臣、とあれば、高志駿河にも皇族を遣はされたるなり。孝安帝以來皇子皇族の遠國に跡を發するを見れば、多臣の關東鎮西に國縣を有するに至りたるも、亦此時代の事なるが如し、猶後に辨ずべし。

孝元天皇の即位を桓帝永壽三年と假定したり、是を新羅王朴祇摩の女婿阿達羅尼師今が逸聖に代て立たる年とす、逸聖の世より倭國と媾和してありけるが、何つの比にてありけん、金城の東海の濱に住める夫婦のものあり、郎を延鳥一にといひ、妻を細鳥といへり、或る日延鳥は藻を採りて風に漂はされ、日本國の小島に到り其王となりけり、妻の細鳥も亦夫を尋ねて往しが、風に漂はされて其島に著き、立て王妃となりぬ、時の人これを日月の精といひあへりけり、韓史の神話阿達羅二年に夫婦の住所に迎日縣をわく、今の慶州の東にあり、山陰九州に島嶼多し、古來倭韓互に

殖民地を有すればかゝる事もありつらん、今は何島なるや釋ぬるに由なし。

漢史に倭國即ち耶馬臺國は其家舊は男子を以て主となし、晉書桓靈の間に國內大に亂れて、諸國更々相攻撃て、歷年の間或は七八十年間とも主なかりし後漢書といふ、其時代を較ぶるに、孝昭帝の時に倭王帥升が漢に朝したるより以後は國勢寢衰に傾きて、西國の動搖は世を追ふて甚だしくなりしを以て、大倭に於ても皇子の遠征となり、新羅も亦拓地を圖るに至りたるなるべし。回思すれば、筑紫の豊玉彦穗見父子が皇家の舅として西國に覇たりしより、既に九世二百四五年になん／＼たり、世運一變の期に届きたれば、其支配の國內に變化を生むたるは歴史の常數と謂べし。新羅の天日槍が歸化したるは、紀に崇神帝の時とすれど、古語拾遺甚だ遅し、一説に大己貴同時とすれど、播磨風土記甚だ早し、余は孝元帝の時ならんと考定す、其故二あり、一は紀記に但馬家の系を載たるを見るに、紀は紀



圖の如く孝元帝に相當し、但馬毛理は景行帝と並ぶ年次となる。二は新羅王の系を按ずるに朴氏は阿達羅尼師今に至つて昔氏脱解の孫伐休に譲れり、年代を比較するに伐休は實は脱解の玄孫なるべし、紀に天日槍對曰、僕、新羅國王之子也、聞日本國有聖皇、則以己國授弟、知古而化歸とある、然れば昔氏の長王子にて朴氏の嗣となるに相當したるを、日本に歸化したるに因て、知古の子伐休が立となりたるなり、伐休の時代は開化帝の世に當る。孝元帝の時は倭國大亂の最中にて、天日槍は但馬及び伊觀の主となれり、伊觀縣は儼國に近接し、女王卑彌呼の時に至り、伊觀津に漢韓郡國の亭館を設けて交通の要津となしたるに、其接近の地を伊觀縣主の占據したるは、去がたき緣由のあるとならざるべからず。

是時は日本の國郡分畫も既に定まらんとする時運に近づけり、開創の時代に非ず、新羅より筑紫但馬等に殖民したるは蓋し久しきとにて、筑前雷山に存ずる神籠石は其築きし古蹟なるべく、其南肥前の山中より山の南麓まで石窟夥多しく存ず、みな其古き殖民地なるを證す、但馬も亦然るべし。前に述たる昔氏の祖が多婆那國より出て、女王國の外孫なるは、伊觀に緣由ある史實なり、此に至り其曾孫天日槍

の渡來は兩地の君長が迎へたるに非ざれば倭國の亂を鎮定せんがために自ら來れるにてあるべし、故を以て伊觀の要津は其領地に歸し、身は但馬を本居となし、但馬家と伊觀縣との兩氏を興したるなり。但馬氏の領地は此二國には止まらず、猶諸國にあり、紀に天日槍泊于播磨國、在宍粟邑、天皇遣三輪君、祖大友主、與倭直祖長尾市而問……仍貢獻物出石神寶、仍詔曰、播磨宍粟邑、淡路出淺邑、是二邑汝任意居之、時天日槍曰、聽臣情願者、臣親歷視諸國、合于臣心、欲被給、乃聽之、於是天日槍自菟道河、沂北入近江國、吾名邑、暫住、復更自近江、經若狹國、西到但馬國、則定住處也、是以近江國鏡谷陶人、則天日槍從人也とある、古談には誇誕もあれど、但馬の兼領地は此諸國にありしを以て取合せて構造たるなり。

猶考ふべきは、豊前の香春神社に辛國の息長大姫大目命を祀るを以て新羅の拓殖地ならんとは前にいひねけり八章廿九節、後に伊觀縣主が岡縣主と共に仲哀帝を迎へたるも、同じく新羅の豪族かとの疑なきに非ず、又息長とは新羅語なり、記に開化、日子座王又娶近淡海之御上祝、以伊都玖天御影神之女息長水依比賣生子丹波比古と見ゆ、紀に天日槍の近江吾名坂田郡に住し、鏡谷に從人の邑あるは、この御上祝に

縁あり、又丹波主家の後は、息長宿禰に至つて但馬日高の女高額姫を娶り、息長帶姫
神功息長彦を生み、息長帶姫皇后は新羅を親征ある、彼是を湊合すれば、但馬氏息長
氏と丹波主家とは淺からぬ縁ありて、新羅と氣脈を相通するものあるに似たり。

又紀に天日槍娶、但馬出島出石郡人大耳津耳、前女麻多鳥生、但馬諸助記には娶多遲摩

津見生多遲摩とある、大耳は以前の縣主即ち祖にて、天日槍を迎へたるものなるべし。

綏靖帝以來、關史の間を漢史に據りて韓史を參考し、以て西國の光景を彷彿に見
んと務むれど、百濟高麗は空中の蜃樓にて有も無に同し、新羅史は龜末ながらも史
實を存じ、我古記傳に吻合す、素戔嗚尊の曾戸茂梨は邈古に屬すれど、朴氏の起りは
稻氷命に適當し、昔氏の本國は但馬に適當す、新羅と日本とは國初より殆ど一國の
好みあると、倭韓古史に歴々徴さるゝ、彼史の古代に倭といふは筑紫をいふ、大倭に
直通したるは後の事なり、瓠公海外貴義といふも筑紫又は多遲摩人なるべし。然る
に新羅は一隅より振興し、後には韓地を一統するに至れり、其强悍なる日本に匹す
るを見る、故に自立の氣を存じ、數々我に抗抵し、寢興るの後はますます歡心を失ひ、
遂に相敵視するに至りたれば、や神皇正統記に、昔し日本は三韓と同種なりとい

ふとありしが、かの書を桓武の御世に燒すてられしなり、天地開けて後素戔嗚尊韓
地に至り給ひさなどいふ事あれば、彼等の國々も神の苗裔ならんことあながち苦
しみなきにや、それすら昔より用ゐざることなりと云ふ、是は新羅が韓地一統の後
に雙方の意氣張なるべく、其以前は百濟より離間されたれど、古き時代にありては
互に兄弟の情を存じ、筑紫と同様なる觀をなしたるにぞ。

關史時代は嘗に新羅加羅のみならず、西國も東國も大倭の統轄力は猶薄弱にて、
筑紫を初め諸國縣は多く半自主の姿あるが如し、其が漸次に統轄に入たるは孝靈
帝比よりの事と思へど、漢史に記したるは遠く遼東樂浪に揚る句驪の餓を望むに
すぎず、馬韓新羅は其陰になりて、筑紫の舉動二三を知るにすぎず。東國の動靜は
更に尋ねべき縁なし、句驪の背に彭張したる扶餘の史實も甚だ疎略なり、沃沮東濊
等の句驪に屬し、又高句驪に屬するを觀れば、其洵濤は東國に及びたらん。凡そ古
史に始めて記載せられたるとして、決して其事の起源には非ず、崇神帝の征夷征狄將
軍を東北に遣はされしが、蝦夷越狄の動搖したる始めに非ざるとは明かなり、思ふ
に多臣の家が科野國造道興石城國造常陸仲國造并せて安房の長狹國造となりた

るは、孝安孝靈の比に東國を征定ありたる痕跡なるべし。其類を推せば天津彦根の家が周芳國造となり、天穗日の家が津島縣主となり、多臣の家が火君、大分君、阿蘇君、筑紫三家連となり、彦刺肩別の家が豊國、國崎臣となりたる等は、筑紫の亂を鎮撫する必要より配置したるにはあらざる歟。

皇統の系譜は綏靖以後五代は疎略甚だしく、后家さへ異同一ならず、記妃の名も傳はらねば皇子の後なきは其名消滅したるべし、孝靈帝以後より后妃皇子皇女の名も稍詳かに傳はるに届りたり。孝靈の皇后は磯城縣主家より立ち、二に十市縣主といふも其實同じ、孝元帝は後の腹におはす、又春日の千々速真媛と、磯城津彦の女孫（ハ）緬姉妹とを妃となし、前なるは千々速姫を生む、春日は天足彦國押人の家なり、後なる姉は吉備津彦、彦刺肩別兩皇子を生み、妹は稚武彦、彦寤間兩皇子を生めり。孝元帝は穗積臣の祖鬱色謎命の妹を皇后となし、大彦命、開化帝、少彦男命（兄）を生み、河内の青玉繫の女埴安媛を妃となし、武埴安彦を生めり、穗積臣は一に物部連とも記す、此比まては姓尸定まらず、此代まで物部一族より后家を繼續したり、河内は天津彦根の裔、河内直磯城縣主大なるべし。帝又鬱色謎命の女伊香色謎媛を妃となし、彦太忍信命

を生たるは晩年のとにて、程なく崩したるにや、開化帝これを皇后に立られたり。

孝元帝は何故にや大彦命を繼體には立給はざりき、此命は崇神帝の朝まで朝廷の元老として東征西討に勳功を著はし、子孫は阿倍臣と稱し、内に在ては大臣家となり、外に在ては筑紫國造、越國造となり、東西の雄鎮となれり。思ふに此時は倭國の亂にて、西國の戦争ますく、甚だしくなりたるにより、大彦命は其征定に力を専らにし、位を弟の命に譲られたるにやあらん。彦太忍信命は最少子にて、其曾孫（系）誤り、武内宿禰に至り、大勳を著はし、大臣家となりたり。

日本古代史講義 第十三章 大倭の第二肇國 第五十三節 筑紫の再興 附年代比較

日本古代史講義

久米 邦武

第十三章 大倭の第二肇國。

○第五十三節 筑紫の再興 附年代比較。

孝元帝以後は皇室系譜の頗る詳かなるを以て歴代の世率を細考するを得る。孝元帝は長子なり、皇后の腹は長子大彥、次子開化帝を生給ふ、大彥は女統に於て垂仁帝の外祖父なり。開化帝は春日家の妃に彦坐王を生み、尋て先帝の妃_庶を后として崇神帝を生給へるは先帝の崩後なるべし、彦坐王は女統に於て景行帝の外曾祖父なり。崇神帝の長子を豊城入彦とす、後に大彥の女を后とし、垂仁帝を生給ふ。

大彥四十一歳の女とすれば初娠に垂仁を生とき大彥は六旬左右將軍となる八九歳前に亦
 妥當なるを得る。垂仁は中心に在て上下左右に關係あり、最も細慎を要じ、崇神垂
 仁の差を三十年と定めたり、垂仁の狹穗后を納れ、重愛三年記にて狹穗彥叛き、討
 手に向へる八綱田は少くも二十左右なるべく、父の豊城入彥は四十を踰たらん、后
 の遺言にて納られし日葉酸后を八綱田同齡とすれば、父丹波主と豊城入彥と年相
 匹し、垂仁より十歳程年長ならざるべからず、景行は其の二子なれば垂仁と差三十
 五年となす。垂仁の誕生を晩くすれば大彥の老期に迫り、豊城入彥丹波家の年に
 も狂ひを生ず、早くすれば日本武尊の後に關係するなり。景行日本武の差は長子
 率二十三年とす、其時垂仁五十八歳なれば兩道入姫は既に生れ給ひつらん、若し垂
 仁の年を減ずれば帝は益晩婚となり、景行帝早婚となりて平衡を失ふ。日本武は
 其理由により必ず早婚なるを知る、熊襲より歸京しやがて婚せられたらん、因て仲
 哀との差は長子率の短期に一年を減じて、二十一年となす。成務帝は景行即位即
 崩後より少くも三四年後の生れなれば、日本武より八歳年少とし、武内宿禰は同年
 にて其東夷を觀察したるは二十歳の比なるべし。仲哀は初婚に麿坂忍熊二皇子

を生み、神功皇后を納られしは即位後なるべく、初娠に應神帝を生み、崩後還京に叛
 ける忍熊は既に丁年に近かるべし、因て帝の壽は四十六と定む、時に武内宿禰は六
 十歳左右となる。

以上の理由を按じて前圖の男統女統に毎世の差を注記すれば、合年數貳百〇拾
 年を得る、平均率の合年數より増す十四年なり、此數は一二年を加減するを得ると
 も、上下左右の係連にて濫改を許さず、此に正當に近き理あり。夫れ百里の荒野に
 一里を差し、千里の遠洋に十里を差す、是程の差は精器乏しき測量には満足して可
 ならん。猶精究すべきは無論の事なり。

前述の如くに世差を注記して圖を作れば、

乙圖

合年數貳百拾〇年

孝元	四〇	二二	五七	二二	四六
大彥	二八	三〇	三五	二二	二二
御眞津后	二八	三〇	三五	二二	二二
開化	二八	三〇	三五	二二	二二
崇神	二八	三〇	三五	二二	二二
垂仁	二八	三〇	三五	二二	二二
景行	二八	三〇	三五	二二	二二
日本武	二八	三〇	三五	二二	二二
仲哀	二八	三〇	三五	二二	二二
兩道入姫	二八	三〇	三五	二二	二二

彦坐	丹波主	日葉酸后	八
豐城入彦	八綱田		五
武雄心			四
武内宿禰			
成務			

此年數を各世の治年に配當するは、理に於て正確を得る望みなけれども、但し當時の立后は必ず即位後にあるは殆ど事實なるべし、即ち先帝崩し明年若くは明後年の事となし、此を準據として七朝の治世を假定すれば。

孝元	治三十二年	壽五十一	戊辰崩	漢靈帝中平五年	西曆一八八
開化	治三十年	壽五十四	戊戌崩	獻帝建安廿三年	二一八
崇神	治三十二年	壽五十八	己巳崩	魏廢帝嘉平元年	二四九
垂仁	治三十五年	壽六十二	癸卯崩	晉武帝太康四年	二八二
景行	治三十三年?	壽六〇	丙子崩	懷帝建興四年	三一六
成務	治二十五年?	壽五十五	壬寅崩	東晉成帝咸康八年	
仲哀	治四年	壽四十六	丙午崩	穆帝永和二年	

景行帝の崩年は定準なし、日本武崩後七年にて西晉終るを以て此を分斷とし、成務元年を東晉元帝建武元とし、比較に便にす、大差はなからん。

右の比較に據れば、孝元帝一代は後漢書の桓靈之間倭國大亂更相攻伐の時に當り、卑彌呼の立しは開化帝の初めとなる。

開化天皇即位は漢靈帝中平六年にて、翌年獻帝立ち三國の亂に入る、新羅の伐休尼師今六年なり。奴國卑彌呼の立し時代は審かならず、新羅史に阿達羅尼師今廿年漢靈帝熹平二年五月、倭女王卑彌呼遣使來聘とあるは其初立と思はるれど、彼史の紀年も確信し難し、卑彌呼は丁卯年に死せり、開化元年を距る五十八年の後なるに、後漢書に有一女子、名曰卑彌呼、年長不嫁、事鬼神、道能以妖惑衆、於是共立爲王、とあり、年長不嫁とは三十歳左右ならざるべからず、然らば開化元年に立とするも其死は九十歳に近きに、羅史に従へば百餘歳に及び、餘り長壽にすぎ。卑彌呼は姫子にて名にあらず、景行紀に見えたる八女國の八女津媛に當る、八女國は邪馬臺の在所なり、四其國は大亂となりて、歷年定まる主なかりしに、八女津媛が神道鬼神道と謂ふ是なりを遵奉して衆心を得たるを以て、國主に推立されたり。邪馬臺の風景は卑彌子の侍婢

千人に及び見ゆる者ある少し、唯男子一人ありて衣食を給し、辭語を傳ふ、居處宮室樓觀城柵みな兵を持って守衛し、法俗嚴峻なり、男子一人ありて内外の傳達をなす、漢書後の中務の如きものなるべし、男弟ありて國を佐治す、魏志顯見の政事は弟の執權にて行ひたるなり。又筑紫の管理及び貿易の事のあらまむは、國國筑紫の國縣に市ありて有無を交易し、大倭これを監す、邪馬臺より監視するなり、女王國以北は特に一大帥を置りて諸國を檢察し、諸國これを畏憚す。常に伊都國に治する國中に於て刺史の如きものあり、諸韓の國郡より倭國に使すれば、皆津に臨みて搜露し、文書贈遺を傳送して女王に詣る、差錯するを得ずと、魏志伊都の大帥は即ち大宰帥の起りなり、此時より既に怡土城ありて、此を鎮府となしたるなり。伊觀縣の如きは其監視を受る國々にして、津に臨みて檢察するは、謂ゆる渡津見の習法なるべく、此國の専有權なると久し、以て古代の海關法を考へらるゝ。又上官の士民に於る威嚴の大畧は、下戸の大人と道路に相逢ときは、逡巡入草し、辭を傳へて事を説き、或は蹲し或は跪き、兩手地に據りて恭敬をなす、對應の聲を噫といふ、然諾の如しと、魏志近世まで諸國に於て士の國老に對する、平民の諸士に對する、ツチガ土下座てふ禮儀は、此時よりあり、由來の久しきを知る。

國々の風土產物習俗は、國人は慣て常とすれど、外國人は奇異となし、特に記録して傳ふるを以て、此等の考究には尤も客觀的の外國歴史より益を得ること多し、漢書魏志に倭の法俗を記しあるは、樂浪帶方より儼津の交通により聞見したる事にて、専ら九州北部の光景にかゝれど、以て南人種の風俗として概推するに足る。漢書までは風俗の記述なし、但儼耳珠厓郡民皆服布如單被穿、中央爲貫頭、男子耕農種禾稻紵麻、女子桑蠶織績、亡馬與虎、民有五畜、山多麋麋、兵則矛盾刀木弓弩竹矢、或骨爲鏃とあるは、且常世國の風俗として見るべし、後漢書に倭其地大較在會稽東冶之東、與朱厓儼耳相近、故其法俗多同とあり、支那南海岸と日本とは法俗相依たるを徵さるゝ。さて其次に記したるを魏志に參取して述べん、下に出自珠青玉其山有蠶桑に空しく、織績して細紵、左に圍する綿となすを知る、丹とあれど、魏志はなし、土氣溫腴にして冬夏に菜茹を生ず、牛馬虎豹羊鶻なし、其兵は矛盾木弓を用る、木弓は下を短く、大戸となくし上を長くす、竹箭或は鐵鏃、或は骨鏃、魏志下に所無、與珠厓男子は大小小民となく、皆黥面文身、諸國各異にて、或は左或は右、或は大或は小、以て尊卑の差を分つ、其男は